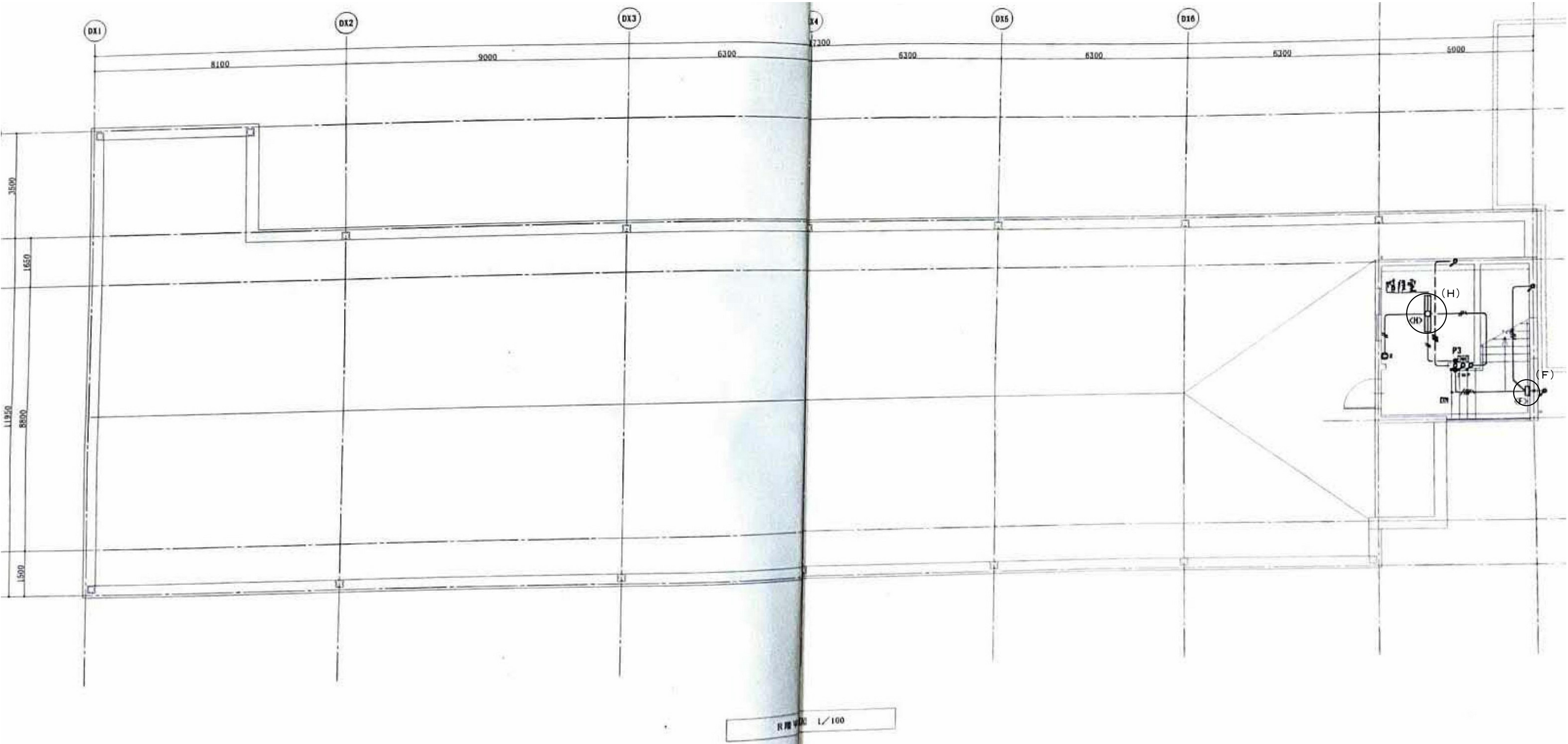




4号棟	
F	x 1
H	x 1

(電球交換型)

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

徳島県土整備部住宅課		工事名	R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1 号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E - 1 6	 (株) 上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8. 07	竣工		図面名	昭和町8丁目 4号棟 電灯設備 R階平面図 改修前後	
				縮尺	1 / 1 0 0	

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程 (本工事に关し定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金 (本工事 ・ 別途)
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。
2. 技能士
- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上り施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
	配管	・ 建築配管作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件
- 施工条件は次による。
- (1)工程表は全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- (2)施設運営に影響を及ぼす資機材の騒音・停電等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- (3)施設内での行事により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- (4)施工時間は、原則8:30～18:00までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りではない。
- (5)現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

4. 発生材の処理等
- 発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
- (1) 廃棄物の処理
- 産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 <処分区分>	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	3.0	0	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

5. 養生等
- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
6. 機材の品質等
- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式、常時商用給電方式 常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査
- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 非破壊検査
- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

(2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
2. 施工の試験・総合試運転調整
- (1) 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験(施工の試験)は、標仕及び改標仕の各編(各節)に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。

(2) 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

・ 照度測定

・ 絶縁抵抗測定
3. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。
- | 接地極の種類 | | 記号 | 接地抵抗値 | 接地極の材料 (寸法:mm) |
|--------|----------------|----------|----------|---|
| | 共同接地(A・C・D種) | EA・C・D | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | 共同接地(A・B・C・D種) | EA・B・C・D | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | A種 | EA | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | B種 | EB | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | C種 | EC | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | D種 | ED | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | ELCB用 | EELCB | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 雷保護用 | ELA | Ω 以下 | ・ EPー0.6×2 ・ EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 1 組 |
| | 高圧避雷器用 | ELH | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | 交換機陽極用 | Et | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 1 組 |
| | 本配線盤保安装置用 | EAt | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | 拡声増幅器用 | EDt | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 各種通信機器用 | EDa | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 保安器用 | ELt | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 測定用補助 | EO | ー | EB (D=14又はW=40) × 1 |
- (備考) ・EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。
・接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- 3章 関連工事
1. 仮設工事

(1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・既存電力利用 (できる ・ できない) 、 電力料金 (有償 ・ 無償)

・既存用水利用 (できる ・ できない) 、 用水料金 (有償 ・ 無償)

(2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて) 設けること。

4章 電灯設備

1. 照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

工事名 :R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事

5章 その他

1. 機器取付高さ

図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

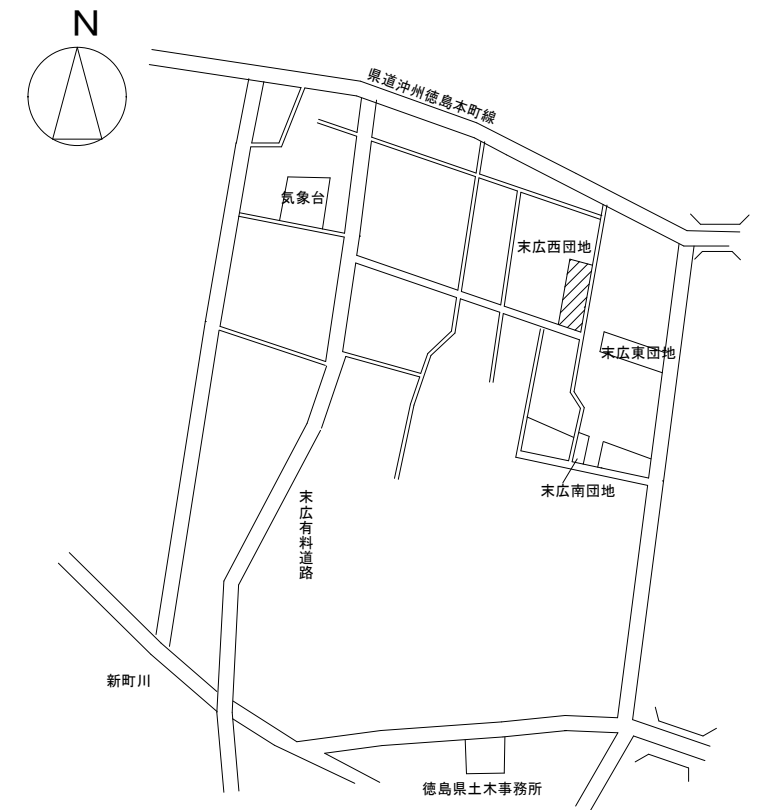
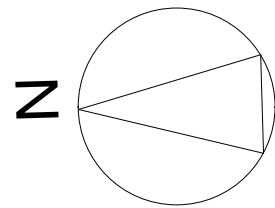
名 称	測点	取付高(mm)	備考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
〃 (台上)	台上～中心	150	
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300	
〃 (車椅子用)	床上～中心	900	
ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃 (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
〃 (外部受付)	床上～中心	標準図による	
〃 (モコタ付)	床上～中心	1,400	
〃 (カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱・発信機	床上～中心	800～1,500	
警報ベル・表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器(都市ガス)	天井下～下端	300	
〃 (LPガス)	床上～下端	300	

設計者情報:(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号

電特-07 末広西 電気設備工事特記仕様書(3)

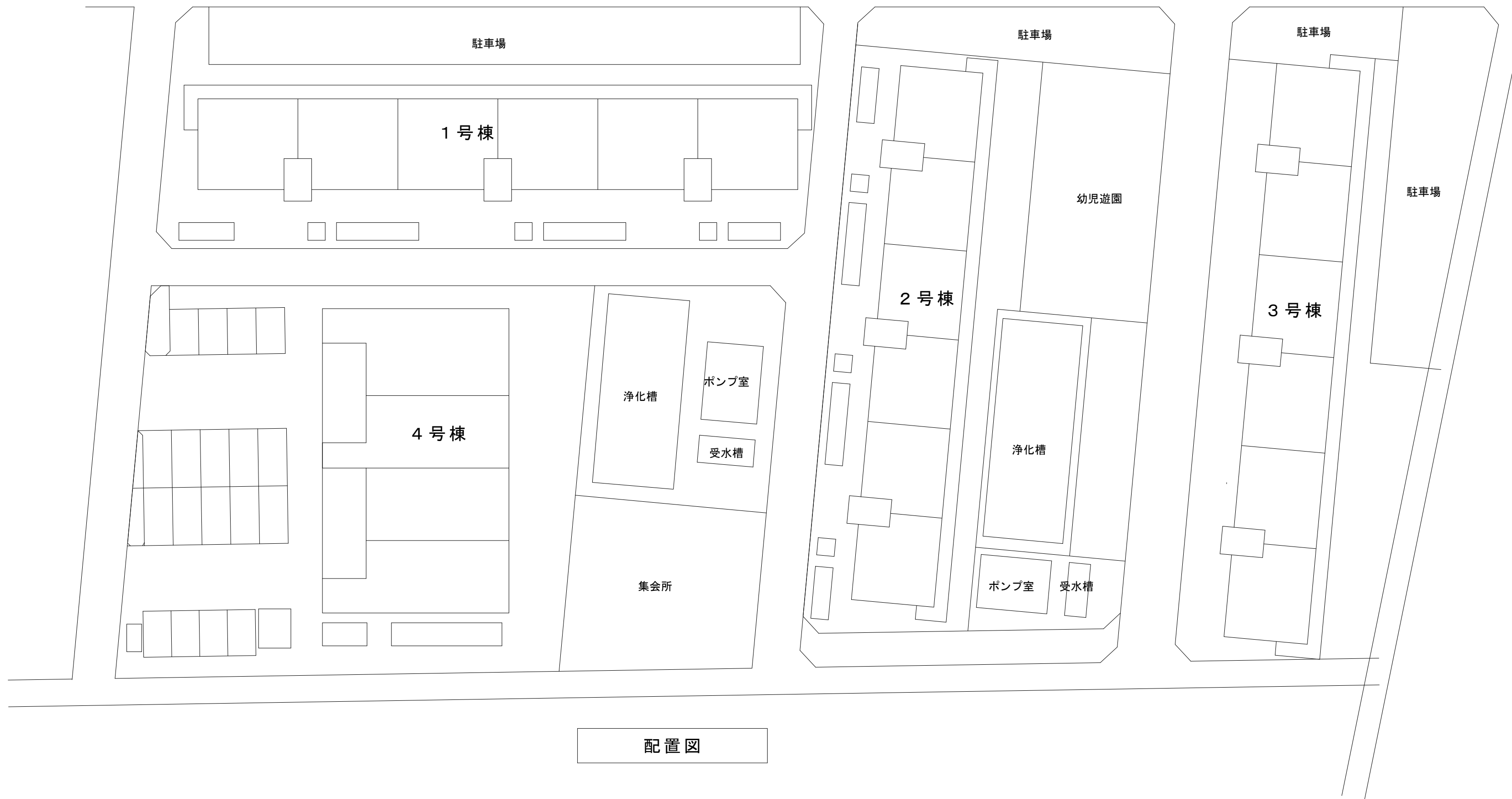
設計者情報:(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号

電特-08 末広西 電気設備工事特記仕様書(4)



付近見取図

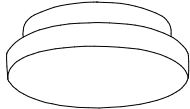
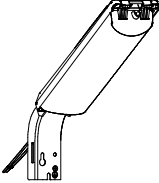
徳島市末広4丁目18



配置図

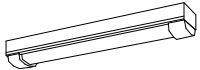
徳島県土木整備部住宅課		工事名	R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-17	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	竣工	図面名	末広西 配置図 付近見取図	縮尺	1/300	
R8.07						

< 1 ～ 3 号棟 > 【新設】

G	LEDポーチライト 60形電球1灯器具相当	I	防犯灯 蛍光灯FL20形相当
 電球色（2700K）、Ra83 器具光束410lm、消費電力6.2W、電圧100V 拡散タイプ、防湿型・防雨型、天井直付型・壁直付型、ネジ込み方式 カバー：アクリル（乳白）		 LED内蔵、電源ユニット内蔵、防まつ型、明るさセンサ内蔵、明光色 光束730lm、消費電力6.3W、電圧100V 昼白色、5500K、Ra80、光束維持時間60000時間（光束維持率80%） 本体：ASA樹脂（クールホワイト） 前面パネル：アクリル 壁面取付金具共	

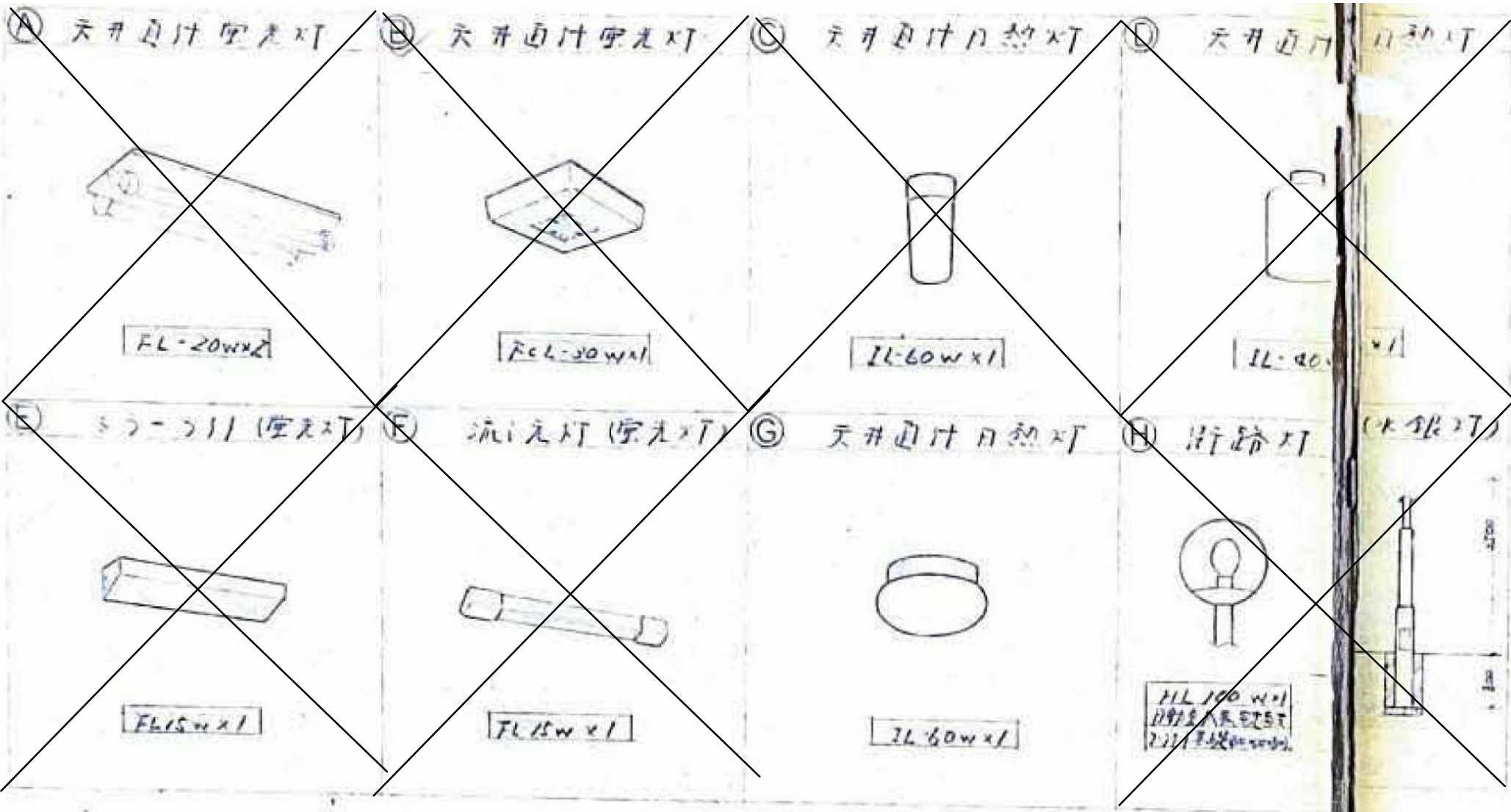
※姿図は参考とし、同等品以上とする

< 4 号棟 > 【新設】

F	LEDシーリングライト 30形丸形蛍光灯1灯器具相当	H	直付型20形 iスタイル 防湿型・防雨型
 電球色（2700K）、Ra83 器具光束965lm、消費電力10.7W、電圧100V 防湿型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式 プラスチック（ホワイト） カバー：アクリル（乳白）		 LSS1MP/RP-2-14	

※姿図は参考とし、同等品以上とする

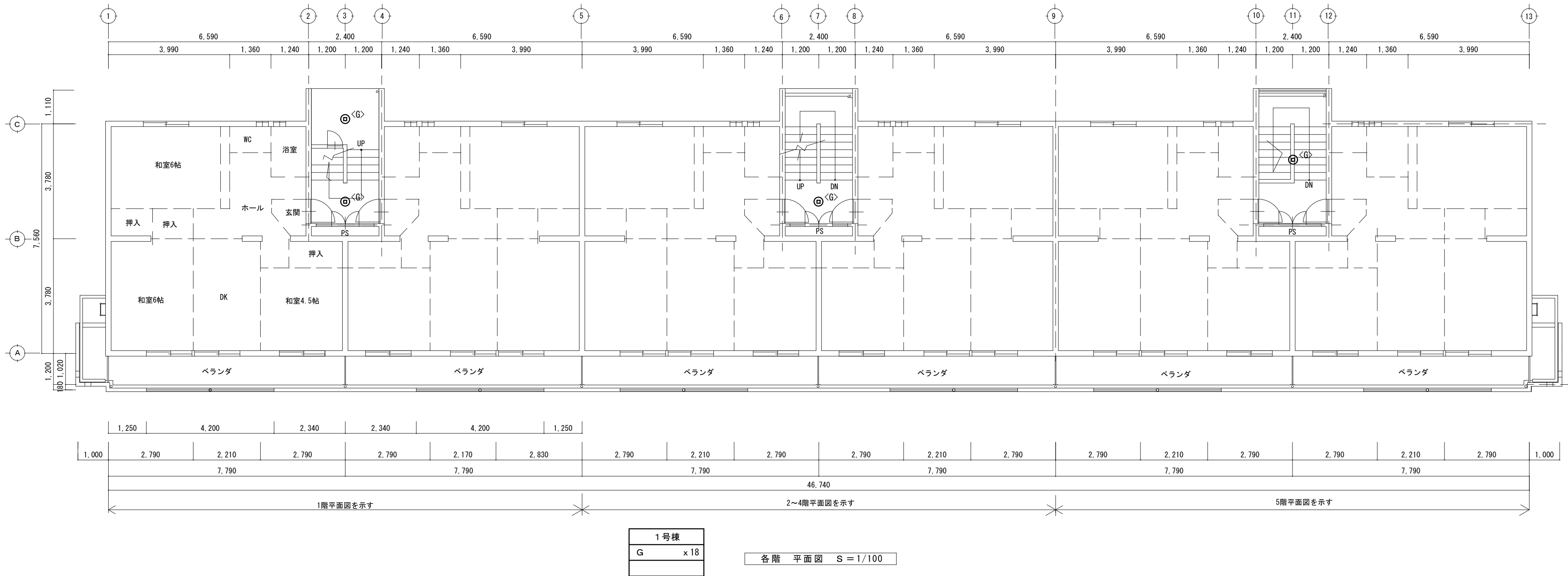
< 1 ～ 3 号棟 > 【撤去】



I	防犯灯
FL20W×1	

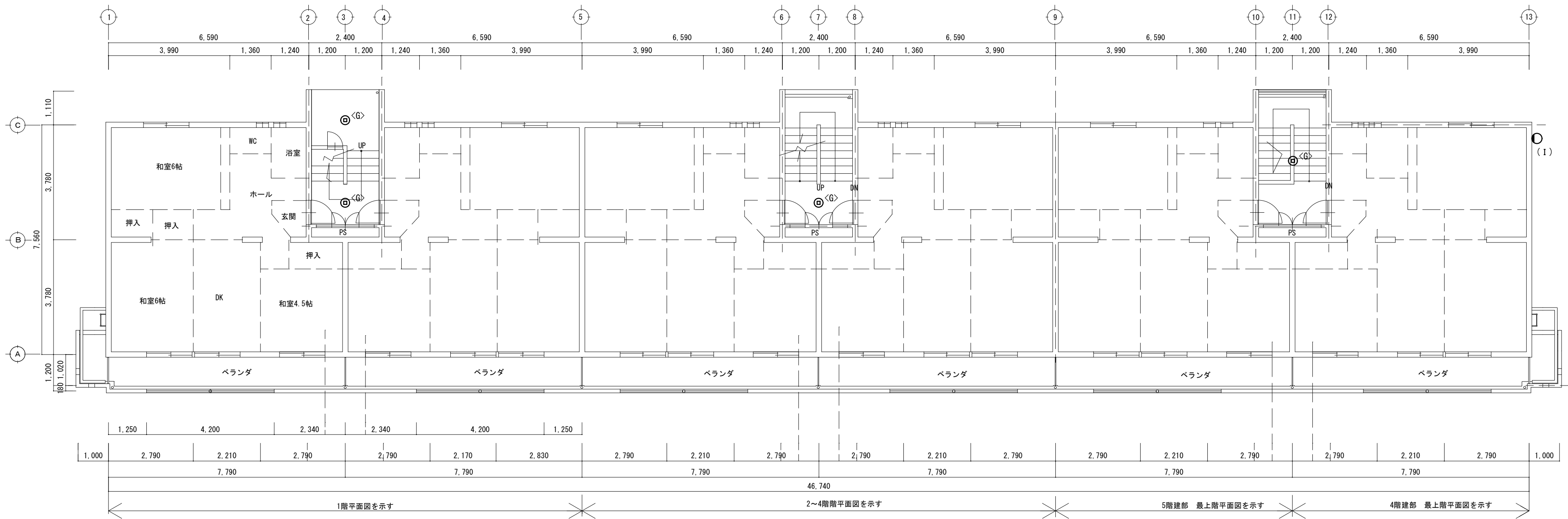
< 4 号棟 > 【撤去】

A	シーリングライト<DK>	B	キッチンライト<DK>	C	シーリングライト<WC>
 HA822ST<松下電工製>		 HW1650T<松下電工製>		 LB655-9<松下電工製>	
ランプ：FCL20W×4 GPL 寸 法：670×490×85H 本 体：プラスチック カバー：アクリル（乳白）		ランプ：FL16W×1 GPL 寸 法：665×90×60H セード：プラスチック		ランプ：1L40W×1 GPL 寸 法：φ110×160H セード：アクリル（つや消し）	
D シーリングライト（防湿・防雨型） <脱衣室>		E シーリングライト<玄関・ホール>		F ブラケット（防雨型） <外部廊下>	
 HW7652<松下電工製>		 HA8130T<松下電工製>		 NF11872<松下電工製>	
ランプ：FCL20W×1 EL 寸 法：φ295×111H 本 体：プラスチック カバー：アクリル		ランプ：FCL20W×1 GL 寸 法：φ330×76H カバー：プラスチック（乳白）		ランプ：FDL13W×1 EL 寸 法：φ270×153H カバー：ガラス	
G 反射笠付型器具（防湿・防雨型） <ポンプ室、ブローヤ庫>		H 笠なし型器具（防湿・防雨型） <自転車置場>			
 FSS1MPA-321		 FSS1MPA-201 ステンレス製ガード付			
ランプ：HF132W×1 PH9 寸 法：1240×170×114H 本 体：ステンレス 反射板：ステンレス		ランプ：FL20W×1 GL 寸 法：622×75×114H 本 体：ステンレス 反射板：ステンレス			



注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

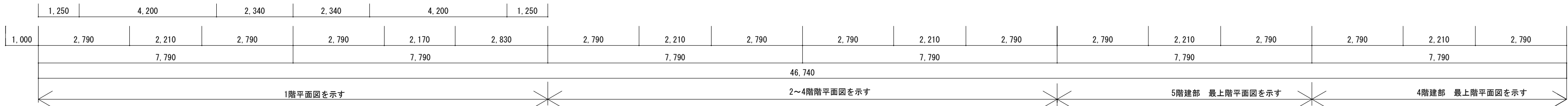
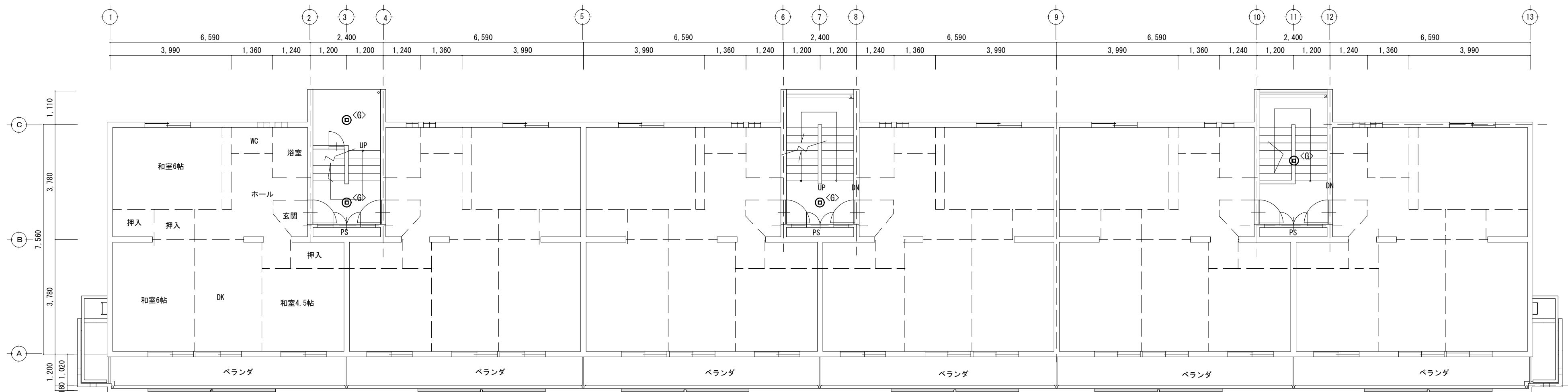
				徳島県県土整備部住宅課		工事名 R 8 住 宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1 号棟等共用部照明設備改修工事		図面番号 E - 1 9		 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2 - 1 0 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
				設計 R8. 07	竣工	図面名 末広西 1 号棟 電灯設備 1～5階平面図 改修前後		縮尺 1 / 1 0 0		



各階 平面図 S = 1/100

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

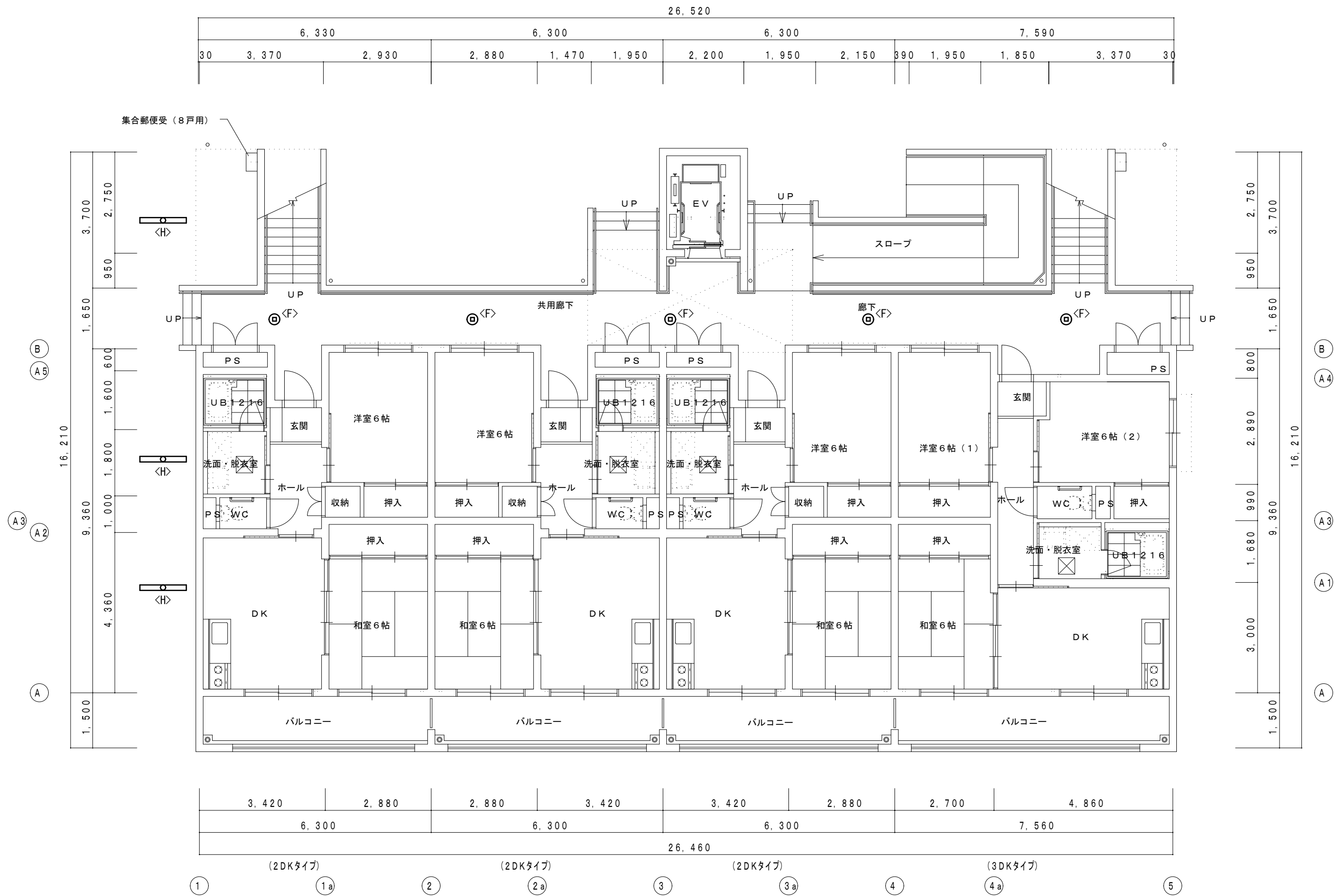
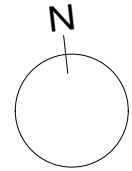
2号棟	
G	x 18
I	x 1



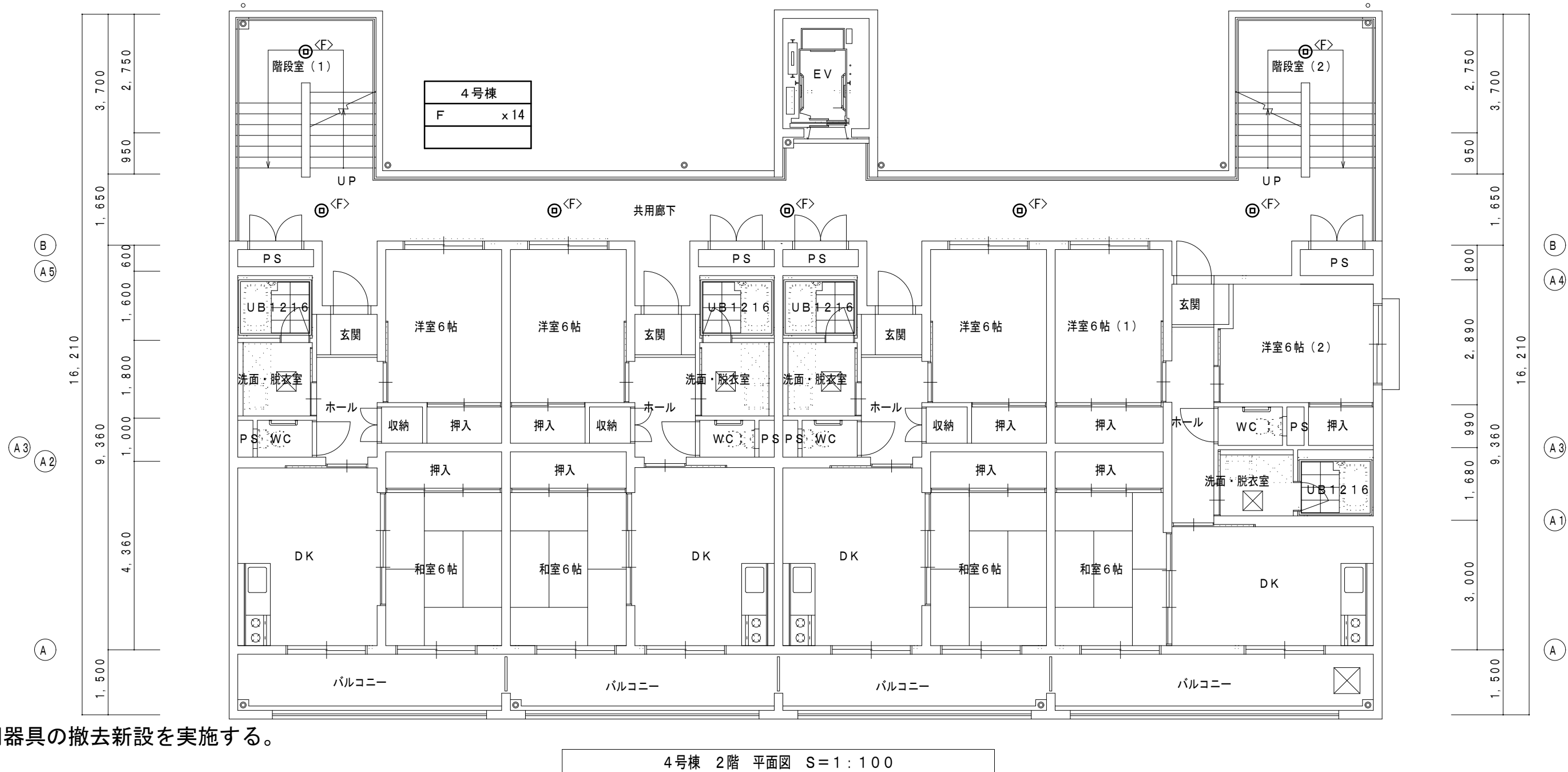
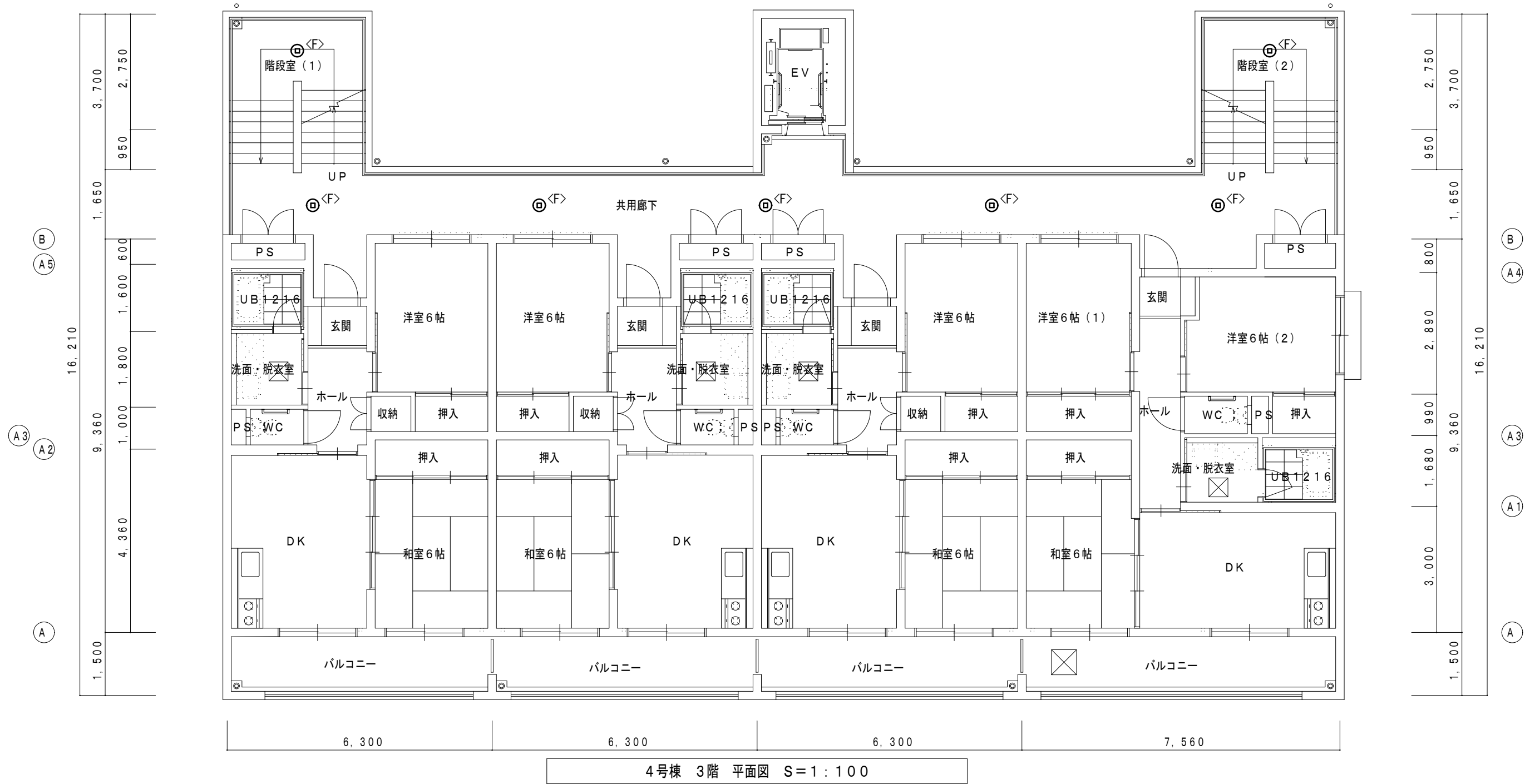
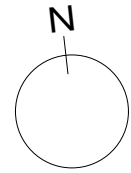
各階 平面図 S=1/100

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

3号棟
G x 18

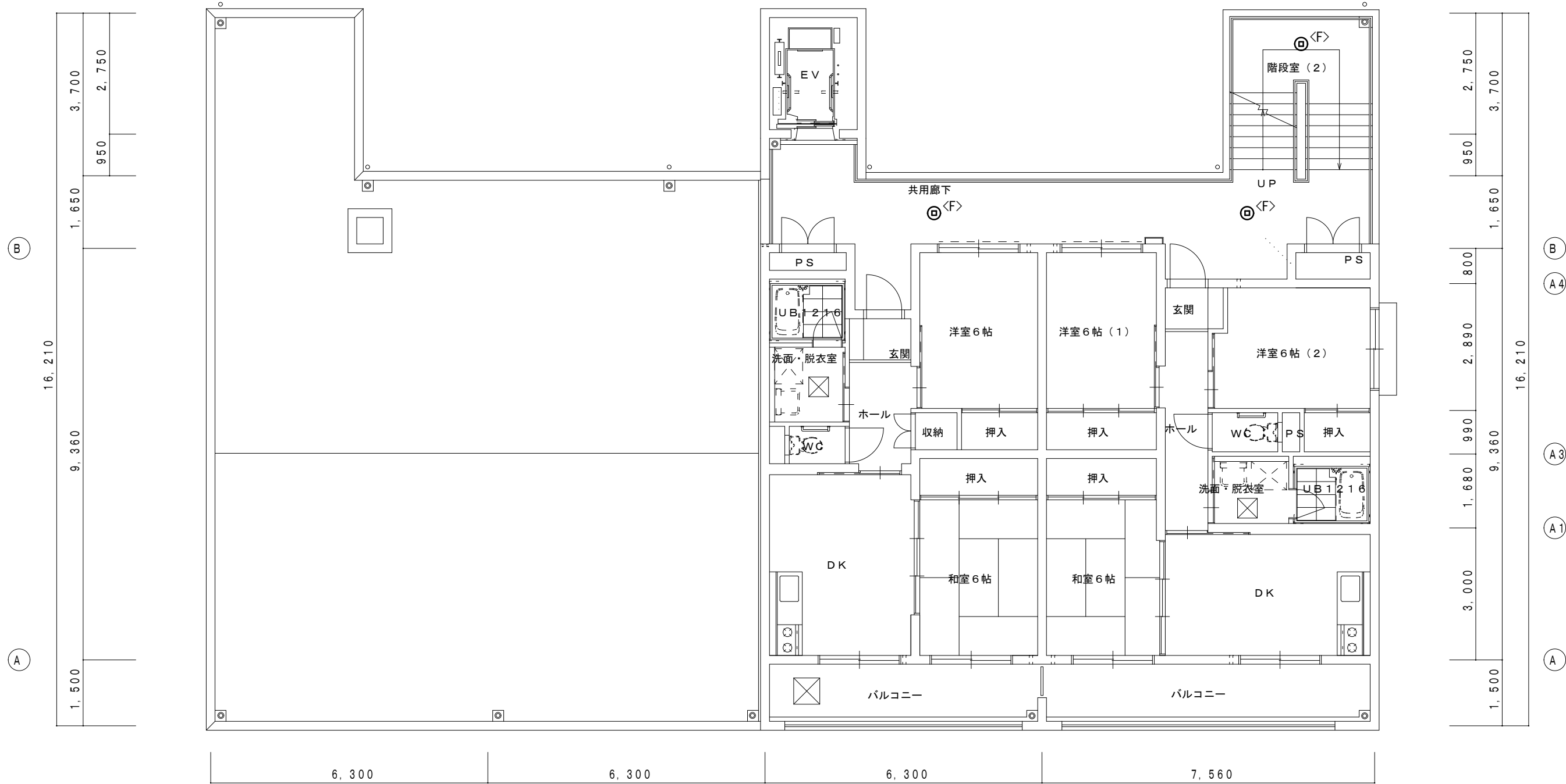
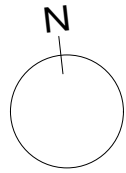


注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

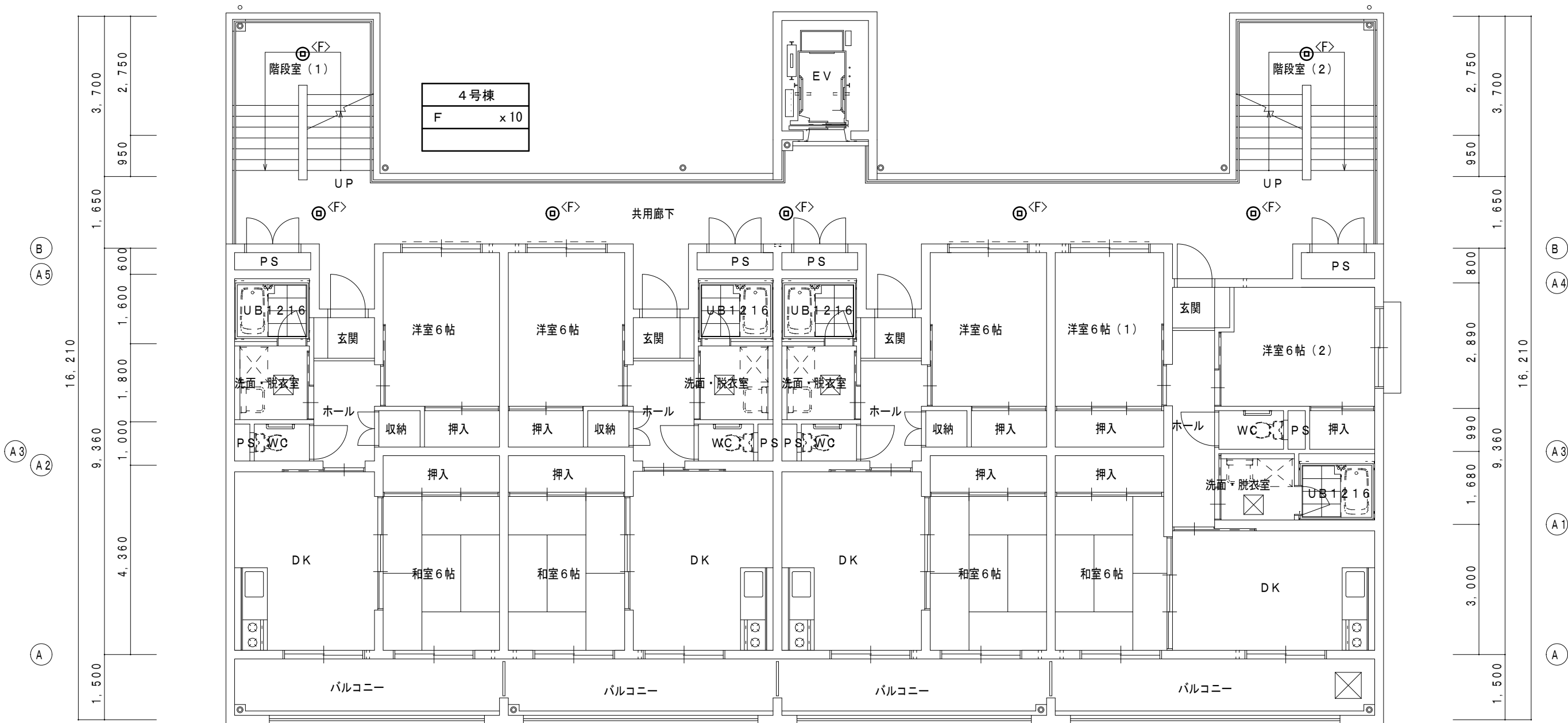


注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

		徳島県土整備部住宅課		工事名 R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事		図面番号 E-23		 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計 R8.07		竣工		図面名 末広西 4号棟 電灯設備 2.3階平面図 改修前後		縮尺 1/100		



4号棟 5階 平面図 S=1:100



4号棟 4階 平面図 S=1:100

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程 (本工事に关し定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金 (本工事 ・ 別途)
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。
2. 技能士
- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上り施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件
- 施工条件は次による。
- (1)工程表は全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- (2)施設運営に影響を及ぼす資機材の騒音・停電等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- (3)施設内での行事により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- (4)施工時間は、原則8:30～18:00までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りではない。
- (5)現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

4. 発生材の処理等
- 発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
- (1) 廃棄物の処理
- 産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 <処分区分>	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	4.1	0	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

5. 養生等
- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
6. 機材の品質等
- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式、常時商用給電方式 常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査
- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 非破壊検査
- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

(2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
2. 施工の試験・総合試運転調整
- (1) 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験(施工の試験)は、標仕及び改標仕の各編(各節)に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。

(2) 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

・ 照度測定

・ 絶縁抵抗測定
3. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。
- | 接地極の種類 | | 記号 | 接地抵抗値 | 接地極の材料 (寸法:mm) |
|--------|----------------|----------|----------|--|
| | 共同接地(A・C・D種) | EA・C・D | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | 共同接地(A・B・C・D種) | EA・B・C・D | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | A種 | EA | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | B種 | EB | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | C種 | EC | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | D種 | ED | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | ELCB用 | EELCB | Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 雷保護用 | ELA | Ω 以下 | ・ EPー0.6×2 ・ EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 1 組 |
| | 高圧避雷器用 | ELH | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | 交換機陽極用 | Et | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 1 組 |
| | 本配線盤保安装置用 | EAt | 10 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組 |
| | 拡声増幅器用 | EDt | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 各種通信機器用 | EDa | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 保安器用 | ELt | 100 Ω 以下 | EB (D=14又はW=40) × 1 |
| | 測定用補助 | EO | ー | EB (D=14又はW=40) × 1 |
- (備考) ・EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。
・接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- 3章 関連工事
1. 仮設工事

(1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・既存電力利用 (できる ・ できない)、電力料金 (有償 ・ 無償)

・既存用水利用 (できる ・ できない)、用水料金 (有償 ・ 無償)

(2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて) 設けること。

4章 電灯設備

1. 照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

工事名：R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事

5章 その他

1. 機器取付高さ

図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

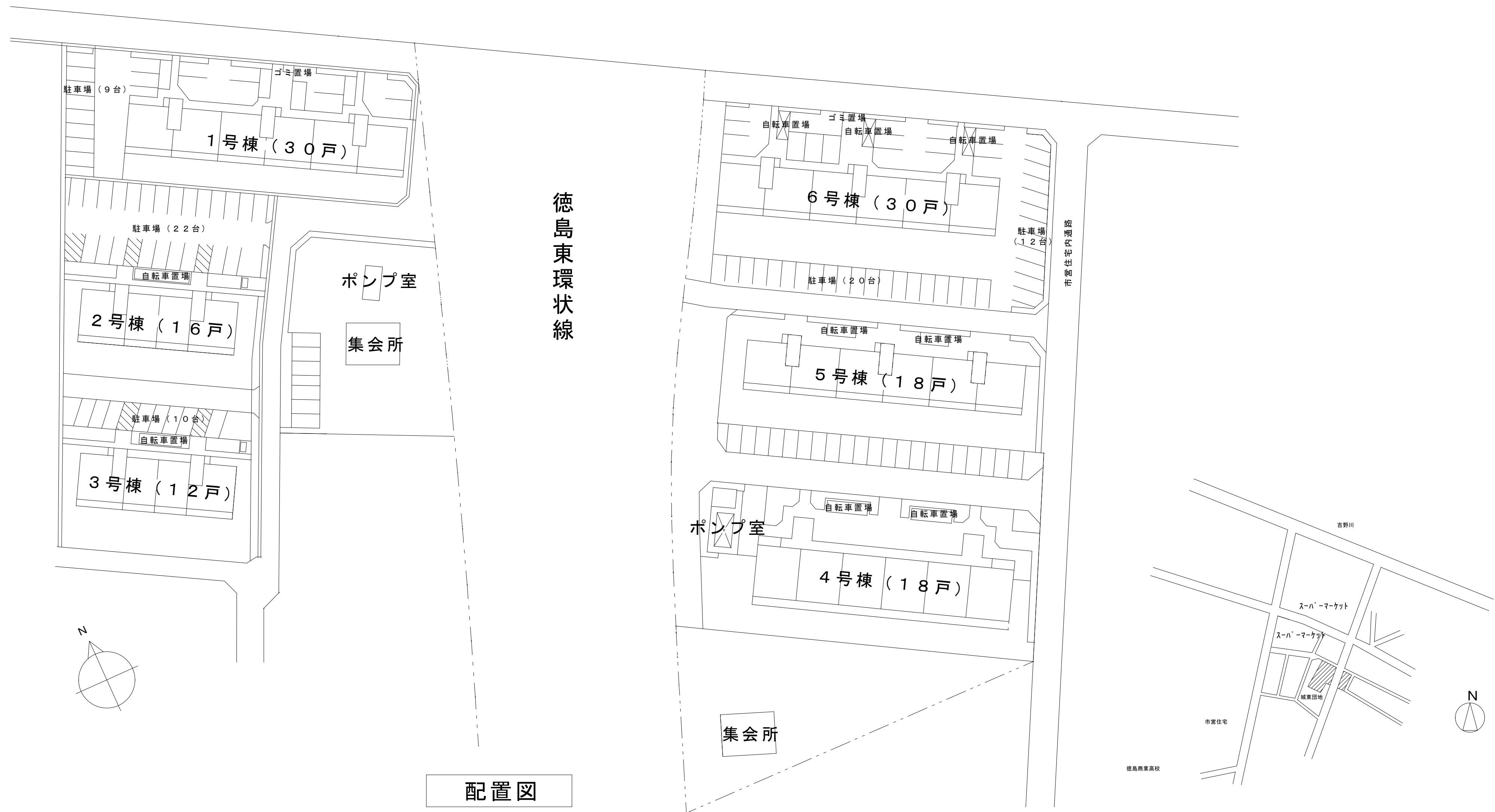
名 称	測点	取付高(mm)	備考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
〃 (台上)	台上～中心	150	
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300	
〃 (車椅子用)	床上～中心	900	
ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃 (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
〃 (外部受付)	床上～中心	標準図による	
〃 (モコタ付)	床上～中心	1,400	
〃 (カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱・発信機	床上～中心	800～1,500	
警報ベル・表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器(都市ガス)	天井下～下端	300	
〃 (LPガス)	床上～下端	300	

設計者情報：(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号

電特-011 城東町 電気設備工事特記仕様書(3)

設計者情報：(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号

電特-012 城東町 電気設備工事特記仕様書(4)



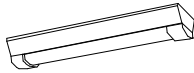
配置図

付近見取図 徳島市城東町2丁目20

			工事名		R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事		図面番号		 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713	
			徳島県県土整備部住宅課				E-25			
			設計		竣工		図面名			
			R8.07				城東町 配置図 付近見取図		1/500	

< 1 ～ 3 ・ 6 号棟 >
【新設】

イ	直付形 20形 Dスタイル 防湿型・防雨型 W150
---	----------------------------

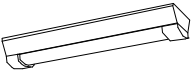


一般タイプ、800lmタイプ
消費電力3W、定格出力型、電圧100～242V
本体・垂吊鋼板(クロムフリー・高反射白色粉体塗装)
防湿型・防雨型ライトバー：ポリカーボネート(乳白)＋アクリルコーティング
光源寿命40000時間(光束維持率85%)
IP23防湿型、昼白色(5000K)、Ra83
電源装置はライトバー側に内蔵

※姿図は参考とし、同等品以上とする

< 4 ・ 5 号棟 >
【新設】

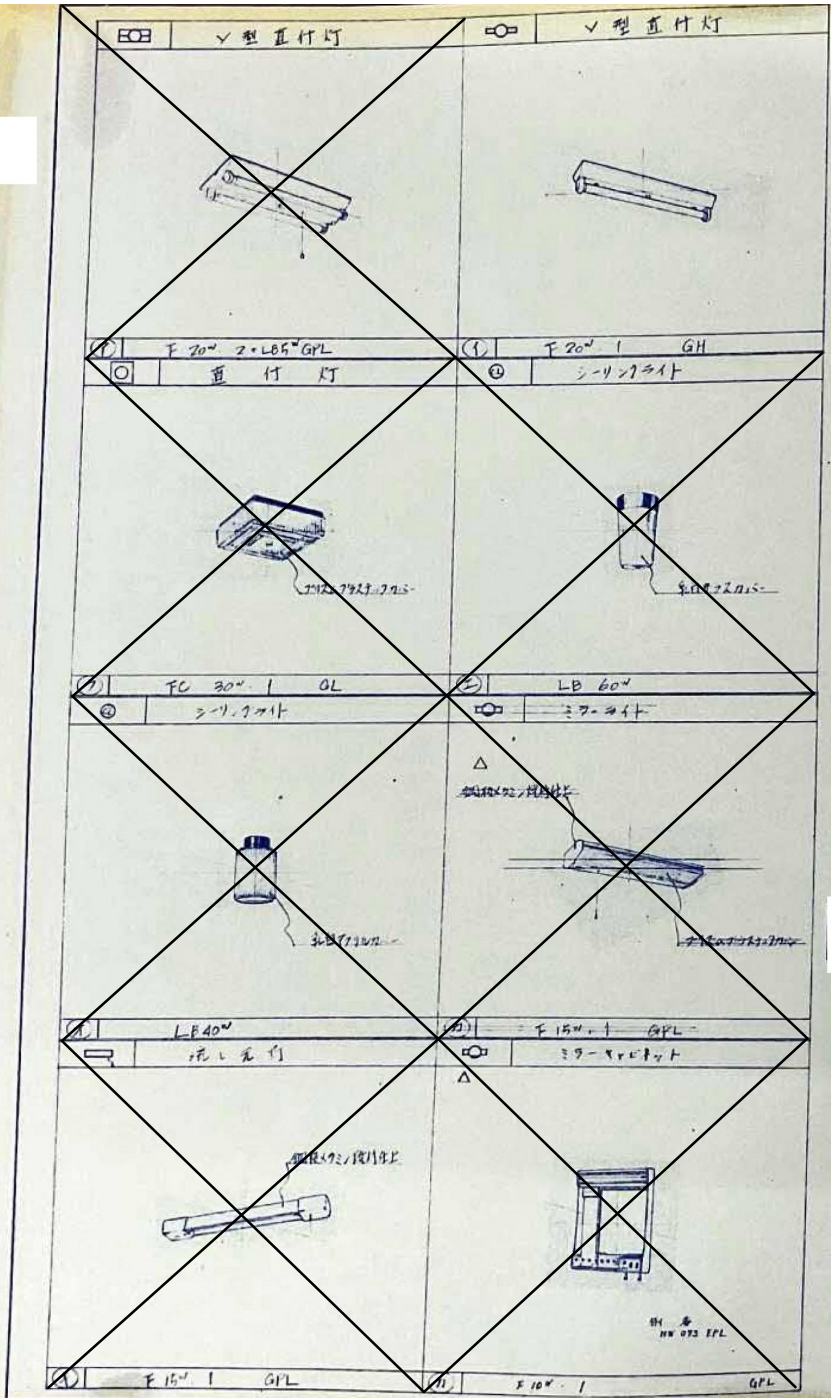
ア	直付形 20形 Dスタイル 防湿型・防雨型 W150
---	----------------------------



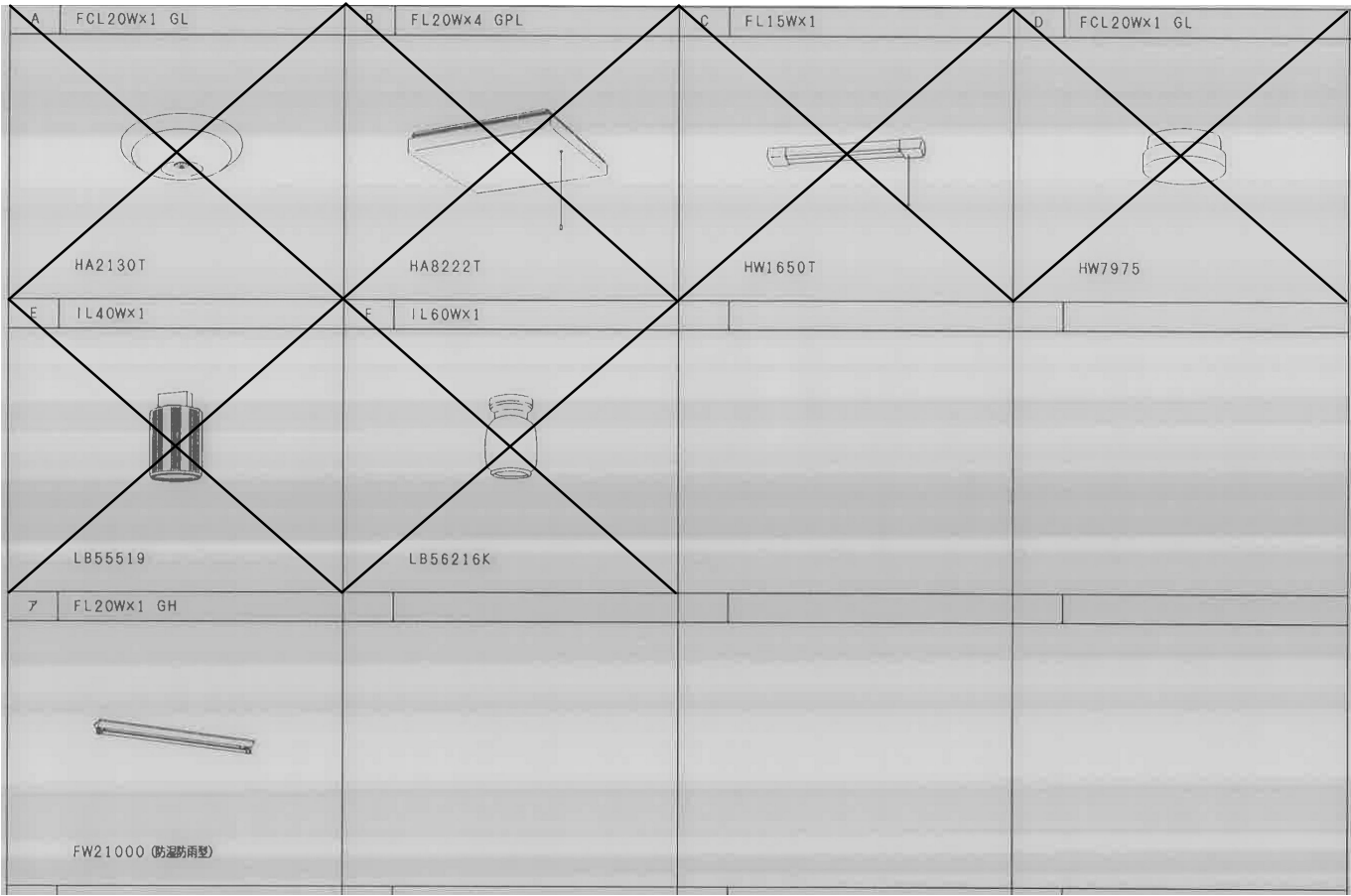
一般タイプ、800lmタイプ
消費電力3W、定格出力型、電圧100～242V
本体・垂吊鋼板(クロムフリー・高反射白色粉体塗装)
防湿型・防雨型ライトバー：ポリカーボネート(乳白)＋アクリルコーティング
光源寿命40000時間(光束維持率85%)
IP23防湿型、昼白色(5000K)、Ra83
電源装置はライトバー側に内蔵

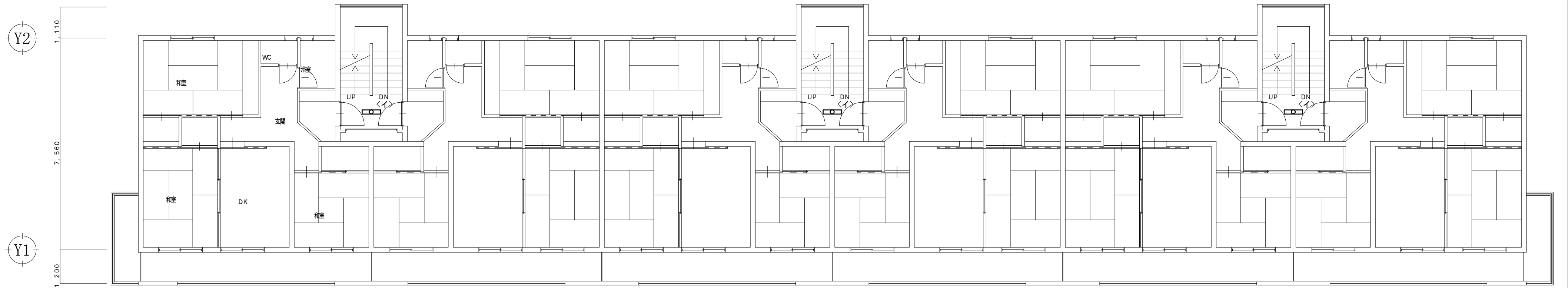
※姿図は参考とし、同等品以上とする

< 1 ～ 3 ・ 6 号棟 >
【撤去】

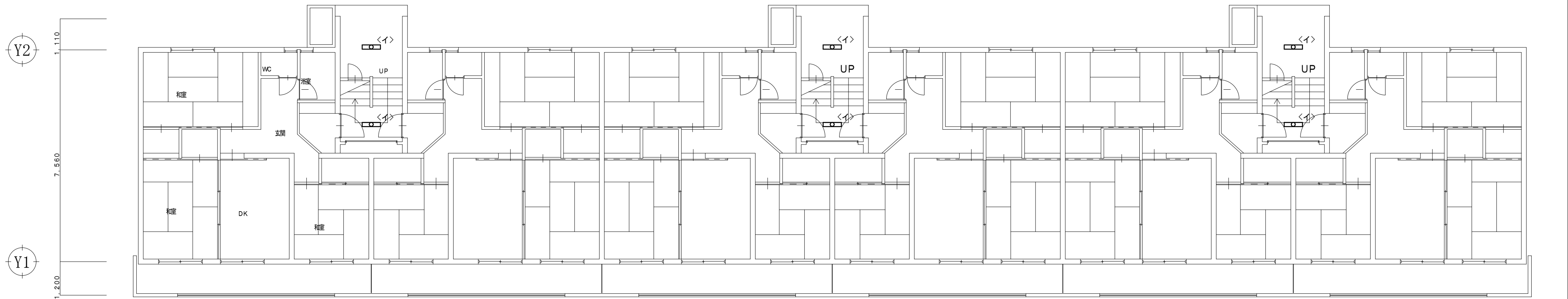


< 4 ・ 5 号棟 > 【撤去】





2 ～ 5 階平面図 S=1／100



1 階平面図 S=1／100



X1

X2

X3

X4

X5

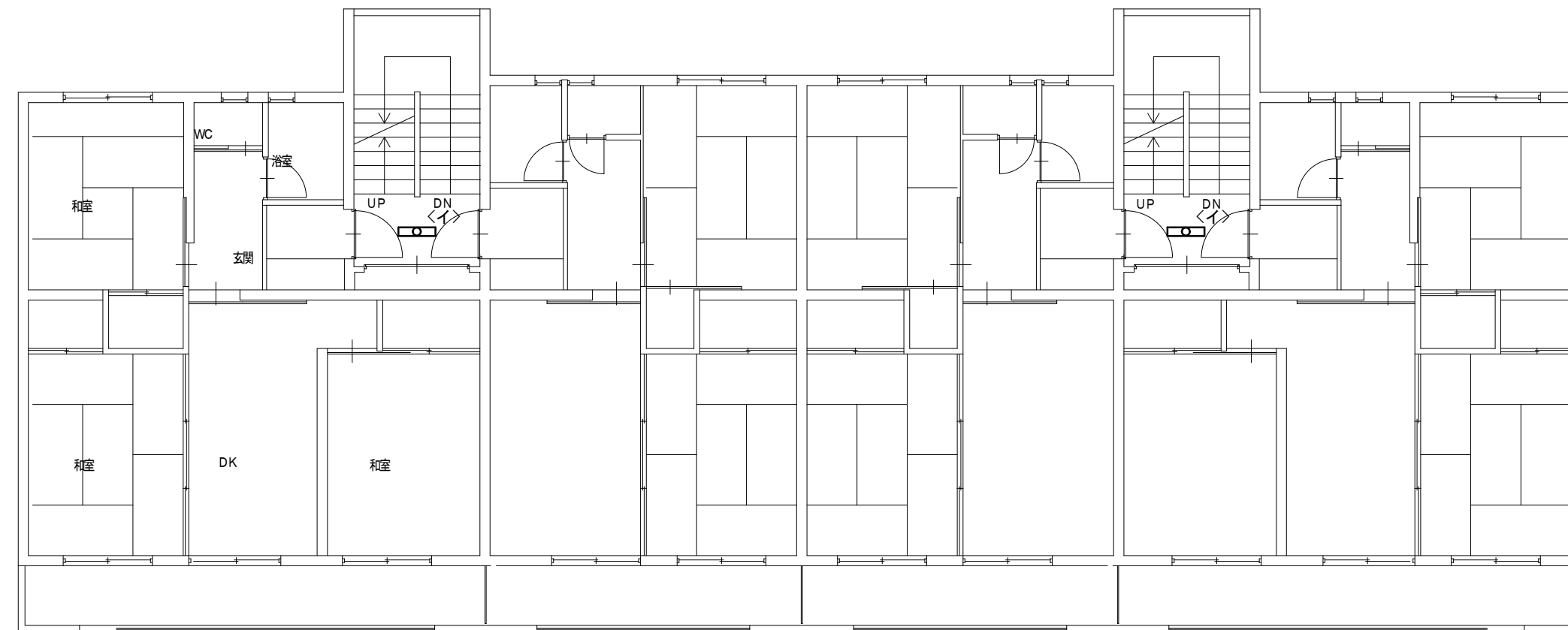
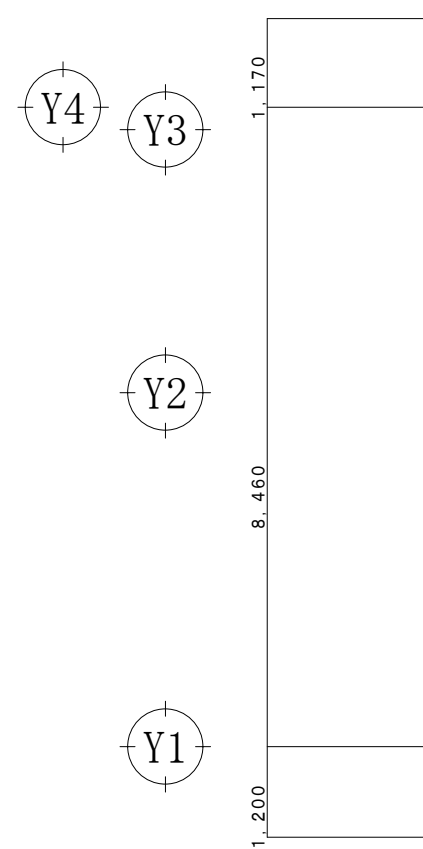
X6

X7

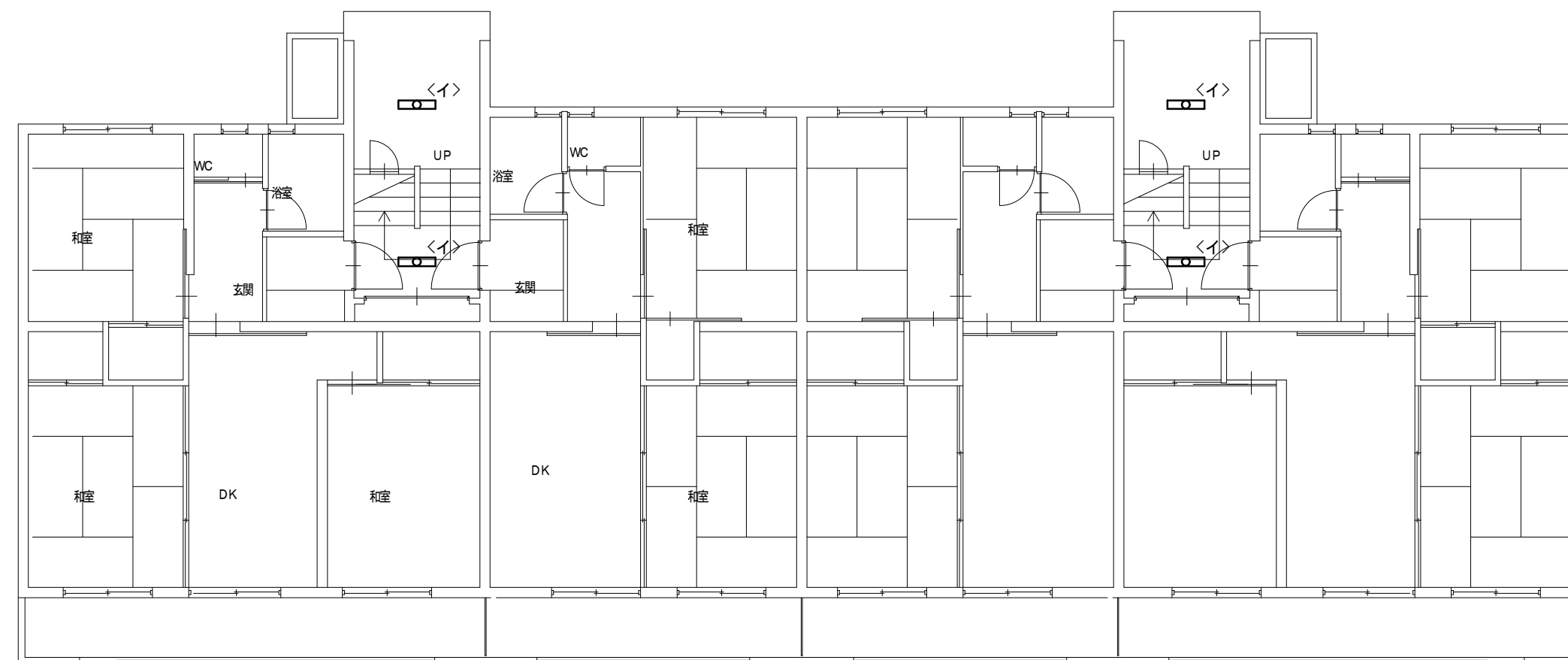
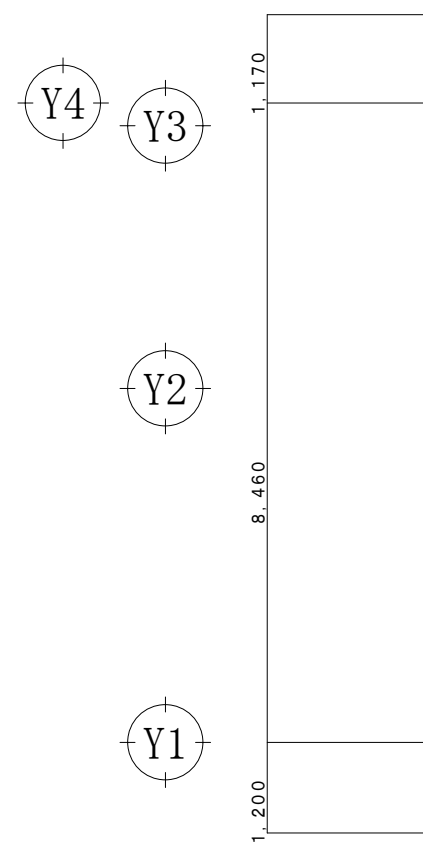
1号棟
イ x 18

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

徳島県土整備部住宅課		工事名	R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E - 2 7	 (株) 上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2 - 1 0 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8. 07	竣工	城東町 1号棟 電灯設備 1~5階平面図 改修前後	縮尺	1 / 1 0 0	

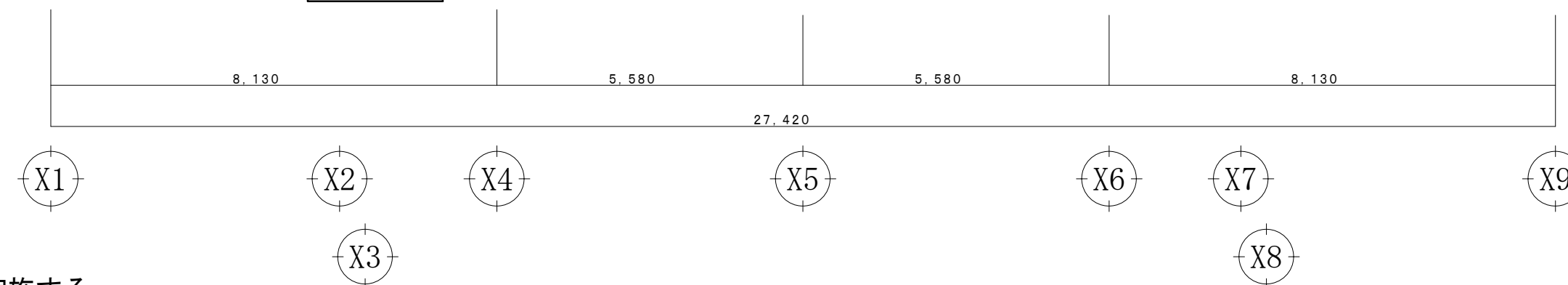


2～4階平面図 S=1/100



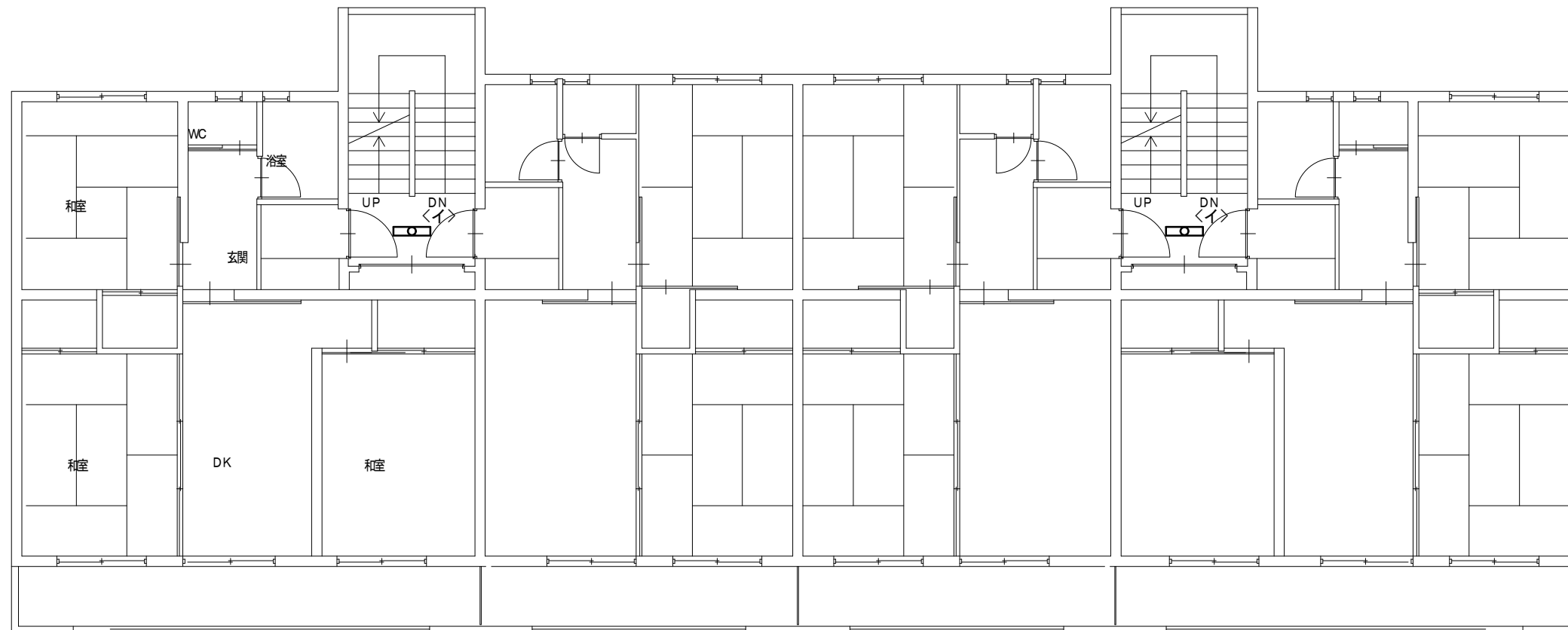
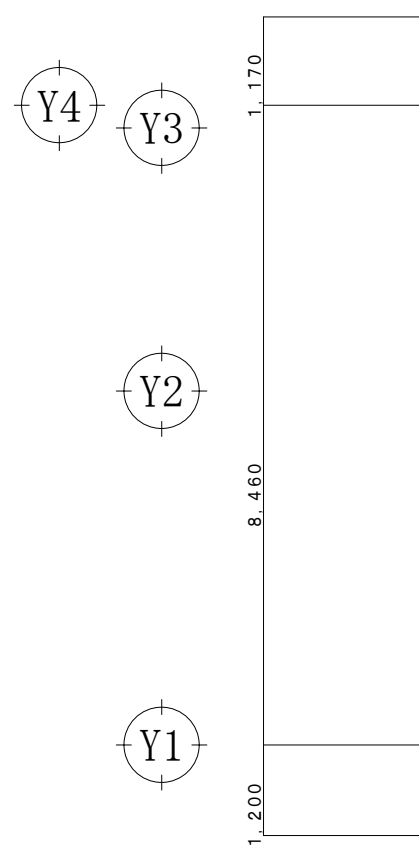
2号棟	
イ	×10

1階平面図 S=1/100

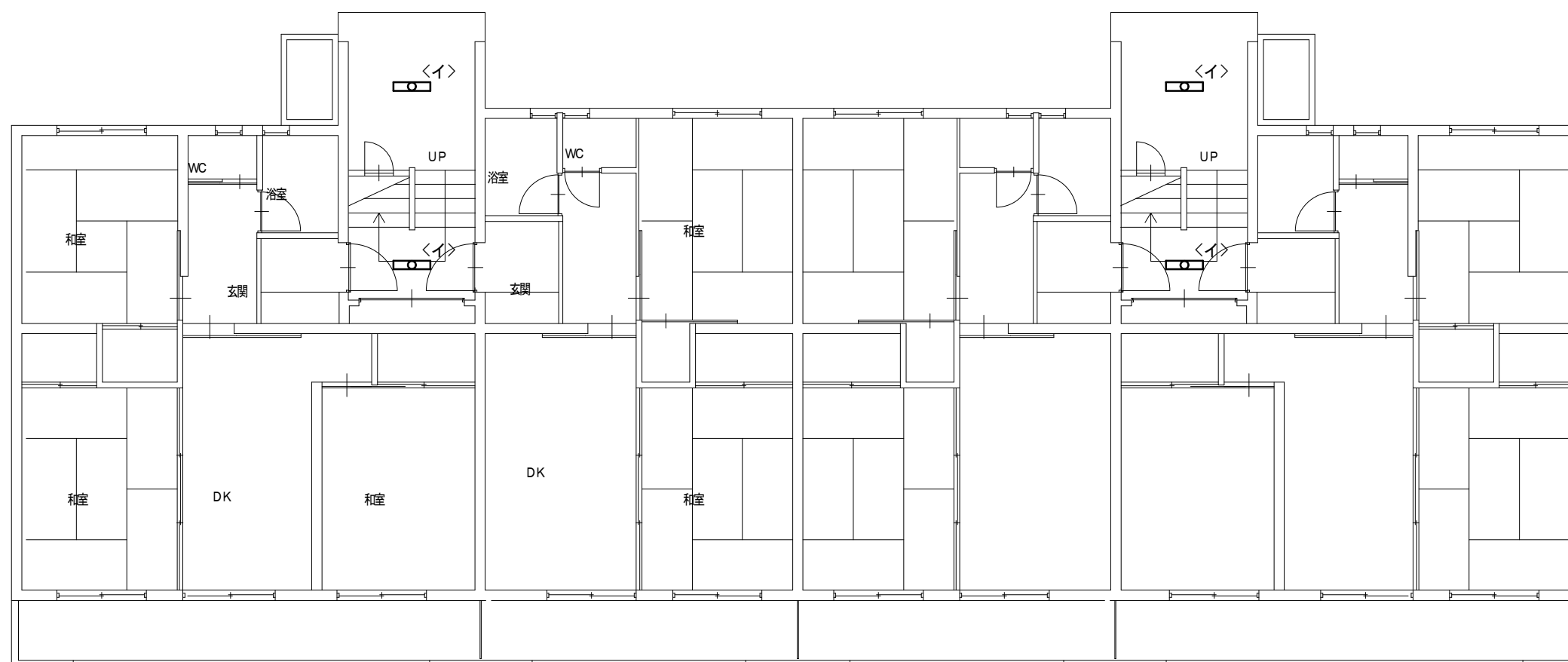
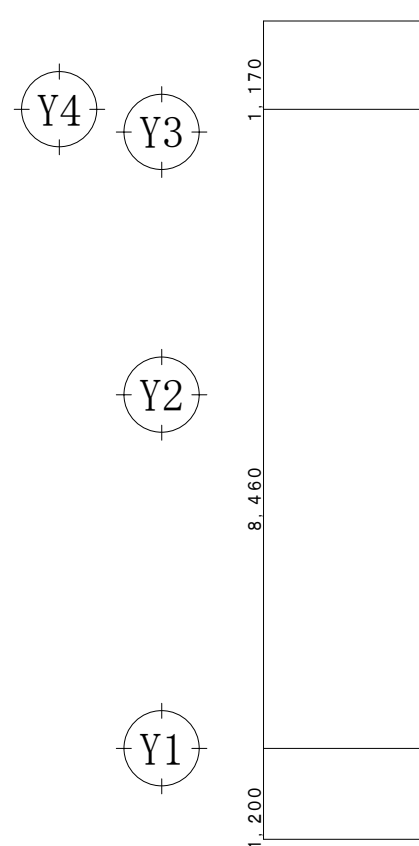


注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

徳島県県土整備部住宅課		工事名	R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-28	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	竣工		図面名	城東町 2号棟 電灯設備 1～4階平面図 改修前後	
				縮尺	1/100	

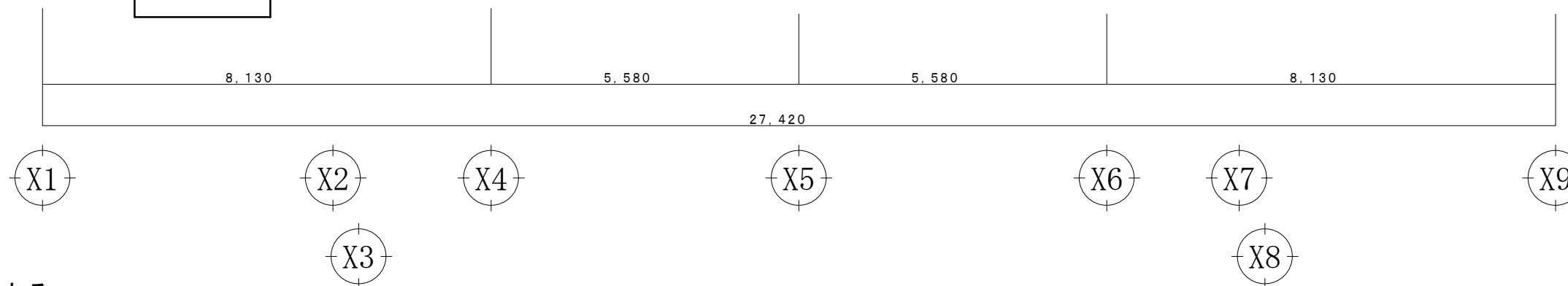


2・3階平面図 S=1/100

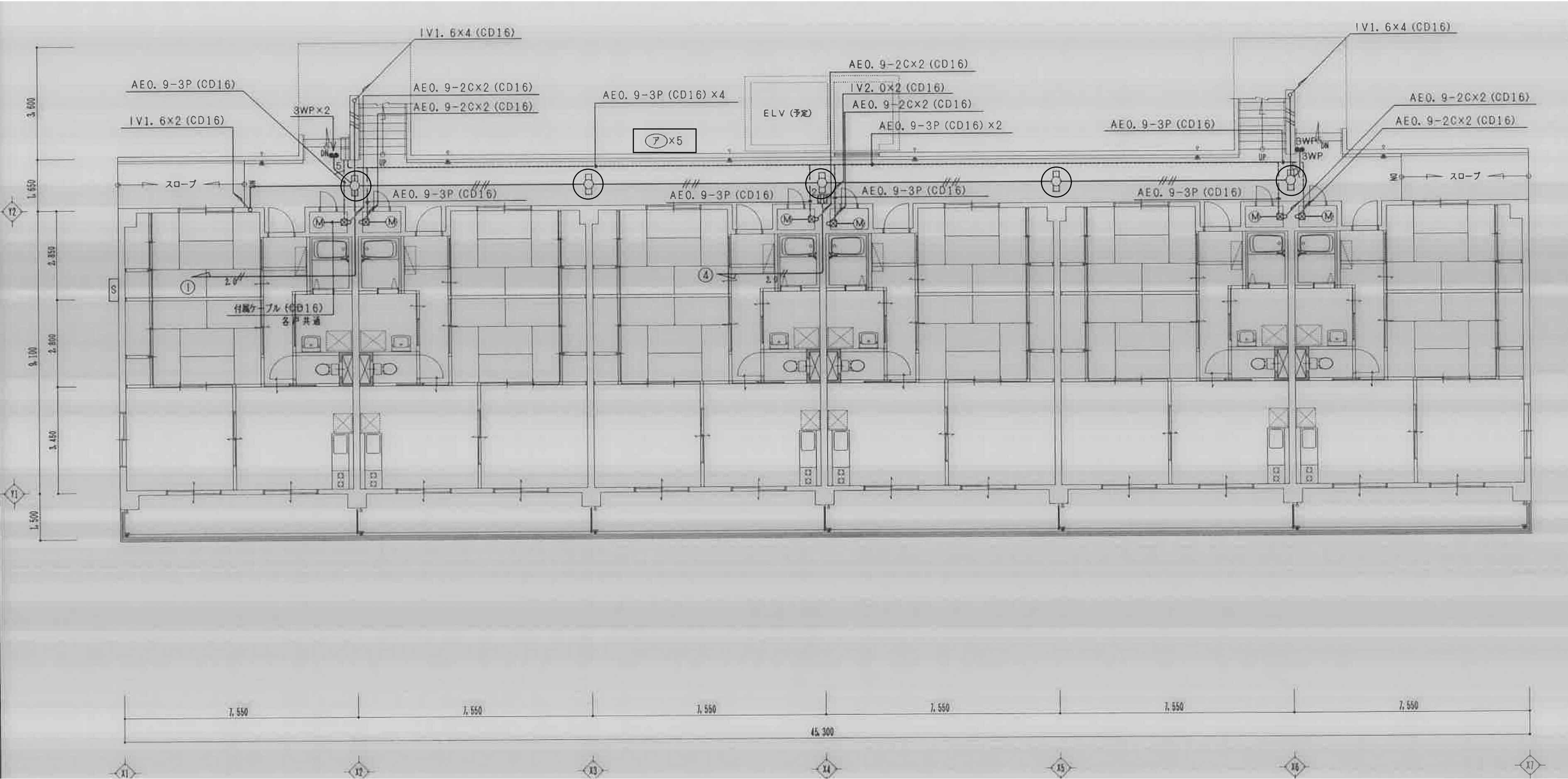


1階平面図 S=1/100

3号棟
イ x 8



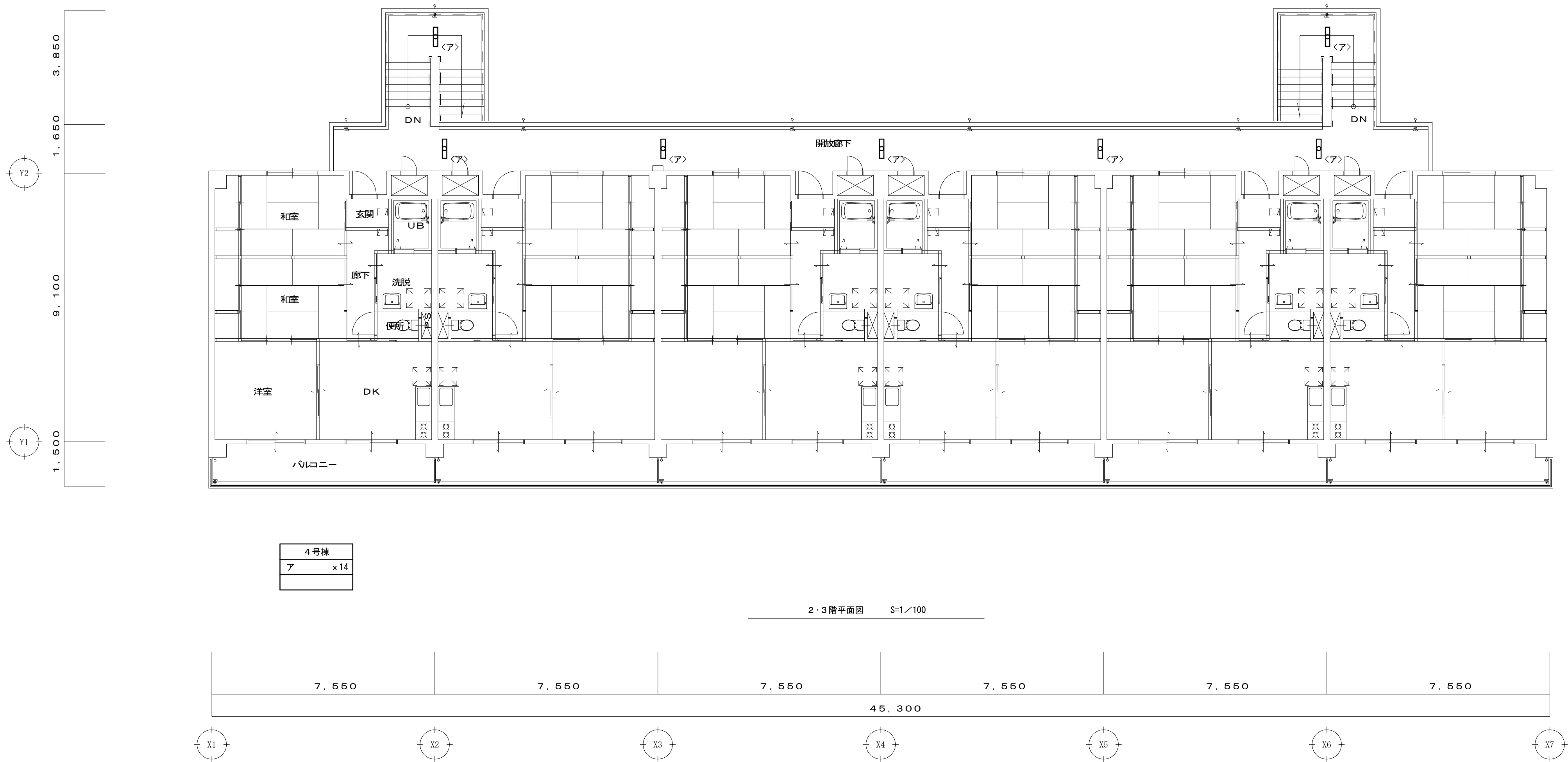
注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。



4号棟
ア x 5

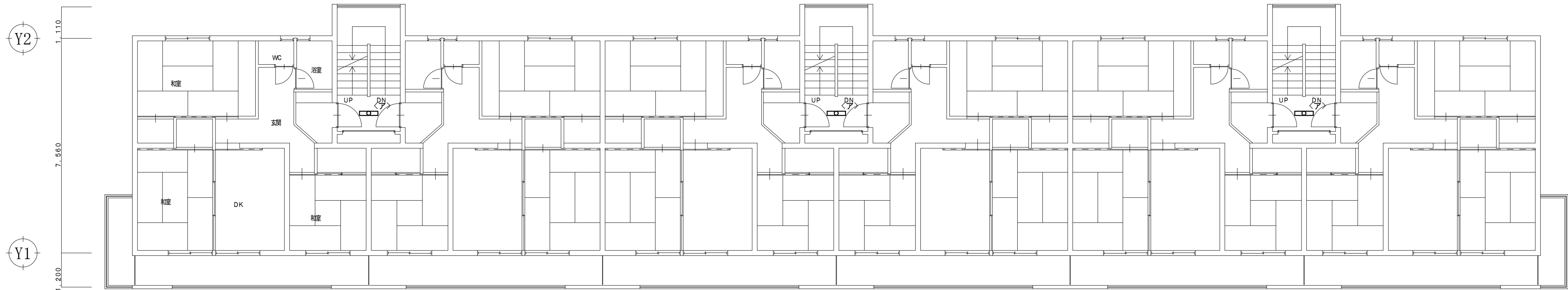
注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

徳島県土整備部住宅課		工事名	R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-30	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	竣工	城東町 4号棟 電灯設備 1階平面図 改修前後	縮尺	1/100	

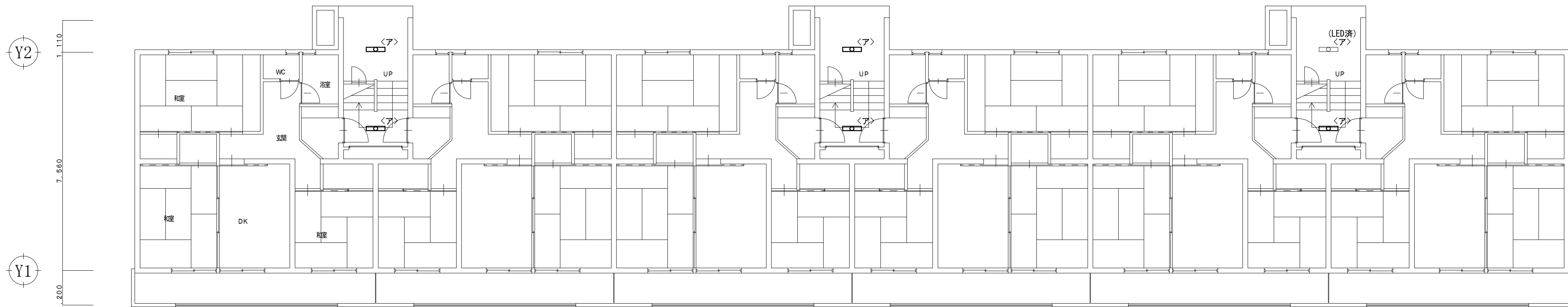


注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

		徳島県土整備部住宅課		工事名	R 8 住 宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1 号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E - 3 1	UWAKUBO (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2 - 1 0 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
		設計	R8.07	竣工		図面名	城東町 4 号棟 電灯設備 2.3階平面図 改修前後	
						縮尺	1 / 1 0 0	

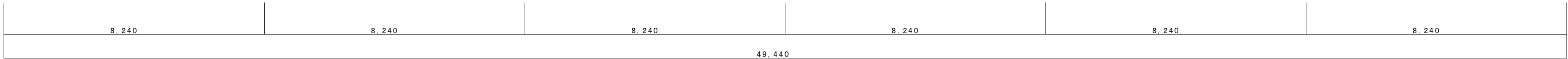


2・3階平面図 S=1/100



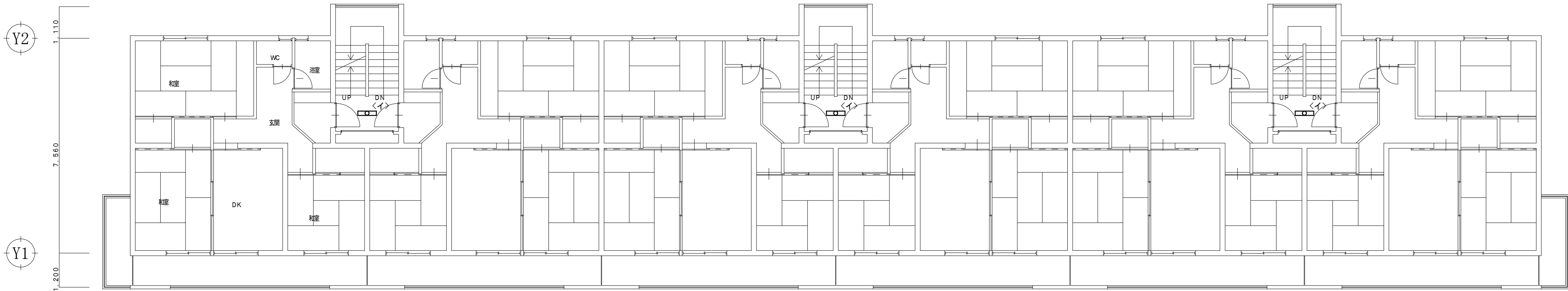
5号棟
ア x 11

1階平面図 S=1/100

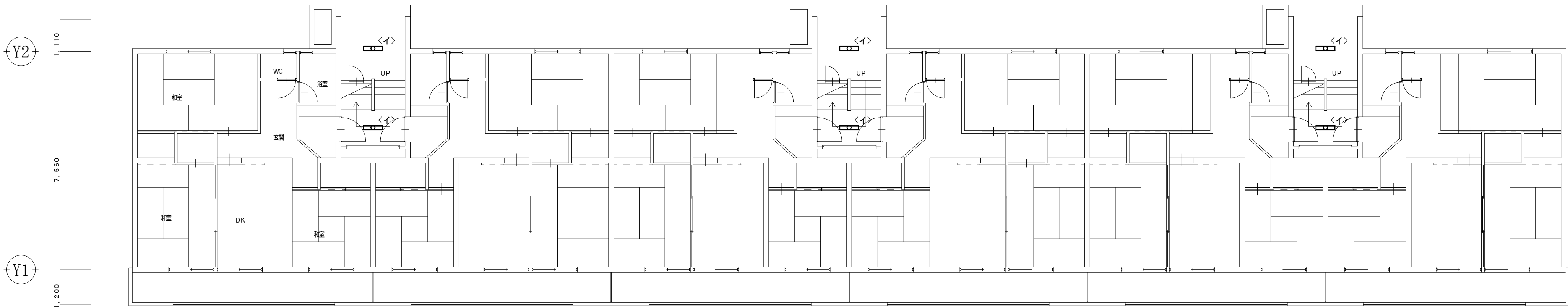


注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

徳島県土整備部住宅課		工事名	R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1 号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E - 3 2	 (株) 上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	竣工	城東町 5 号棟 電灯設備 1~3階平面図 改修前後	図面名	縮尺 1 / 1 0 0	

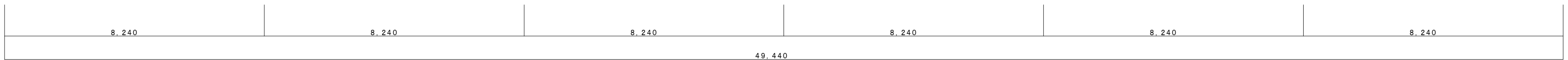


2 ～ 5 階平面図 S=1／100



6号棟	
イ	× 18

1 階平面図 S=1／100



注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

徳島県土整備部住宅課		工事名	R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1 号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E - 3 3	 (株) 上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2 - 1 0 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	竣工	城東町 6 号棟 電灯設備 1～5階平面図 改修前後	図面名	縮尺 1 / 1 0 0	

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行ふ。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程 (本工事に关し定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金 (本工事 ・ 別途)
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。
2. 技能士
- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件
- 施工条件は次による。
- (1)工程表は全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- (2)施設運営に影響を及ぼす資機材の騒音・停電等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- (3)施設内での行事により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- (4)施工時間は、原則8:30～18:00までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りではない。
- (5)現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

4. 発生材の処理等
- 発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
- (1) 廃棄物の処理
- 産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。
- | 種類 | 処分許可業者の会社名
<処分区分> | 優良 | 所在地
処分地 | 運搬距離
(km) | 処分費
(税抜、円) | 単位 |
|--------|----------------------|----|----------------------------|--------------|---------------|----|
| 金属(処分) | (株)旭金属 | ○ | 徳島市東沖洲1丁目12
徳島市東沖洲1丁目12 | 3.2 | 0 | t |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
- (注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。
- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
5. 養生等
- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
6. 機材の品質等
- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
- | 品名 | 機 材 名 ・ 注 記 |
|-----------|---|
| LED照明器具 | 一般屋内用に限る |
| 盤類 | 分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形) |
| 高圧機器 | 高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器 |
| 蓄電池 | ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 |
| 交流無停電電源装置 | 常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式、常時商用給電方式
常時インバータ給電方式(簡易型) |
| 太陽光発電装置 | パワーコンディショナ及び系統連系保護装置
※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。 |
| 監視カメラ装置 | |
| 中央監視制御装置 | 簡易形監視制御装置、監視制御装置 |
- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行ふ。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
7. 施工調査
- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 非破壊検査
- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

(2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
2. 施工の試験・総合試運転調整
- (1) 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験(施工の試験)は、標仕及び改標仕の各編(各節)に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。

(2) 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

・ 照度測定

・ 絶縁抵抗測定
3. 接地工事
- 接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類		記号	接地抵抗値	接地極の材料（寸法:mm）
	共同接地(A・C・D種)	EA・C・D	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	共同接地(A・B・C・D種)	EA・B・C・D	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	A種	EA	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	B種	EB	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	C種	EC	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	D種	ED	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	ELCB用	EELCB	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	雷保護用	ELA	Ω 以下	・ EP－0.6×2 ・ EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 1 組
	高圧避雷器用	ELH	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	交換機陽極用	Et	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 1 組
	本配線盤保安装置用	EAt	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	拡声増幅器用	EDt	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	各種通信機器用	EDa	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	保安器用	ELt	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	測定用補助	EO	－	EB (D=14又はW=40) × 1

(備考) ・EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。
・接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

3章 関連工事

1. 仮設工事
- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・既存電力利用（

できる

 ・ できない ） 、 電力料金（

有償

 ・ 無償 ）

・既存用水利用（

できる

 ・ できない ） 、 用水料金（

有償

 ・ 無償 ）

(2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・同用地は、（ 図示の場所に ・

用意していないので業者にて

 ）設けること。

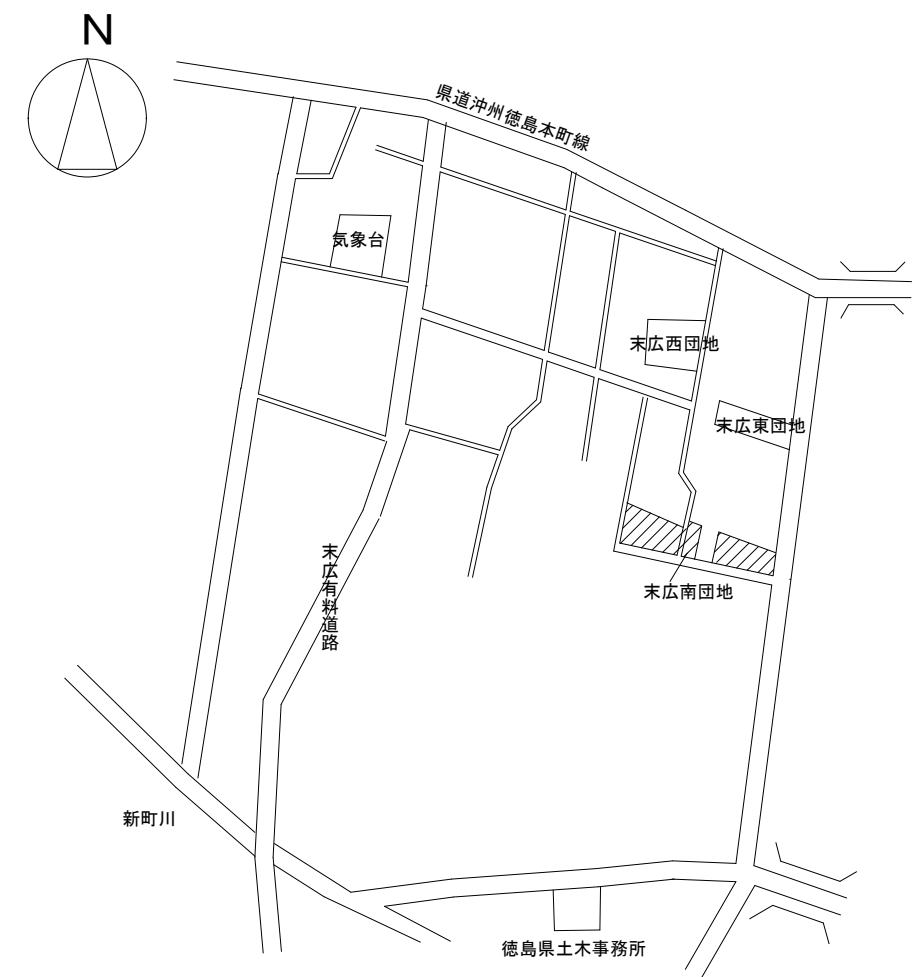
4章 電灯設備

1. 照明器具
- LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。
2. 非常用照明器具の照度測定
- 設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

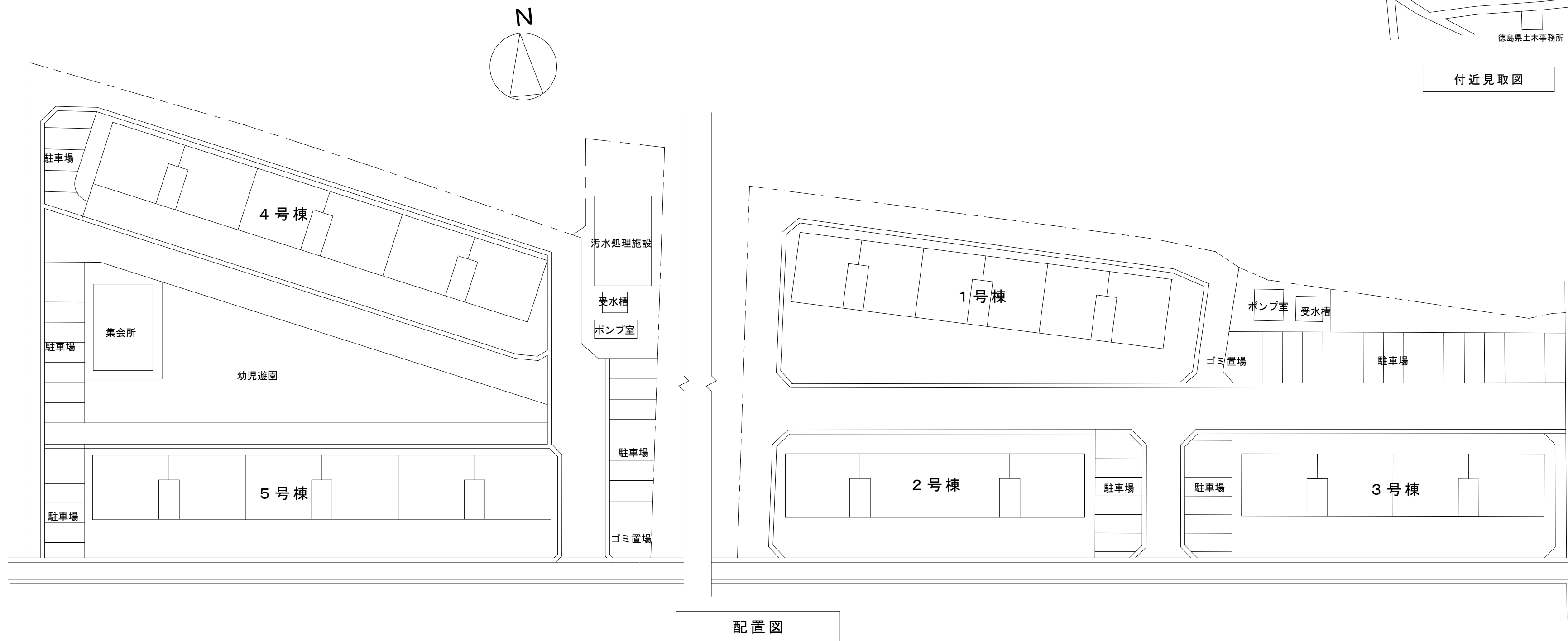
5章 その他

1. 機器取付高さ
- 図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高(mm)	備考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
〃 (台上)	台上～中心	150	
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300	
〃 (車椅子用)	床上～中心	900	
ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃 (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
〃 (外部受付)	床上～中心	標準図による	
〃 (モコタ付)	床上～中心	1,400	
〃 (カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱・発信機	床上～中心	800～1,500	
警報ベル・表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器(都市ガス)	天井下～下端	300	
〃 (LPガス)	床上～下端	300	

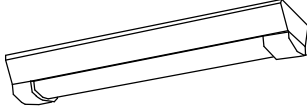


付近見取図



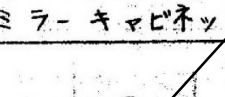
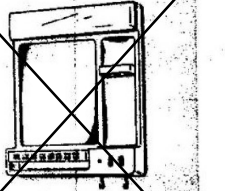
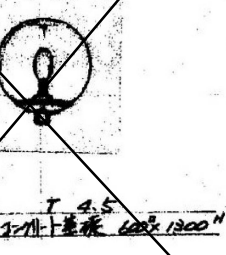
配置図

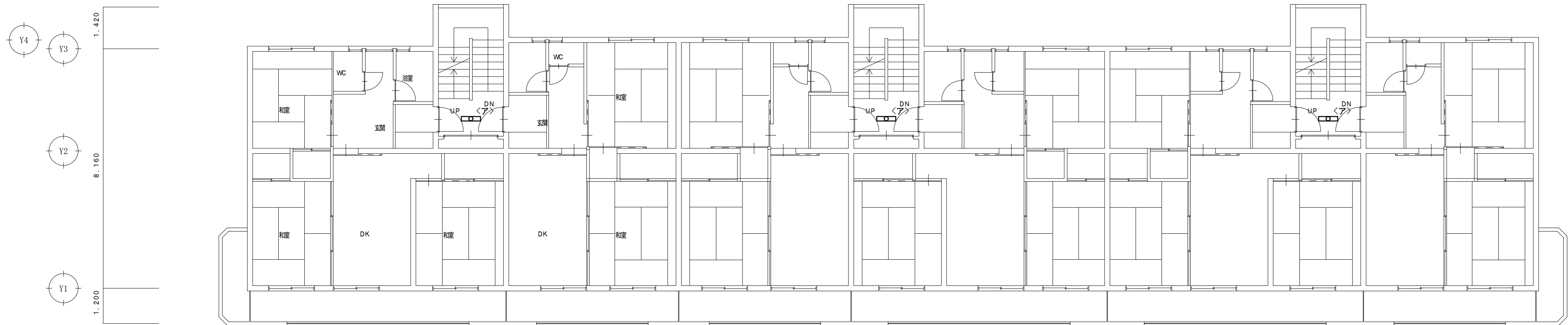
【新設】

ア	直付形２０形　Ｄスタイル　防湿型・防雨型　Ｗ１５０	ク	ＬＥＤウォールライト　２０形
LSS9MP／RP-2-07		LBF3MP／RP-2-06	
			

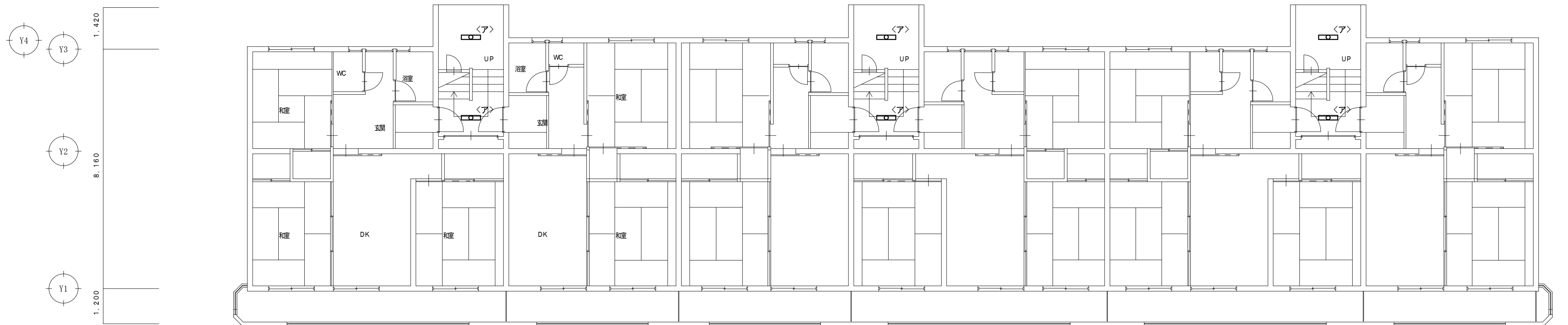
※姿図は参考とし、同等品以上とする

【撤去】

	√型直付灯		√型直付灯		直付灯
					
① FL20Ⅰ GH FSS4-201		① FL20Ⅲ GPL FSS4-202A		② FCL30Ⅰ GL HA3170 (N)	
② シーリングライト		② シーリングライト		③ 丸レ点灯	
					
④ IL 60Ⅰ ISC1-60		④ IL 40Ⅰ ISC10-40		⑤ FL20Ⅰ GPL FBS2-201	
⑤ IL 60Ⅰ 防湿型 ISC1-MP60		⑤ IL 40Ⅰ ISC10-40		⑥ FL20Ⅰ GPL FBS2-201	
	ミラーキャビネット		ブラケット灯		水銀灯ボールライト
					
⑦ FL10Ⅰ GL HWS0 (N)		⑦ FL20Ⅰ GH 防湿 FBC1-RP-201		⑧ HF100Ⅰ H HSTSA-100	

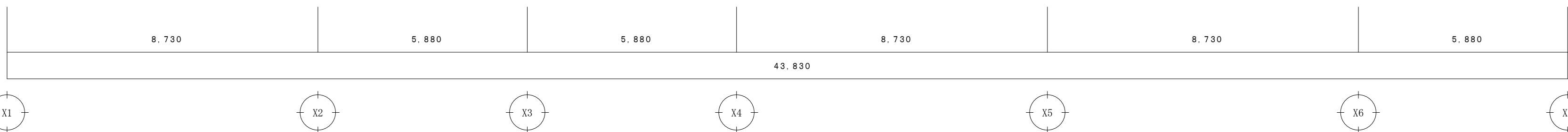


2・3階平面図 S=1/100



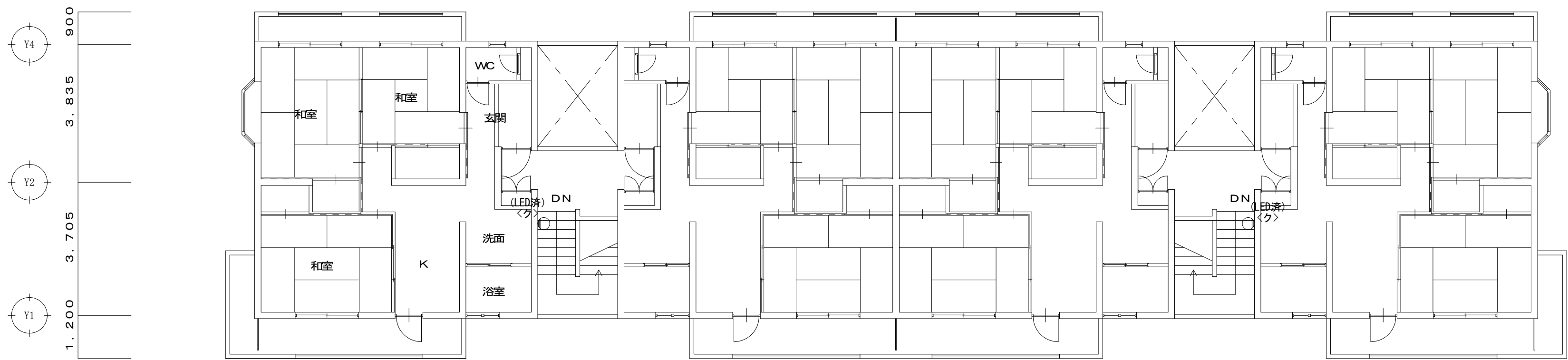
1号棟	
ア	×12

1階平面図 S=1/100

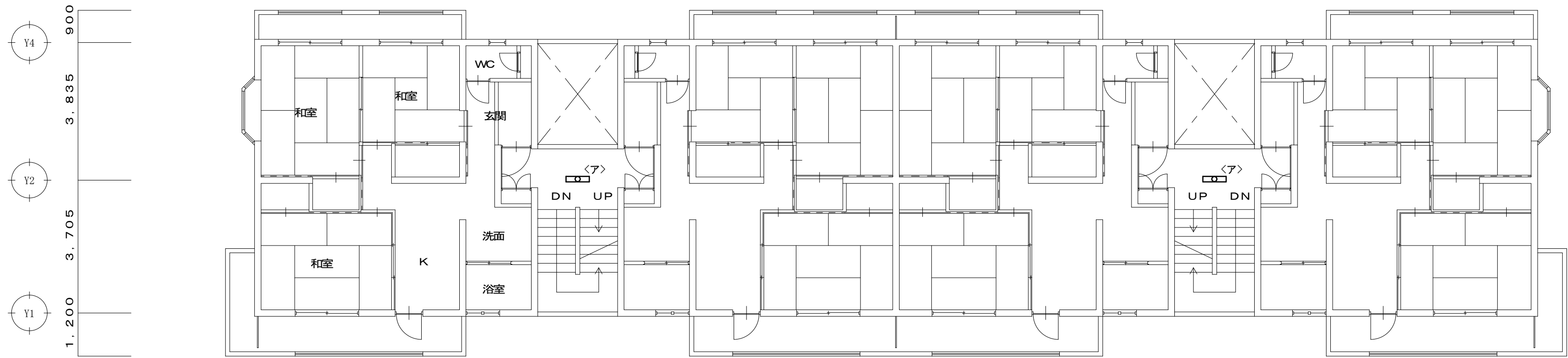


注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

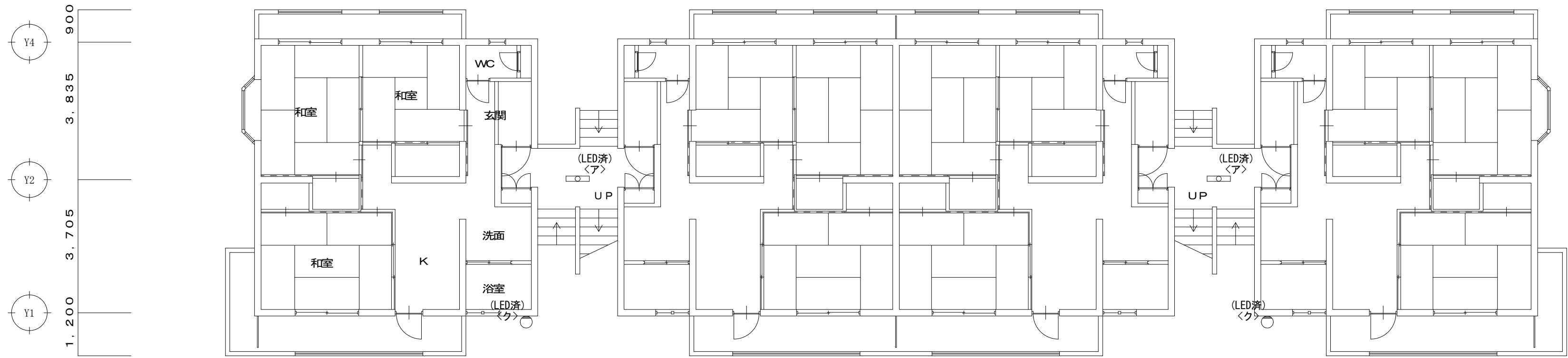
		徳島県県土整備部住宅課		工事名	R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-36	 (株) 上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計		R8.07		図面名	末広南 1号棟 電灯設備 1～3階平面図 改修前後	縮尺	1/100	
				竣工				



3階平面図 S=1/100

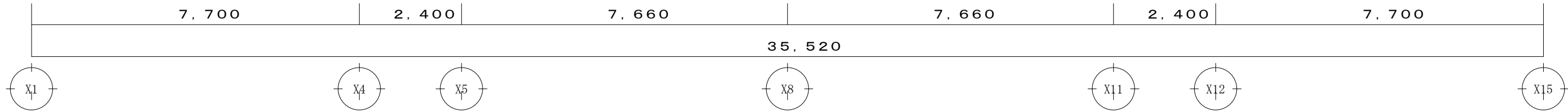


2階平面図 S=1/100



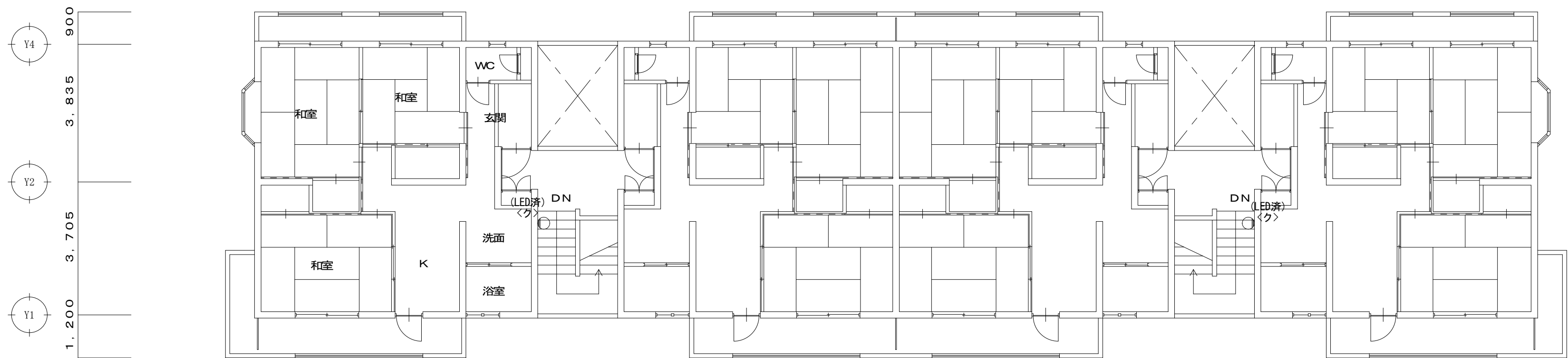
1階平面図 S=1/100

2号棟
ア x 2

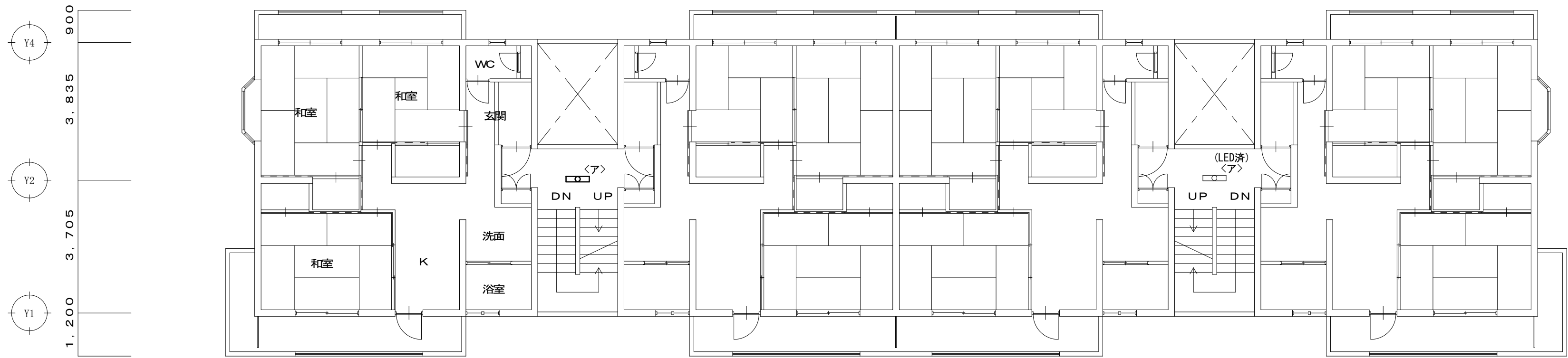


注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

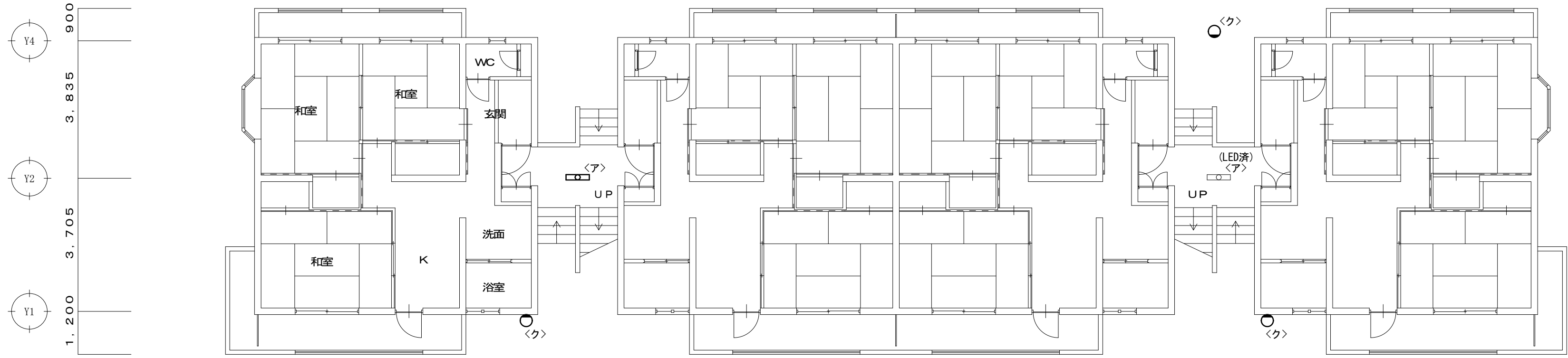
徳島県土整備部住宅課		工事名	R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1 号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E - 3 7	 (株) 上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2-1 0 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	竣工	末広南 2 号棟 電灯設備 1~3階平面図 改修前後	図面名	縮尺	
					1 / 1 0 0	



3階平面図 S=1/100

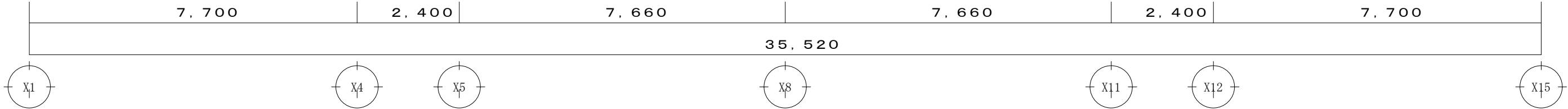


2階平面図 S=1/100



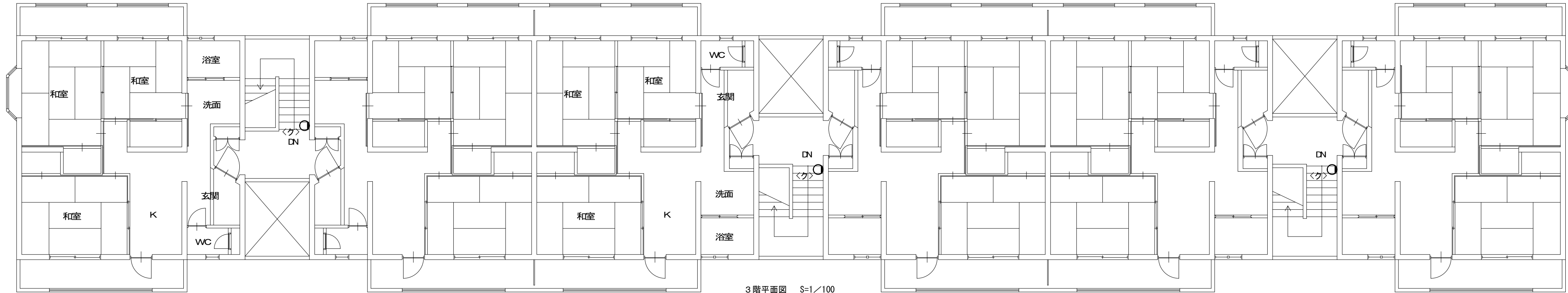
1階平面図 S=1/100

3号棟	
ア	x 2
ク	x 3

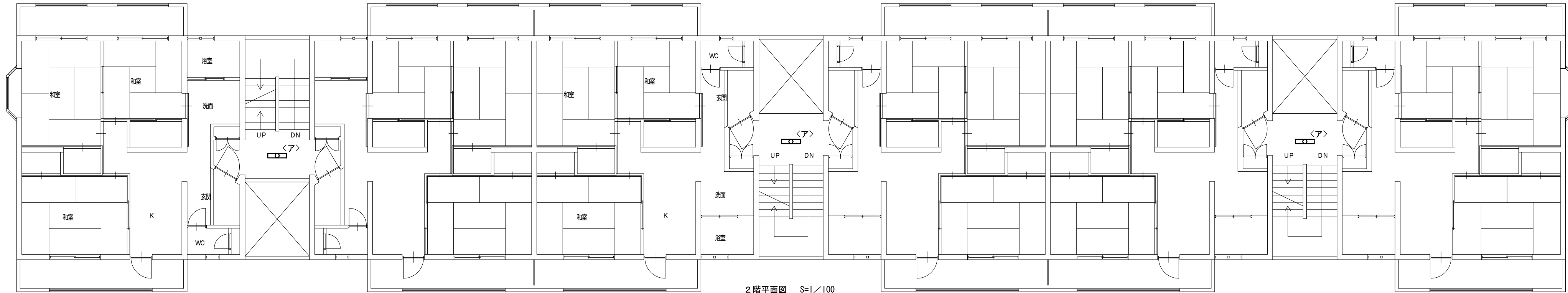


注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

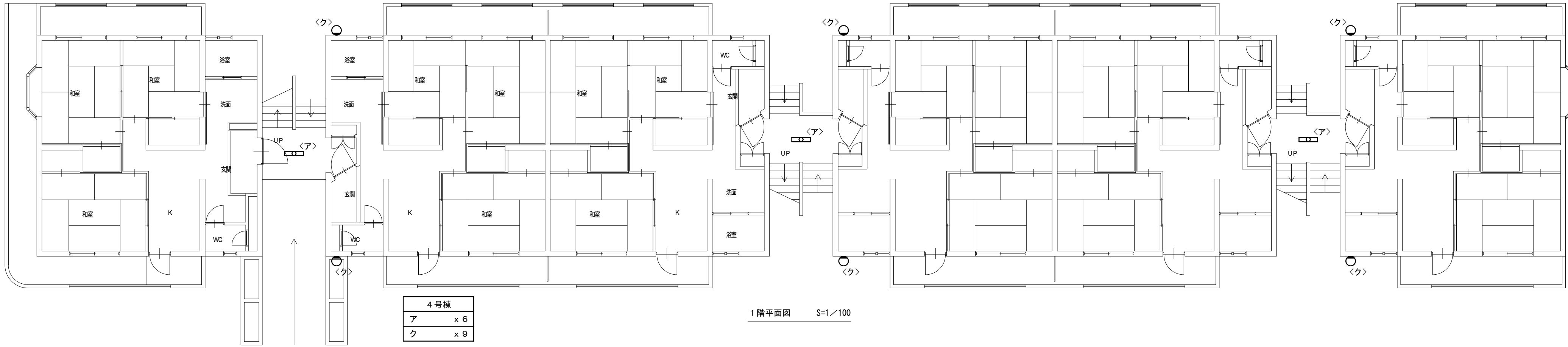
		徳島県土整備部住宅課		工事名 R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1 号棟等共用部照明設備改修工事		図面番号 E - 3 8		 (株) 上 久 保 設 備 設 計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2 - 1 0 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計		竣工		図面名 末広南 3 号棟 電灯設備 1~3階平面図 改修前後		縮尺 1 / 1 0 0		
R8.07								



3階平面図 S=1/100

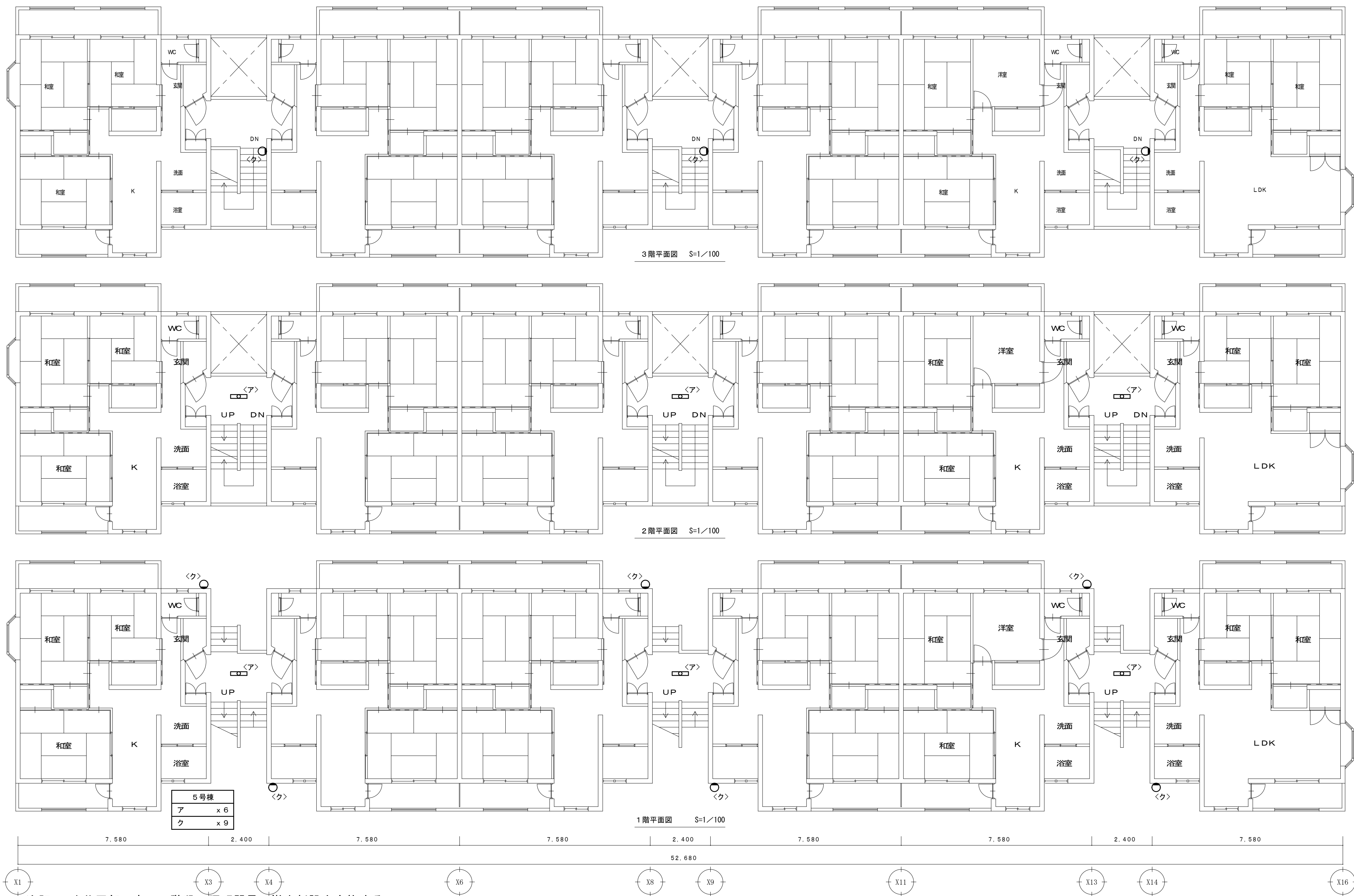


2階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。



注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

										徳島県県土整備部住宅課		工事名 R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1 号棟等共用部照明設備改修工事		図面番号 E - 4 0		 (株) 上 久 保 設 備 設 計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2-1 0 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計										竣工		図面名 末広南 5 号棟 電灯設備 1～3階平面図 改修前後		縮尺 1 / 1 0 0		
R8. 07																

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行ふ。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程 (本工事に关し定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金 (本工事 ・ 別途)
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。
2. 技能士
- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上り施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
	配管	・ 建築配管作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件
- 施工条件は次による。
- (1)工程表は全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- (2)施設運営に影響を及ぼす資機材の騒音・停電等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- (3)施設内での行事により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- (4)施工時間は、原則8:30～18:00までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りではない。
- (5)現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

4. 発生材の処理等
- 発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
- (1) 廃棄物の処理
- 産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。
- | 種類 | 処分許可業者の会社名
<処分区分> | 優良 | 所在地
処分地 | 運搬距離
(km) | 処分費
(税抜、円) | 単位 |
|--------|----------------------|----|------------------------------------|--------------|---------------|----|
| 金属(処分) | (有)荒木商店 | ○ | 徳島市渋野町楠木野旗9番地
徳島市方上町鶴島22-1.23-1 | 1.7 | 0 | t |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

5. 養生等
- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
6. 機材の品質等
- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式、常時商用給電方式 常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行ふ。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査
- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 非破壊検査
- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

(2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
2. 施工の試験・総合試運転調整
- (1) 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験（施工の試験）は、標仕及び改標仕の各編（各節）に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。

(2) 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

・ 照度測定

・ 絶縁抵抗測定
3. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。
- | 接地極の種類 | | 記号 | 接地抵抗値 | 接地極の材料（寸法：mm） |
|--------|----------------|----------|----------|--|
| | 共同接地（A・C・D種） | EA・C・D | 10 Ω 以下 | EB（D=14又はW=40）× 3 連－ 2 組 |
| | 共同接地（A・B・C・D種） | EA・B・C・D | Ω 以下 | EB（D=14又はW=40）× 3 連－ 2 組 |
| | A種 | EA | 10 Ω 以下 | EB（D=14又はW=40）× 3 連－ 2 組 |
| | B種 | EB | Ω 以下 | EB（D=14又はW=40）× 3 連－ 2 組 |
| | C種 | EC | 10 Ω 以下 | EB（D=14又はW=40）× 3 連－ 2 組 |
| | D種 | ED | 100 Ω 以下 | EB（D=14又はW=40）× 1 |
| | ELCB用 | EELCB | Ω 以下 | EB（D=14又はW=40）× 1 |
| | 雷保護用 | ELA | Ω 以下 | ・ EP－0.6×2 ・ EB（D=14又はW=40）× 3 連－ 1 組 |
| | 高圧避雷器用 | ELH | 10 Ω 以下 | EB（D=14又はW=40）× 3 連－ 2 組 |
| | 交換機陽極用 | Et | 10 Ω 以下 | EB（D=14又はW=40）× 3 連－ 1 組 |
| | 本配線盤保安装置用 | EAt | 10 Ω 以下 | EB（D=14又はW=40）× 3 連－ 2 組 |
| | 拡声増幅器用 | EDt | 100 Ω 以下 | EB（D=14又はW=40）× 1 |
| | 各種通信機器用 | EDa | 100 Ω 以下 | EB（D=14又はW=40）× 1 |
| | 保安器用 | ELt | 100 Ω 以下 | EB（D=14又はW=40）× 1 |
| | 測定用補助 | EO | － | EB（D=14又はW=40）× 1 |
- （備考） ・EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。
・接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- 3章 関連工事
1. 仮設工事

(1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・既存電力利用（

できる

 ・ できない ）、 電力料金（

有償

 ・ 無償 ）

・既存用水利用（

できる

 ・ できない ）、 用水料金（

有償

 ・ 無償 ）

(2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・同用地は、（ 図示の場所に ・

用意していないので業者にて

 ）設けること。

4章 電灯設備

1. 照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

工事名：R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事

5章 その他

1. 機器取付高さ

図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高(mm)	備考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
〃（台上）	台上～中心	150	
〃（土間）	床上～中心	800～1,300	
〃（車椅子用）	床上～中心	900	
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300	
〃（踊場）	床上～中心	2,000～2,600	
〃（鏡上）	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン（一般）	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン（一般）	床上～中心	1,300	
〃（外部受付）	床上～中心	標準図による	
〃（モコタ付）	床上～中心	1,400	
〃（カメラ付）	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
呼出ボタン（多機能便所）		900(400)	（400）は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱・発信機	床上～中心	800～1,500	
警報ベル・表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器（都市ガス）	天井下～下端	300	
〃（LPガス）	床上～下端	300	

設計者情報：(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号

電特-019 西須賀 電気設備工事特記仕様書(3)

設計者情報：(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号

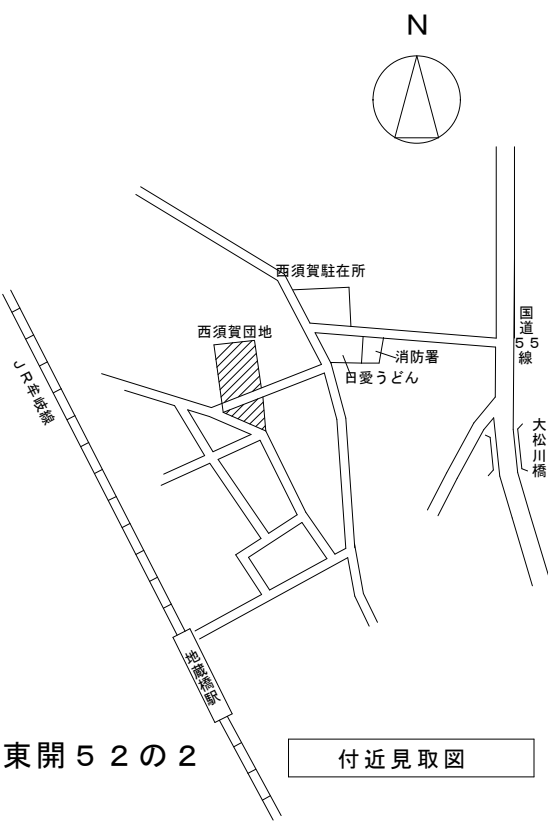
電特-020 西須賀 電気設備工事特記仕様書(4)



配置図

徳島市西須賀町東開52の2

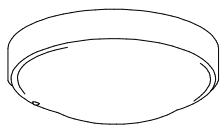
付近見取図



徳島県県土整備部住宅課		工事名	R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-41	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	竣工	図面名	西須賀 配置図 付近見取図	縮尺	
					1/600	

【新設】

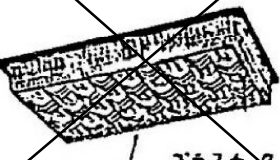
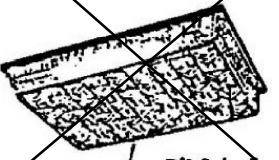
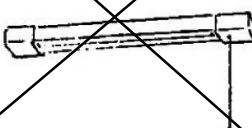
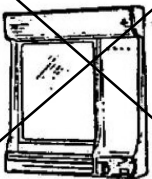
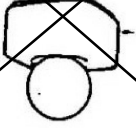
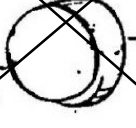
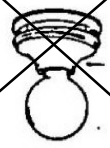
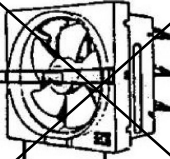
a	LEDシーリングライト 20形丸形蛍光灯1灯器具相当
---	----------------------------

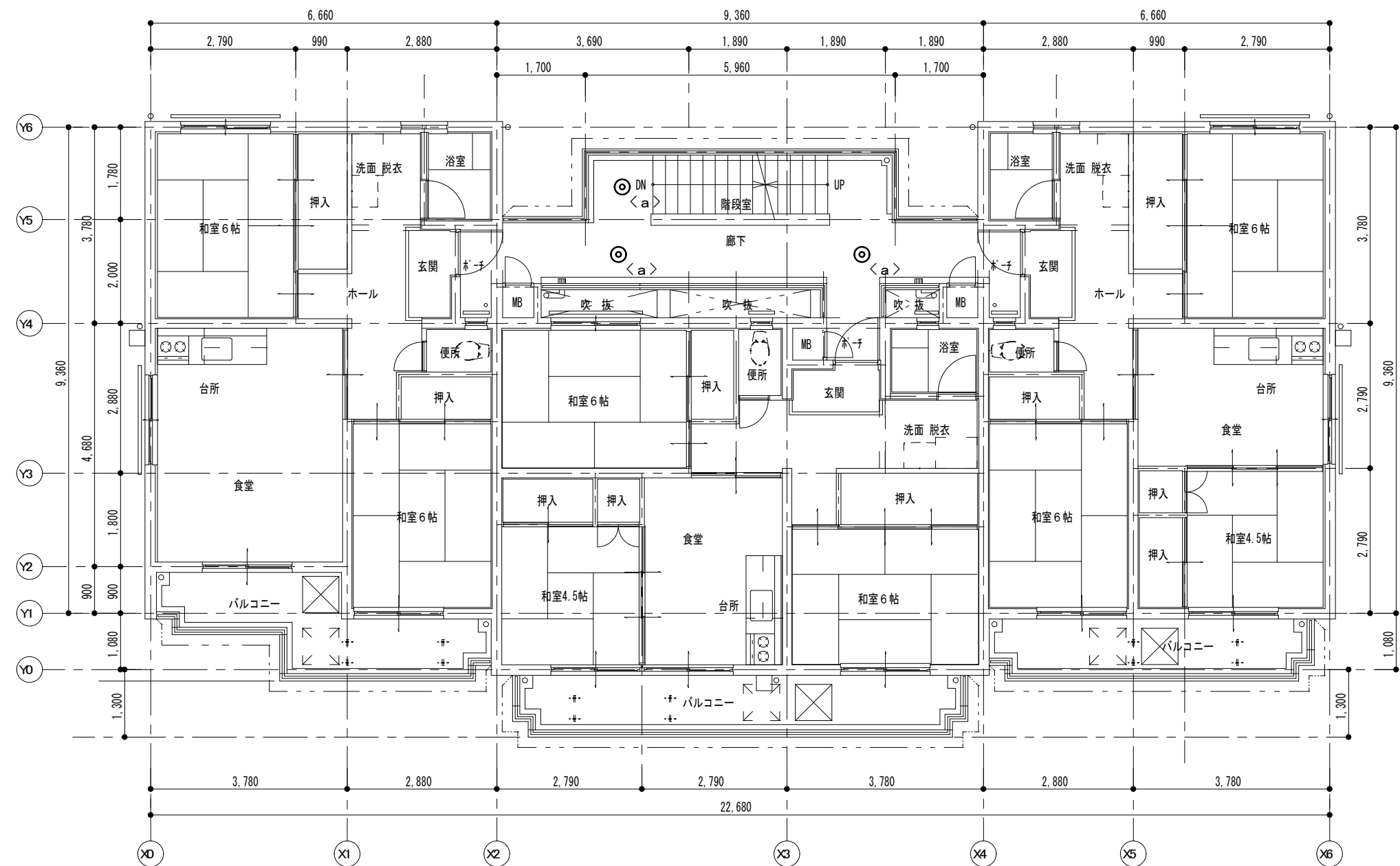


昼白色 (5000K)、Ra83
器具光束705lm、消費電力7.8W、電圧100V
防湿型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式
プラスチック (ホワイト)
カバー：アクリル (乳白)

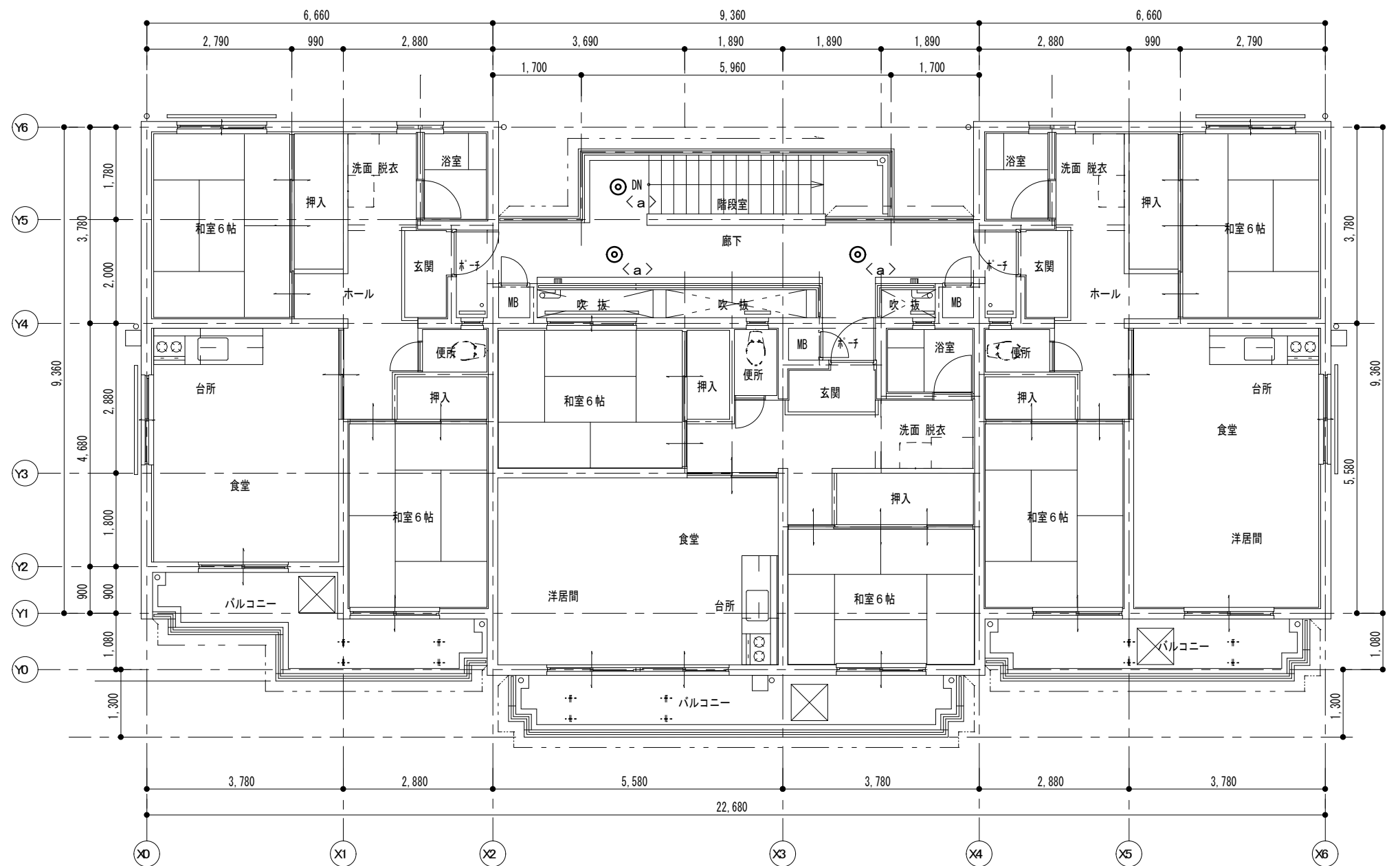
※姿図は参考とし、同等品以上とする

【撤去】

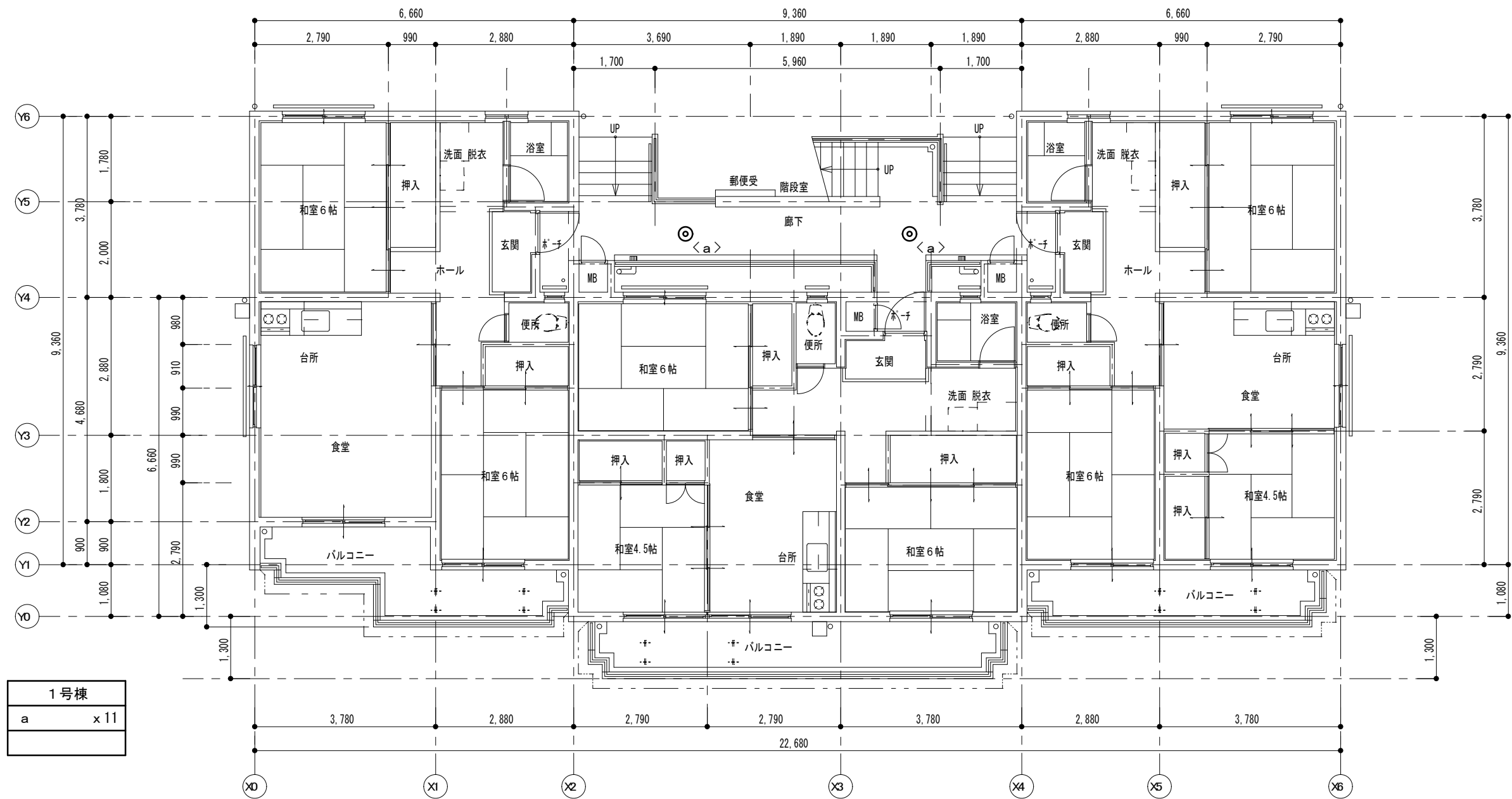
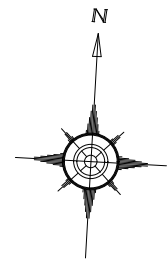
A1FL20w x 3HA6151T BPL  ガラス	A2FL20w x 5HA1151 BPL  ガラス	BFL15w x 1HW1650 T BPL  ガラス	CFL30w x 1HA3172T GL  ガラス
DFL10w x 1HW070T GL  陶器	EFL60w x 1LB56334WT  陶器	FFL60w x 1LW86497WT  ガラス 防雨防湿型	GFL60w x 1LB56882 T  陶器
aFCL15w x 1HW6083 GL  SUS 防雨防湿型			換気扇 直径20cm (E-20cm) 4BL  樹脂、ステンレス、鉄線材料 質量=716g



2～3階 平面図 1:100



4階 平面図 1:100

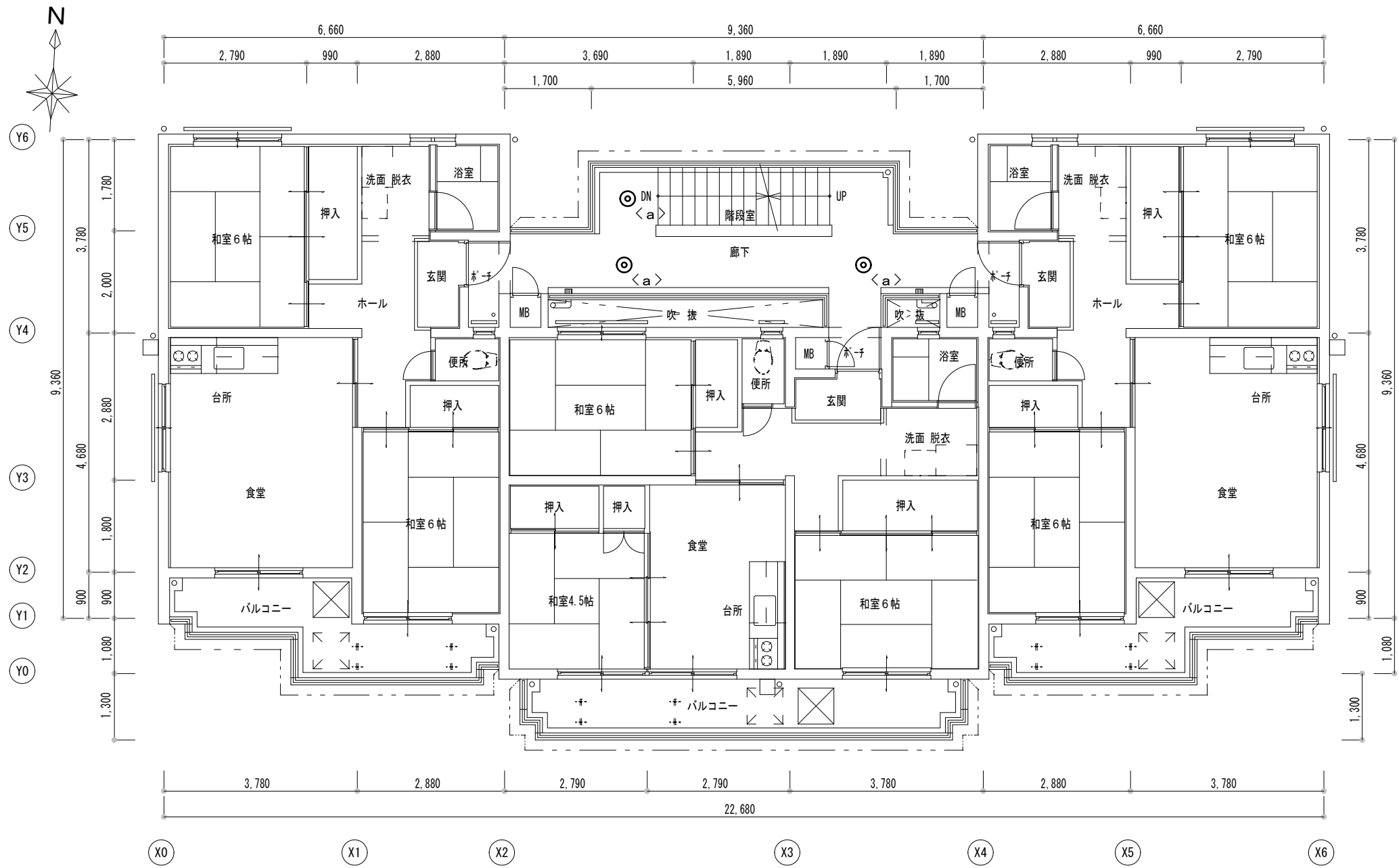


1号棟
a x 11

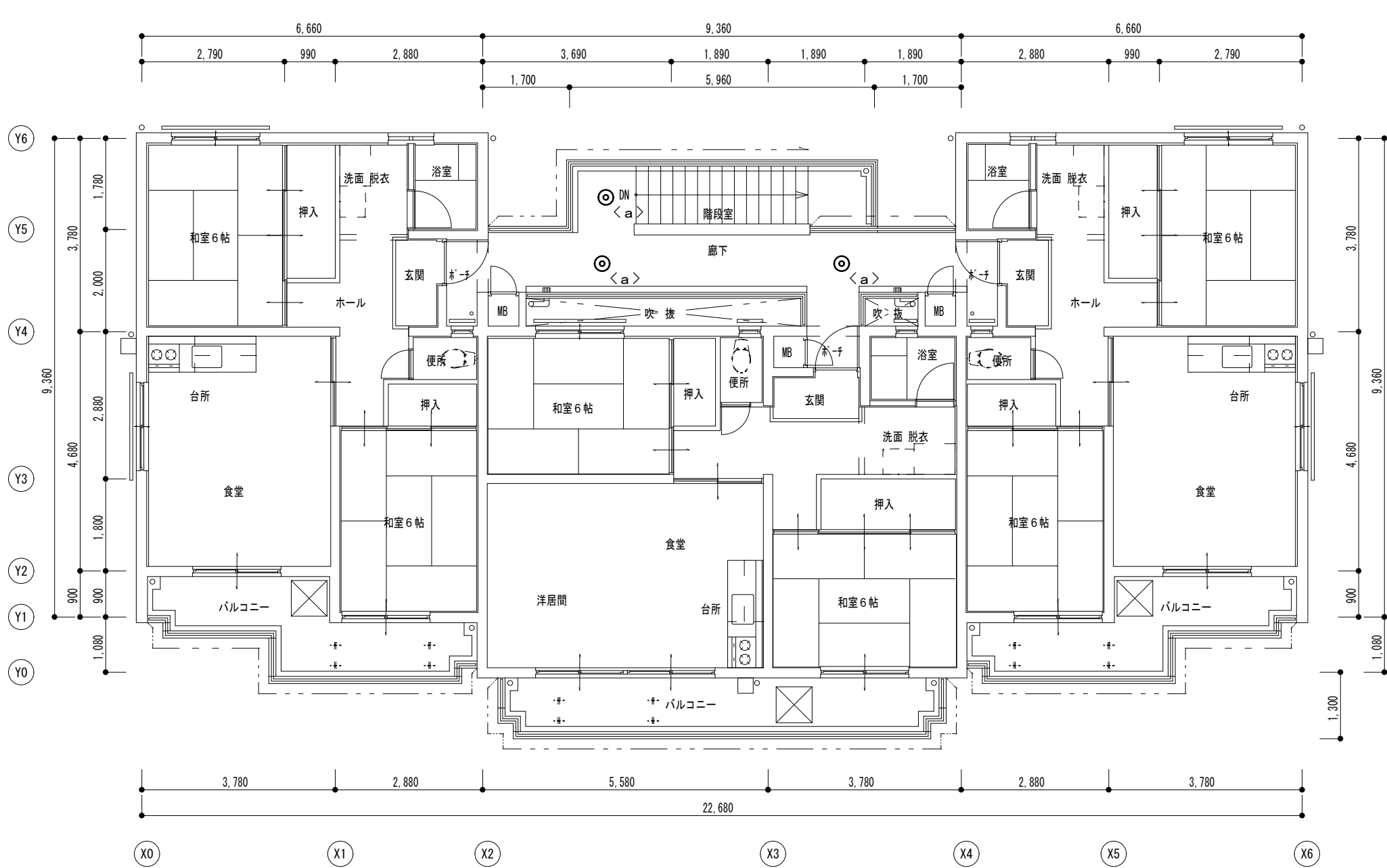
1階 平面図 1:100

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

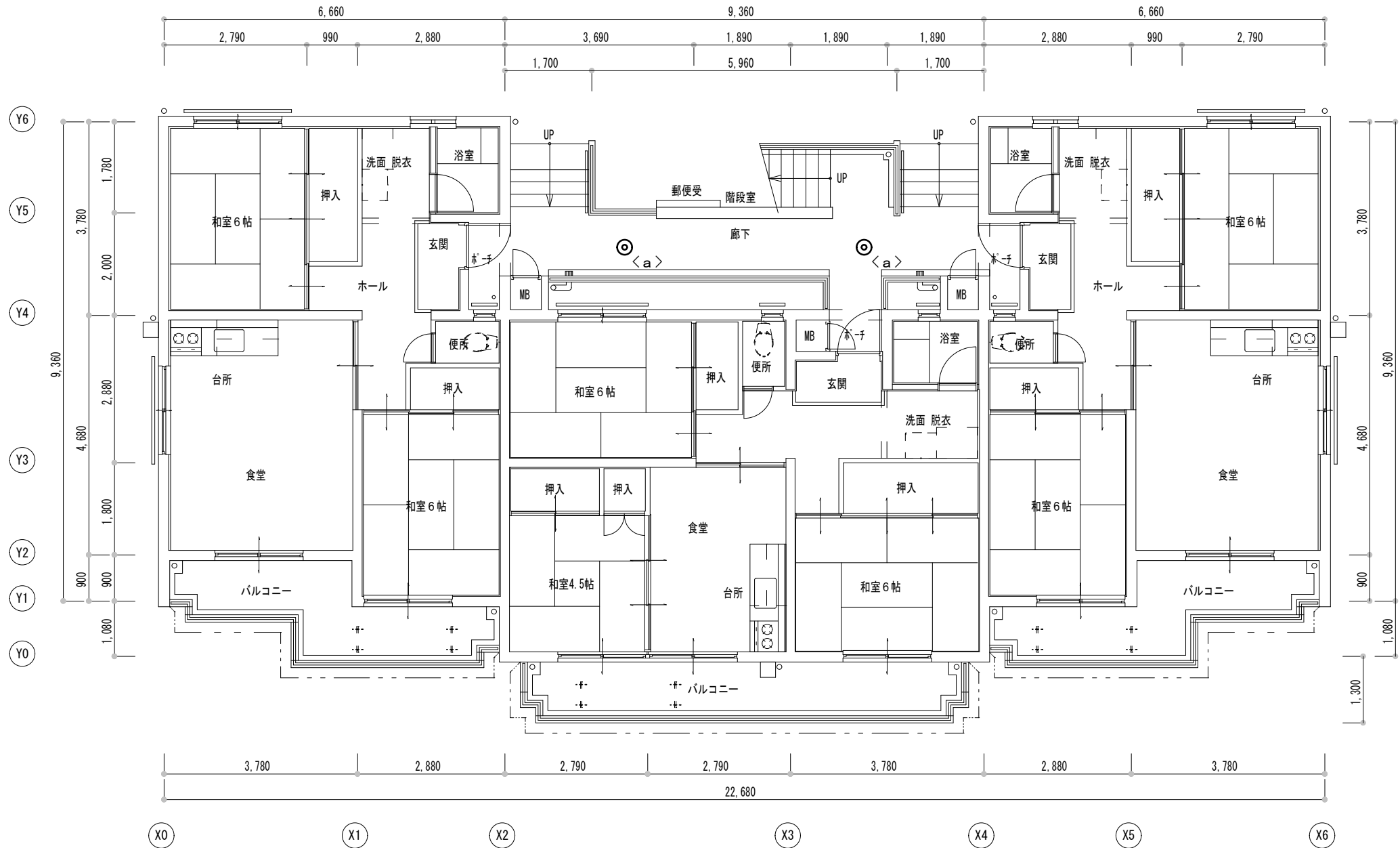
徳島県土整備部住宅課		工事名	R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-43	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	竣工	西須賀 1号棟 電灯設備 1～3階平面図 改修前後	図面名	縮尺 1/100	



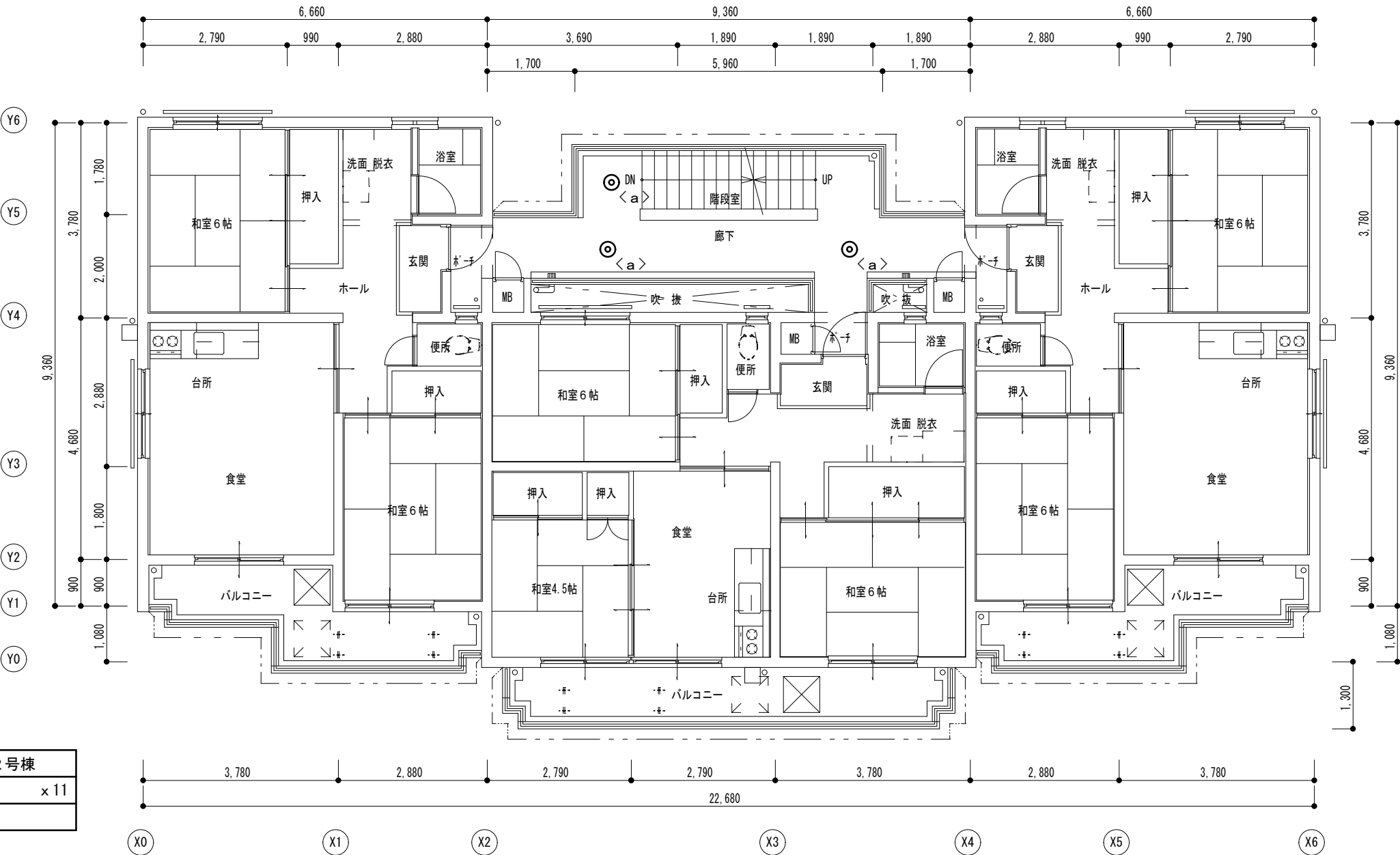
2 階 平面図 1:100



4 階 平面図 1:100



1 階 平面図 1:100

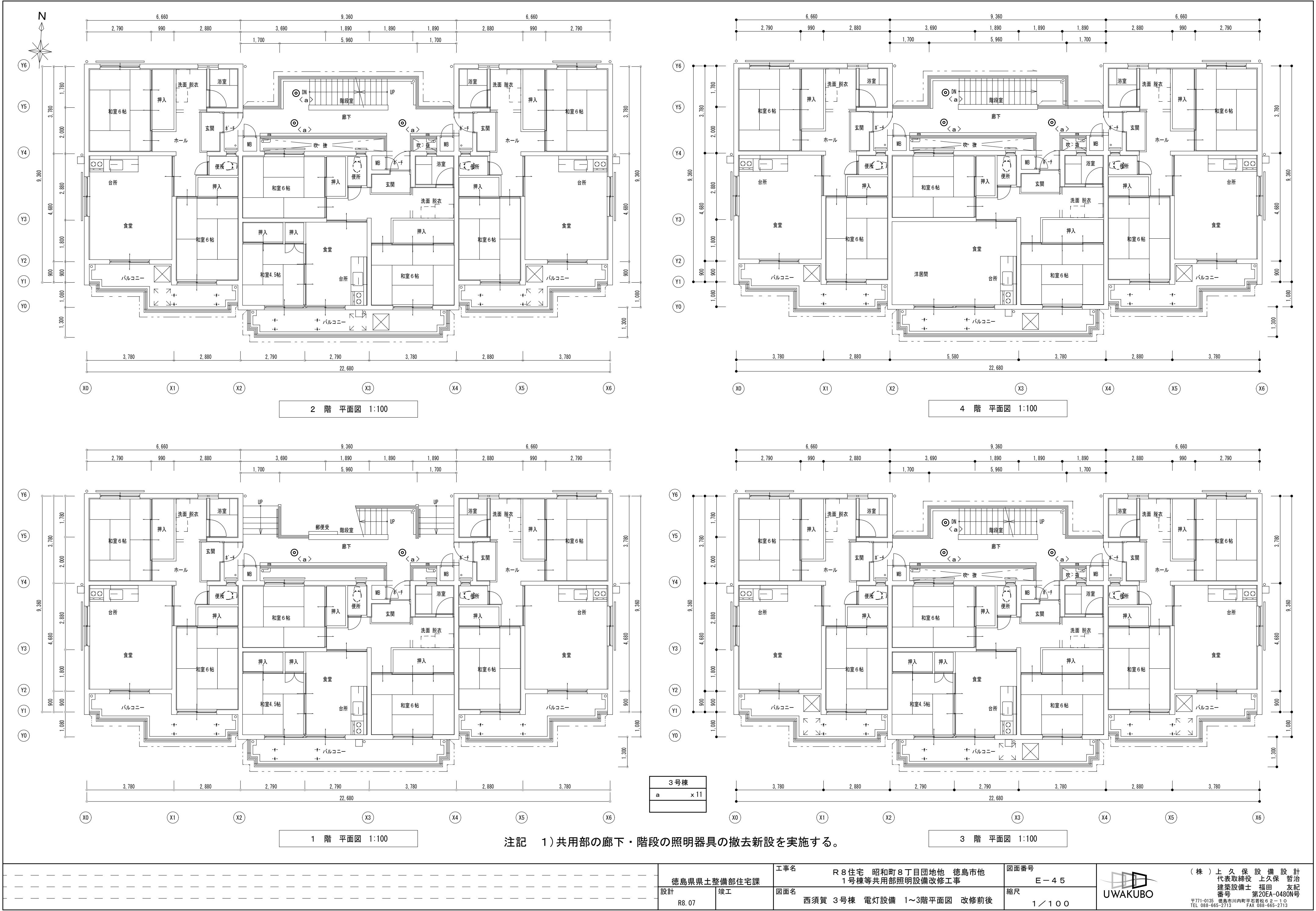


3 階 平面図 1:100

2号棟
a x 11

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

徳島県県土整備部住宅課		工事名	R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-44	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	図面名	西須賀 2号棟 電灯設備 1~3階平面図 改修前後	縮尺	1/100	
竣工						



2 階 平面図 1:100

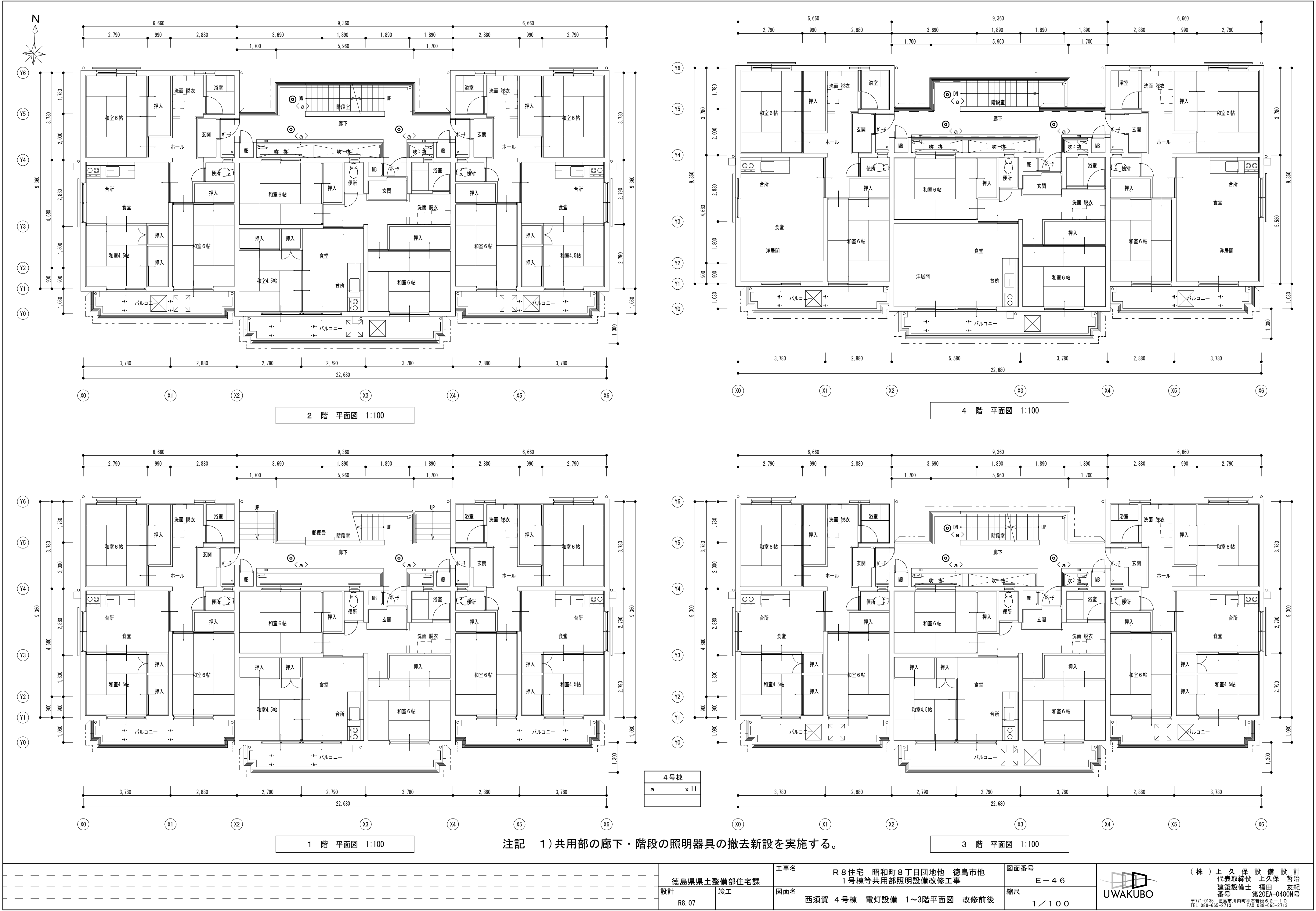
4 階 平面図 1:100

1 階 平面図 1:100

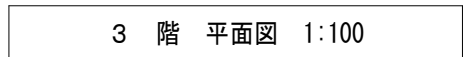
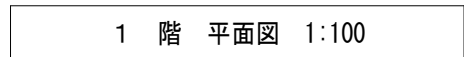
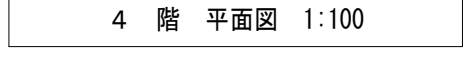
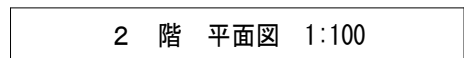
3 階 平面図 1:100

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

		徳島県県土整備部住宅課		工事名 R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1 号棟等共用部照明設備改修工事		図面番号 E - 4 5		 (株) 上 久 保 設 備 設 計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2-1 0 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計 R8. 07		竣工		図面名 西須賀 3 号棟 電灯設備 1～3階平面図 改修前後		縮尺 1 / 1 0 0		

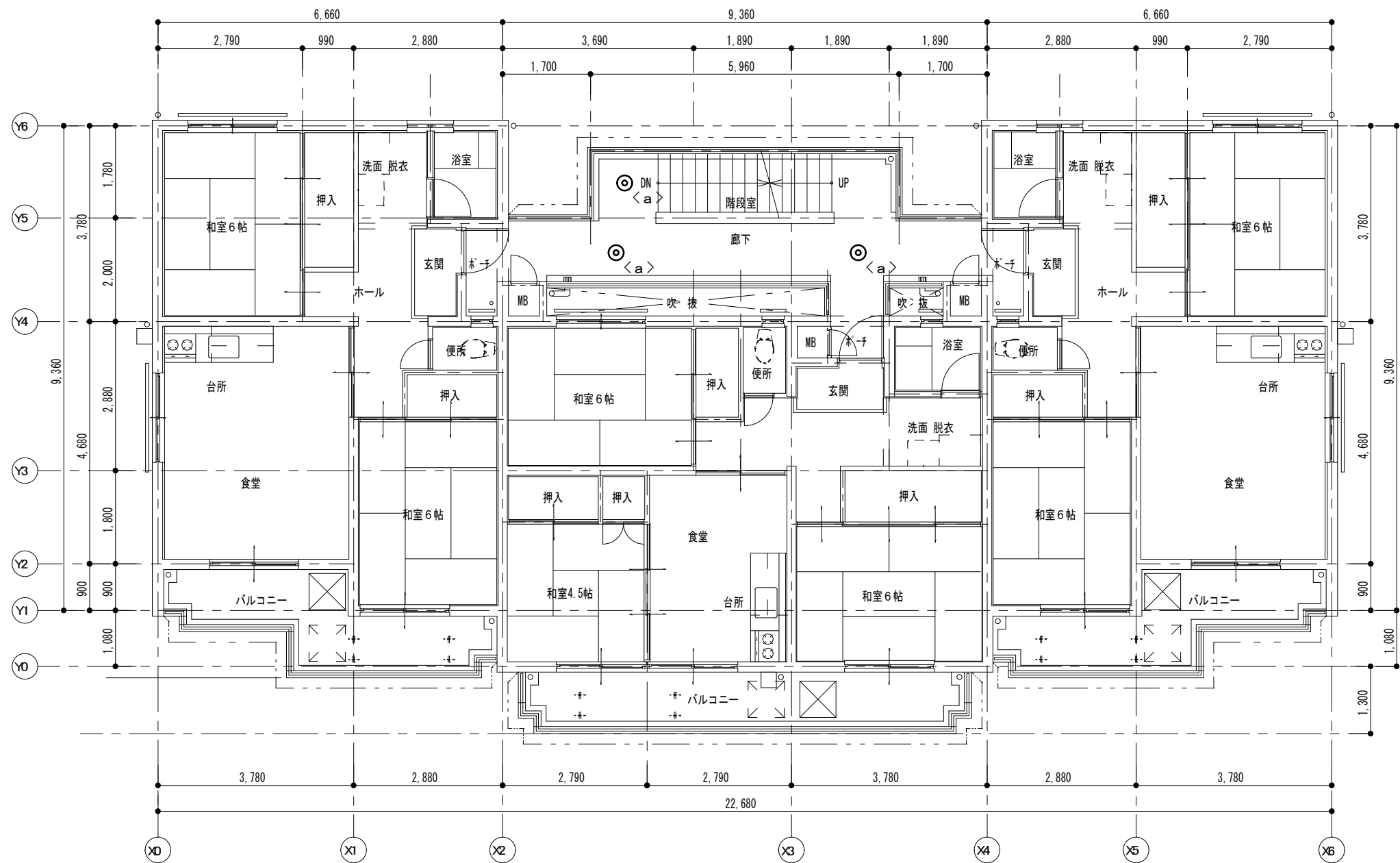


		徳島県土整備部住宅課		工事名 R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事		図面番号 E-46		 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
		設計 R8.07	竣工	図面名 西須賀 4号棟 電灯設備 1～3階平面図 改修前後		縮尺 1/100		

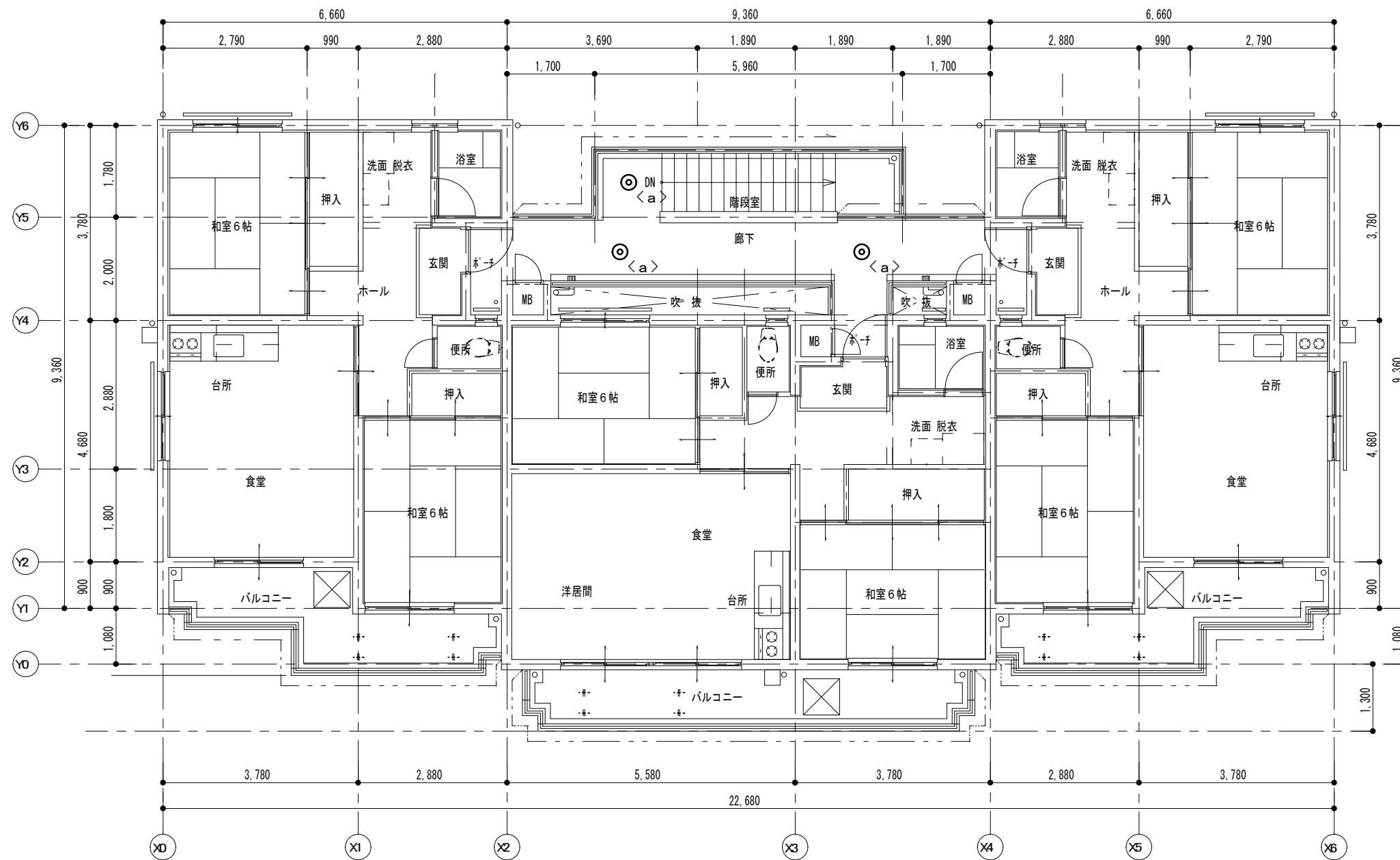


3 階 平面図 1:100

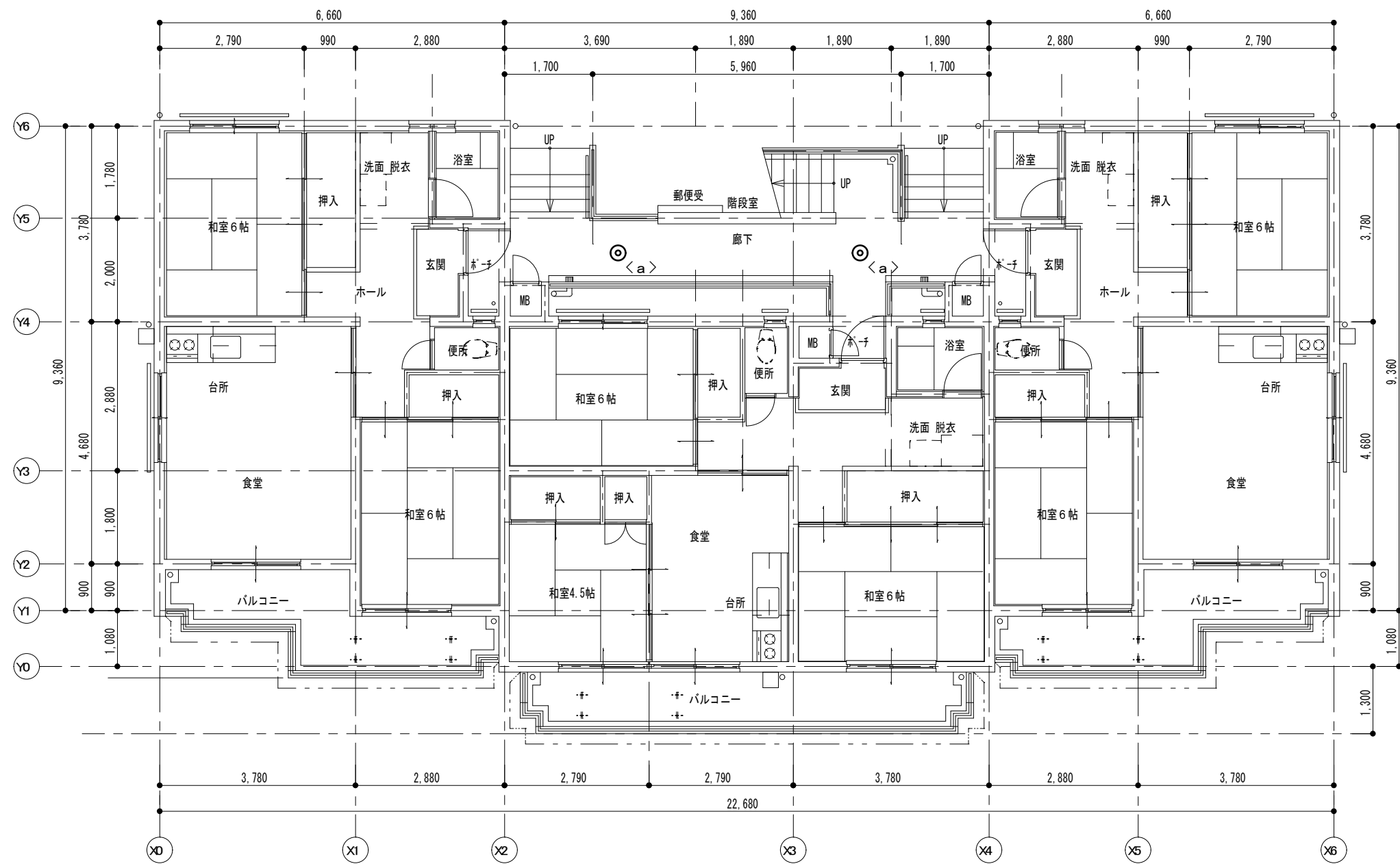
5 号棟



2・3階 平面図 1:100



4階 平面図 1:100

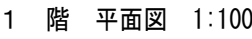
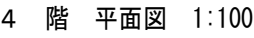
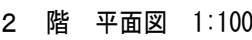


1階 平面図 1:100

6号棟
a x 11

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

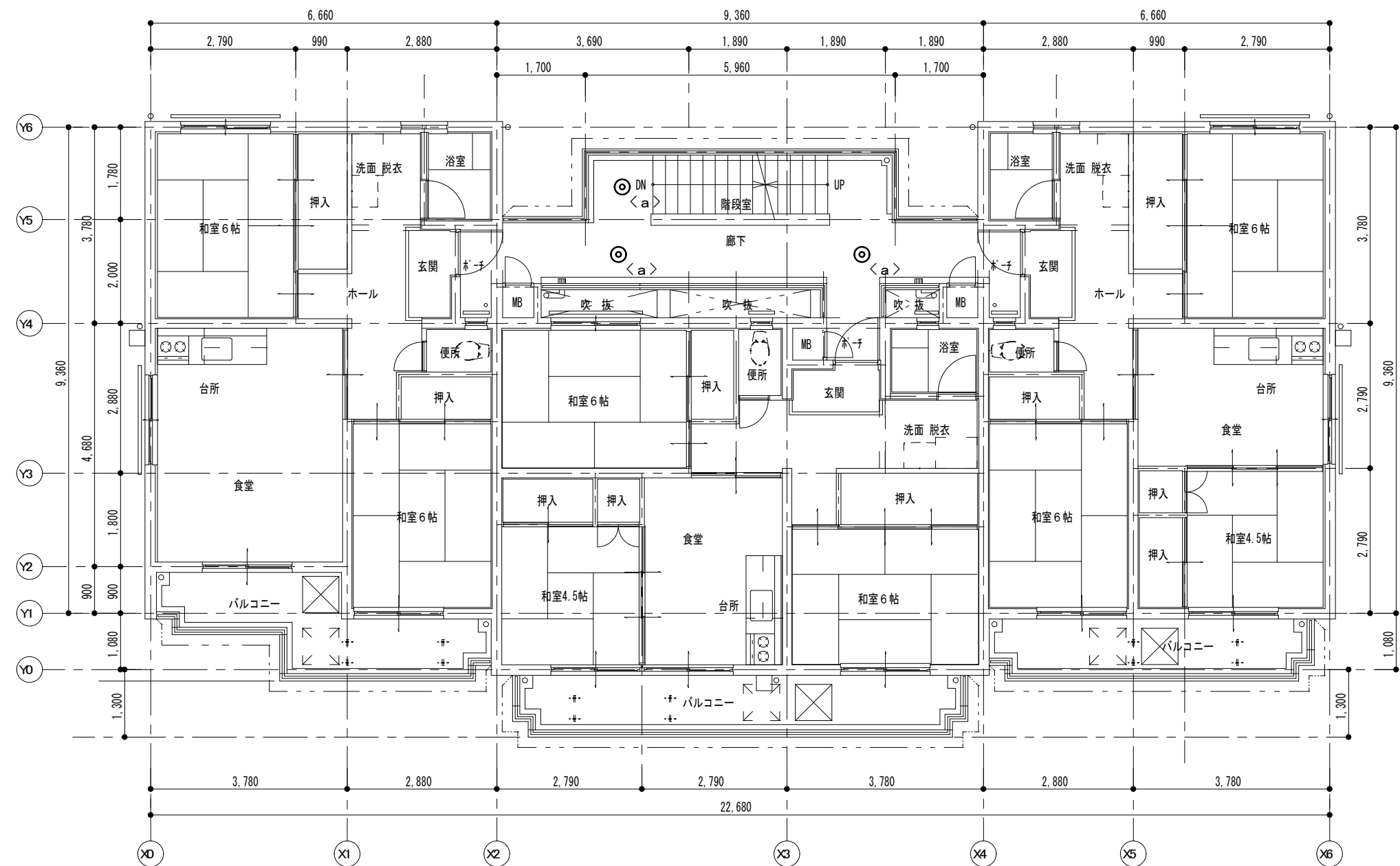
徳島県土整備部住宅課		工事名	R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-48	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	竣工	図面名	西須賀 6号棟 電灯設備 1~3階平面図 改修前後	縮尺	1/100	



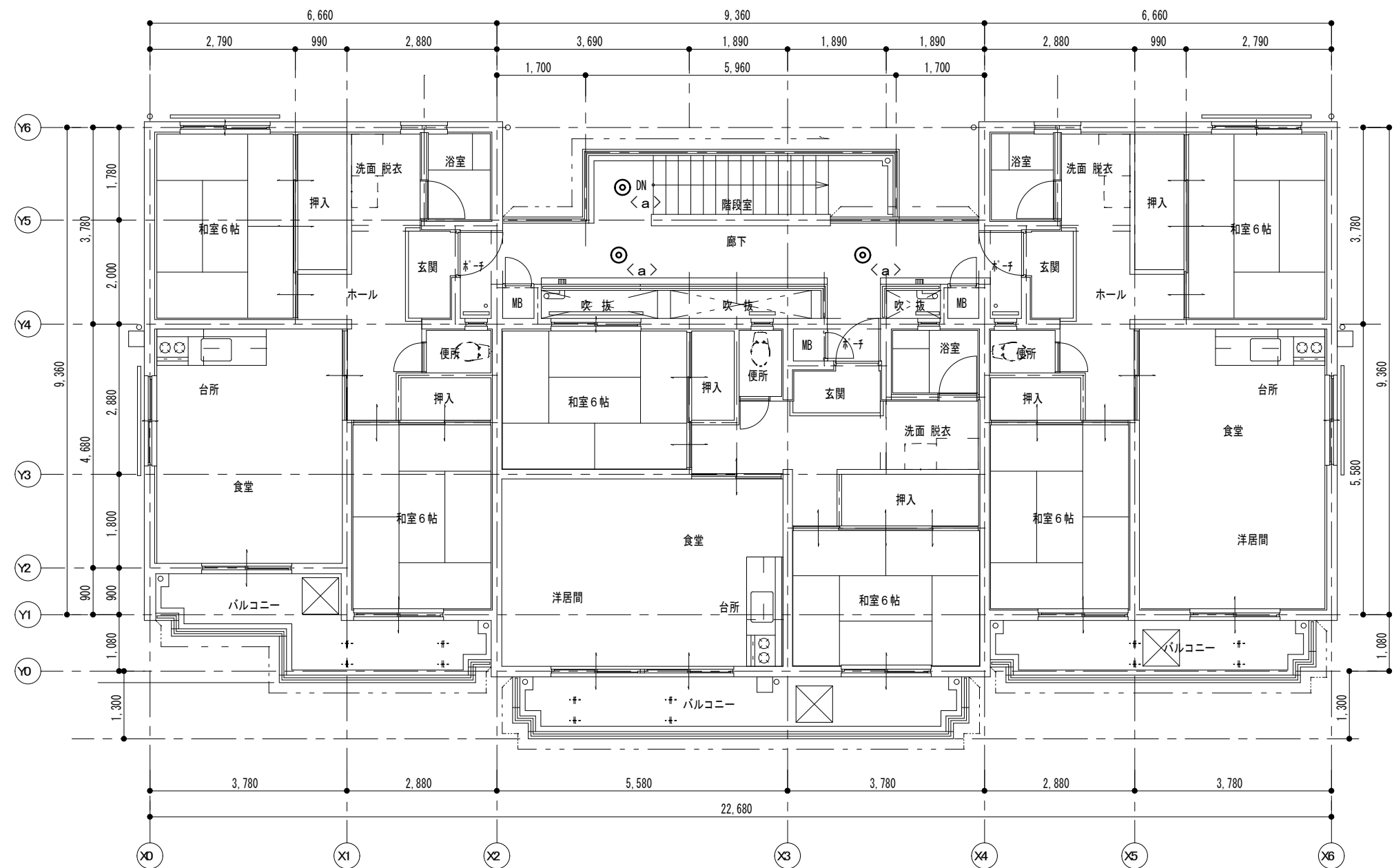
7号棟	
	x 11

3 階 平面図 1:100

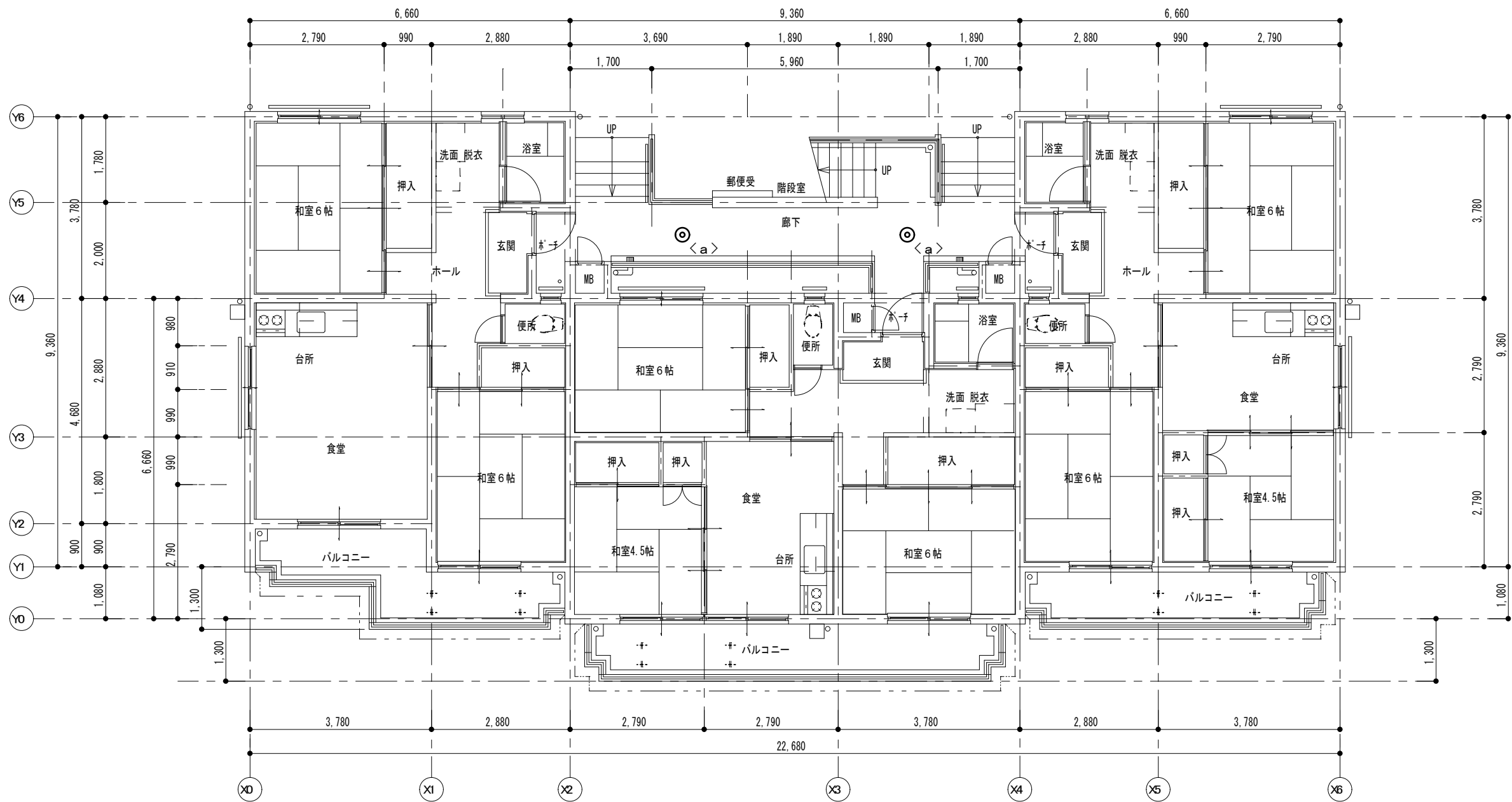
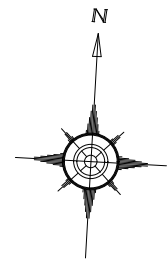
(株) 上久保設備設計
代表取締役 上久保 哲治
建築設備士 福田 友紀
番号 第20EA-0480N号
〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10
TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713



2～3階 平面図 1:100



4階 平面図 1:100



1階 平面図 1:100

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

8号棟	
a	x11

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程 (本工事に关し定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金 (本工事 ・ 別途)
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。
2. 技能士
- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上り施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件
- 施工条件は次による。
- (1)工程表は全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- (2)施設運営に影響を及ぼす資機材の騒音・停電等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- (3)施設内での行事により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- (4)施工時間は、原則8:30～18:00までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りではない。
- (5)現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

4. 発生材の処理等
- 発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
- (1) 廃棄物の処理
- 産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 <処分区分>	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	6.8	0	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

5. 養生等
- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
6. 機材の品質等
- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式、常時商用給電方式 常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査
- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 非破壊検査
- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

(2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
2. 施工の試験・総合試運転調整
- (1) 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験(施工の試験)は、標仕及び改標仕の各編(各節)に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。

(2) 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

・ 照度測定

・ 絶縁抵抗測定
3. 接地工事
- 接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類		記号	接地抵抗値	接地極の材料 (寸法:mm)
	共同接地(A・C・D種)	EA・C・D	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	共同接地(A・B・C・D種)	EA・B・C・D	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	A種	EA	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	B種	EB	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	C種	EC	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	D種	ED	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	ELCB用	EELCB	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	雷保護用	ELA	Ω 以下	・ EPー0.6×2 ・ EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 1 組
	高圧避雷器用	ELH	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	交換機陽極用	Et	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 1 組
	本配線盤保安装置用	EAt	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連ー 2 組
	拡声増幅器用	EDt	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	各種通信機器用	EDa	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	保安器用	ELt	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	測定用補助	EO	ー	EB (D=14又はW=40) × 1

(備考) ・EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。
・接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

3章 関連工事

1. 仮設工事
- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・既存電力利用 (できる ・ できない)、電力料金 (有償 ・ 無償)

・既存用水利用 (できる ・ できない)、用水料金 (有償 ・ 無償)

(2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

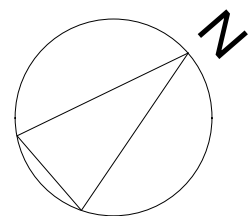
・同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて) 設けること。
- 4章 電灯設備
1. 照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。
- 工事名 :R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事
- 5章 その他
1. 機器取付高さ

図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。
- | 名 称 | 測点 | 取付高(mm) | 備考 |
|----------------|--------|-------------|----------------------------|
| 【電力共通】 | | | |
| 積算計器 | 地上～窓中心 | 1,800～2,000 | |
| 引込開閉器 | 床上～中心 | 1,800～2,200 | |
| 【電灯】 | | | |
| 分電盤 | 床上～中心 | 1,500 | 上端1,900以下とする |
| スイッチ | 床上～中心 | 1,300 | |
| 熱線センサ用スイッチ | 床上～中心 | 1,800 | |
| コンセント(一般) | 床上～中心 | 300 | |
| 〃 (和室) | 床上～中心 | 150 | |
| 〃 (台上) | 台上～中心 | 150 | |
| 〃 (土間) | 床上～中心 | 800～1,300 | |
| 〃 (車椅子用) | 床上～中心 | 900 | |
| ブラケット(一般) | 床上～中心 | 2,100～2,300 | |
| 〃 (踊場) | 床上～中心 | 2,000～2,600 | |
| 〃 (鏡上) | 鏡上端～中心 | 150 | |
| 多機能便所スイッチ | 床上～中心 | 1,100 | |
| 【動力】 | | | |
| 壁掛形制御盤 | 床上～中心 | 1,500 | 上端1,900以下とする |
| 手元開閉器 | 床上～中心 | 1,500 | |
| 制御用スイッチ | 床上～中心 | 1,300 | |
| 【構内交換・構内情報通信網】 | | | |
| 端子盤 | 床上～下端 | 300 | |
| 保安器箱 | 天井下～上端 | 200 | |
| 壁付アウトレット(一般) | 床上～中心 | 300 | |
| 〃 (和室) | 床上～中心 | 150 | |
| 【電気時計】 | | | |
| 壁掛形親時計 | 床上～中心 | 1,500 | 上端1,900以下とする |
| 子時計 | 床上～中心 | 天井高×0.9 | |
| 【拡声】 | | | |
| 壁掛形スピーカ | 床上～中心 | 天井高×0.9 | |
| 壁付アッテネータ | 床上～中心 | 1,300 | |
| 【情報表示】 | | | |
| 情報表示盤 | 床上～中心 | 天井高×0.9 | |
| 壁付発信器 | 床上～中心 | 1,300 | |
| ベル・ブザー・チャイム | 床上～中心 | 2,300 | |
| 受付押しボタン(一般) | 床上～中心 | 1,300 | |
| 電源箱 | 床上～下端 | 300 | |
| 【誘導支援・呼出】 | | | |
| 壁付インターホン(一般) | 床上～中心 | 1,300 | |
| 〃 (外部受付) | 床上～中心 | 標準図による | |
| 〃 (モコタ付) | 床上～中心 | 1,400 | |
| 〃 (カメラ付) | 床上～中心 | 1,100～1,400 | |
| 壁付位置ボックス(一般) | 床上～中心 | 300 | |
| 〃 (和室) | 床上～中心 | 150 | |
| 呼出ボタン(多機能便所) | | 900(400) | (400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す |
| 【テレビ共同受信】 | | | |
| 機器収容箱 | 天井下～上端 | 200 | |
| 直列ユニット(一般) | 床上～中心 | 300 | |
| 〃 (和室) | 床上～中心 | 150 | |
| 【火災報知】 | | | |
| 受信機・副受信機 | 床上～中心 | 1500 | |
| 機器収容箱・発信機 | 床上～中心 | 800～1,500 | |
| 警報ベル・表示灯 | 天井下～上端 | 200 | |
| 【ガス漏れ検知】 | | | |
| ガス漏れ中継器 | 天井下～中心 | 300 | |
| 検知器(都市ガス) | 天井下～下端 | 300 | |
| 〃 (LPガス) | 床上～下端 | 300 | |
| | | | |
| | | | |
- 設計者情報:(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号
- 電特-023 津田4 電気設備工事特記仕様書(3)
- 設計者情報:(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号
- 電特-024 津田4 電気設備工事特記仕様書(4)



ポンプ室

集会所

プロパン庫

自転車置き場

自転車置き場

自転車置き場

自転車置き場

1号棟

浄化槽

幼児遊園

浄化槽

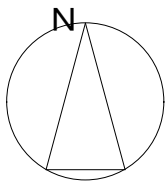
自転車置き場

自転車置き場

自転車置き場

自転車置き場

2号棟



津田町交番

国道
55線

津田四丁目
交差点

スーパーマーケット
わかくさ幼稚園

コミュニティーセンター

津田海岸町

津田4丁目団地

付近見取図

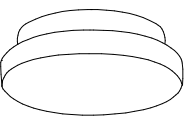
徳島市津田町4丁目1124-209

配置図

徳島県土整備部住宅課		工事名	R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E-51	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8.07	竣工		図面名	津田4丁目 配置図 付近見取図	
				縮尺	1/150	

【新設】

⑦	LEDポーチライト 60形電球1灯器具相当
---	-----------------------



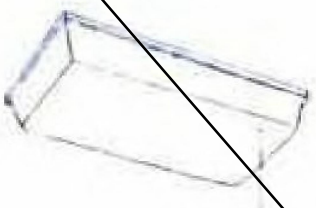
電球色(2700K)、Ra83
器具光束410lm、消費電力6.2W、電圧100V
拡散タイプ、防湿型・防雨型、天井直付型・壁直付型、ネジ込み方式
カバー:アクリル(乳白)

※姿図は参考とし、同等品以上とする

【撤去】

① 直付型蛍光灯

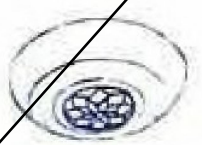
台所



FL-20W×2

② 直付型蛍光灯

洗面



FL-30W×1

③ 直付型白熱灯

洗面所



IL-40W

④ 直付型白熱灯

浴室・便所



IL-60W(防湿型)浴室
IL-40W便所

⑤ ミラーライト(蛍光灯)

洗面所



FL-15W×1

⑥ 流し元灯(蛍光灯)

台所



FL-15W×1

⑦ 直付型白熱灯

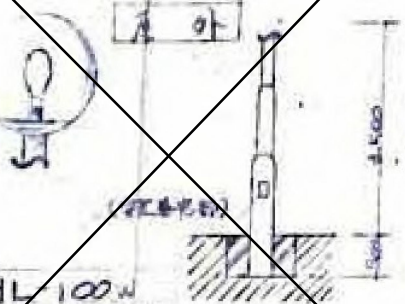
階段室



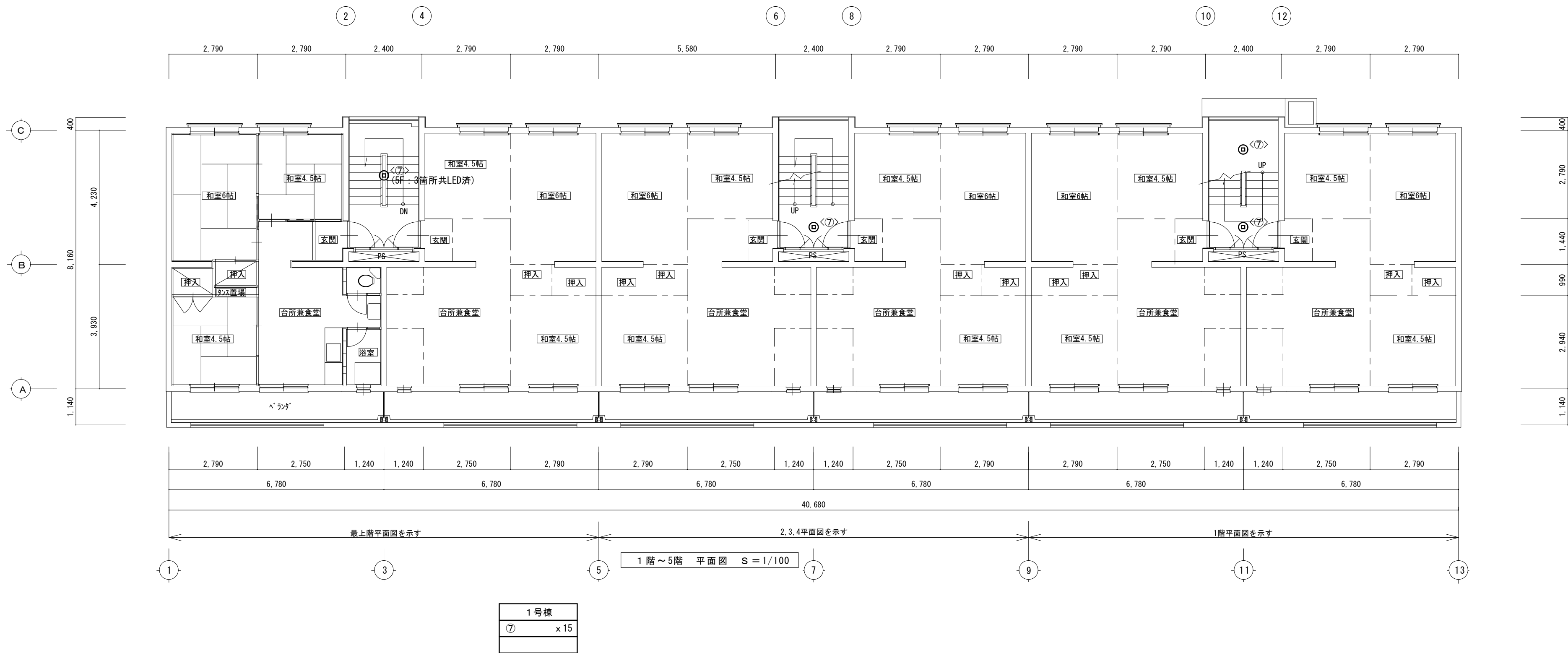
IL-60W

⑧ 街路灯(水銀灯)

外

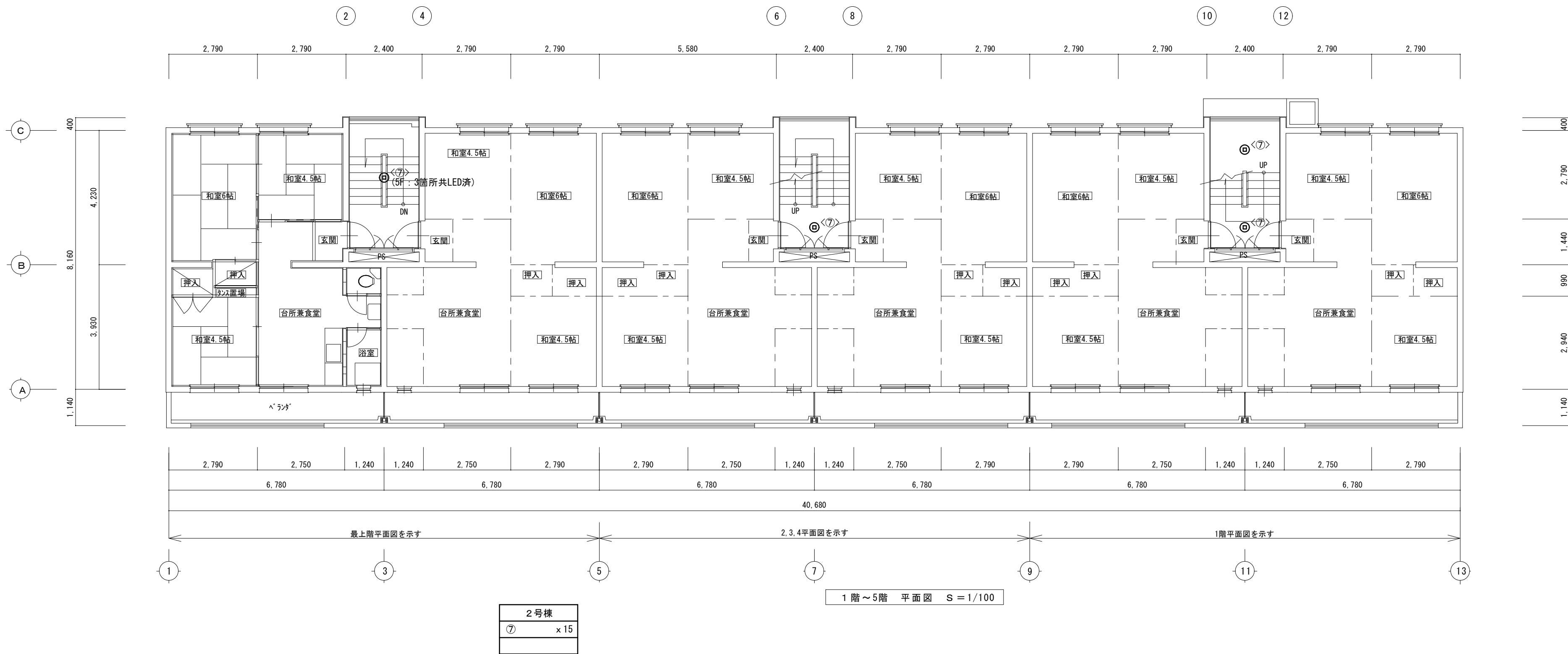


HL-100W
100W水銀灯
コンクリート基礎
(600×600×300)



注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

				徳島県土整備部住宅課		工事名 R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事		図面番号 E - 5 3		 (株) 上 久 保 設 備 設 計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2 - 1 0 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
				設計 R8. 07	竣工	図面名 津田 4 丁目 1 号棟 電灯設備 1～5階平面図 改修前後		縮尺 1 / 1 0 0		



注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

		徳島県土整備部住宅課		工事名 R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事		図面番号 E - 5 4		 (株) 上 久 保 設 備 設 計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2 - 1 0 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
		設計 R8. 07	竣工	図面名 津田 4 丁目 2 号棟 電灯設備 1～5階平面図 改修前後		縮尺 1 / 1 0 0		

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程 (本工事に关し定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金 (本工事 ・ 別途)
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。
2. 技能士
- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上り施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件
- 施工条件は次による。
- (1)工程表は全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- (2)施設運営に影響を及ぼす資機材の騒音・停電等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- (3)施設内での行事により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- (4)施工時間は、原則8:30～18:00までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りではない。
- (5)現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

4. 発生材の処理等
- 発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
- (1) 廃棄物の処理
- 産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 <処分区分>	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	6.4	0	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

5. 養生等
- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
6. 機材の品質等
- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式、常時商用給電方式 常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査
- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 非破壊検査
- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

(2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
2. 施工の試験・総合試運転調整
- (1) 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験(施工の試験)は、標仕及び改標仕の各編(各節)に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。

(2) 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

・ 照度測定

・ 絶縁抵抗測定
3. 接地工事
- 接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類		記号	接地抵抗値	接地極の材料（寸法:mm）
	共同接地(A・C・D種)	EA・C・D	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	共同接地(A・B・C・D種)	EA・B・C・D	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	A種	EA	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	B種	EB	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	C種	EC	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	D種	ED	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	ELCB用	EELCB	Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	雷保護用	ELA	Ω 以下	・ EP－0.6×2 ・ EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 1 組
	高圧避雷器用	ELH	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	交換機陽極用	Et	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 1 組
	本配線盤保安装置用	EAt	10 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 3 連－ 2 組
	拡声増幅器用	EDt	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	各種通信機器用	EDa	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	保安器用	ELt	100 Ω 以下	EB (D=14又はW=40) × 1
	測定用補助	EO	－	EB (D=14又はW=40) × 1

(備考) ・EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。
・接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

3章 関連工事

1. 仮設工事
- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・既存電力利用（

できる

 ・ できない ） 、 電力料金（

有償

 ・ 無償 ）

・既存用水利用（

できる

 ・ できない ） 、 用水料金（

有償

 ・ 無償 ）

(2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・同用地は、（ 図示の場所に ・

用意していないので業者にて

 ）設けること。

4章 電灯設備

1. 照明器具
- LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。
2. 非常用照明器具の照度測定
- 設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

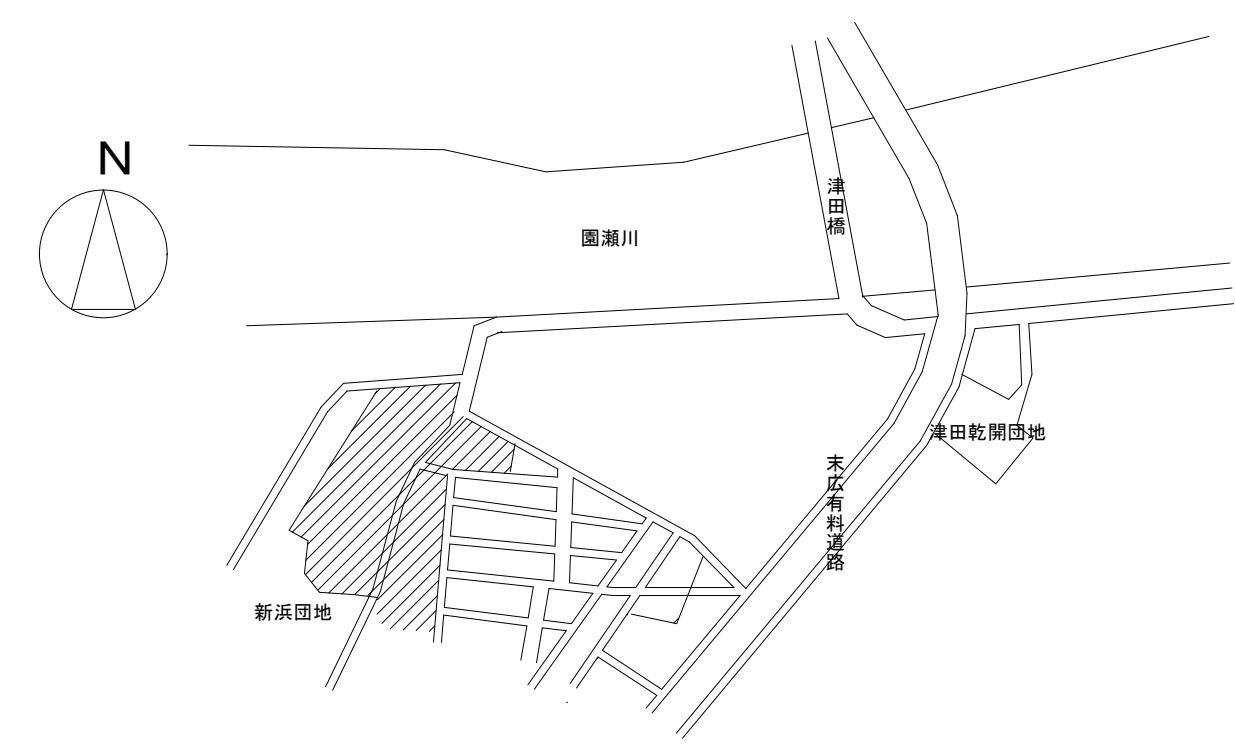
5章 その他

1. 機器取付高さ
- 図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高(mm)	備考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
〃 (台上)	台上～中心	150	
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300	
〃 (車椅子用)	床上～中心	900	
ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃 (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
〃 (外部受付)	床上～中心	標準図による	
〃 (モコタ付)	床上～中心	1,400	
〃 (カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱・発信機	床上～中心	800～1,500	
警報ベル・表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器(都市ガス)	天井下～下端	300	
〃 (LPガス)	床上～下端	300	



配置図

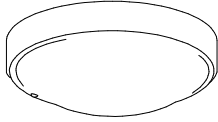


付近見取図

徳島市新浜町1丁目489

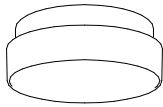
		徳島県土整備部住宅課		工事名 R8住宅 昭和町8丁目団地他 徳島市他 1号棟等共用部照明設備改修工事		図面番号 E-55		 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計		竣工		図面名 新浜町 配置図 付近見取図		縮尺 1/800		
R8.07								

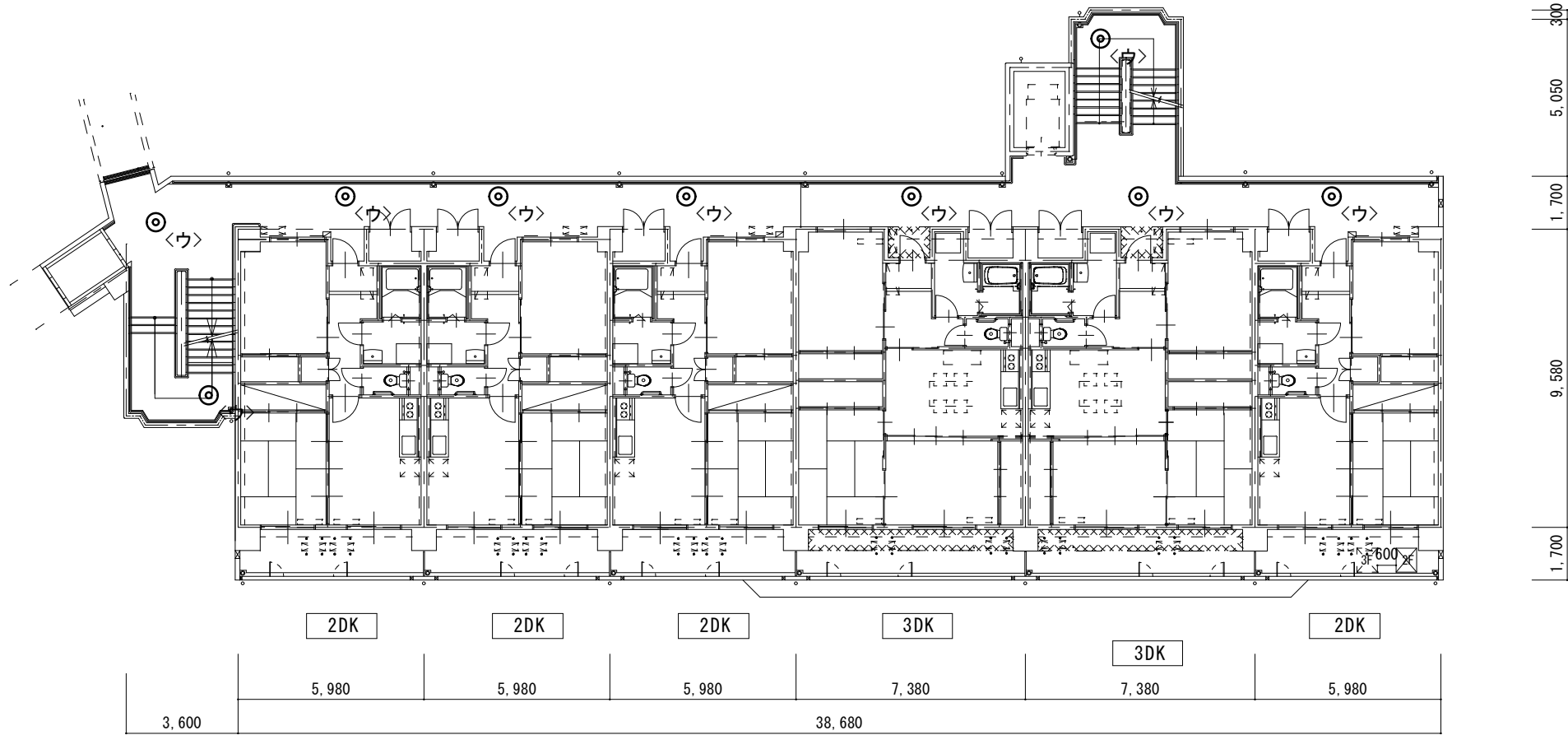
【新設】

ウ	LEDシーリングライト 30形丸形蛍光灯1灯器具相当
 昼白色(5000K)、Ra83 器具光束865lm、消費電力10.7W、電圧100V 防湿型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式 プラスチック(オフブラック) カバー：アクリル(乳白)	

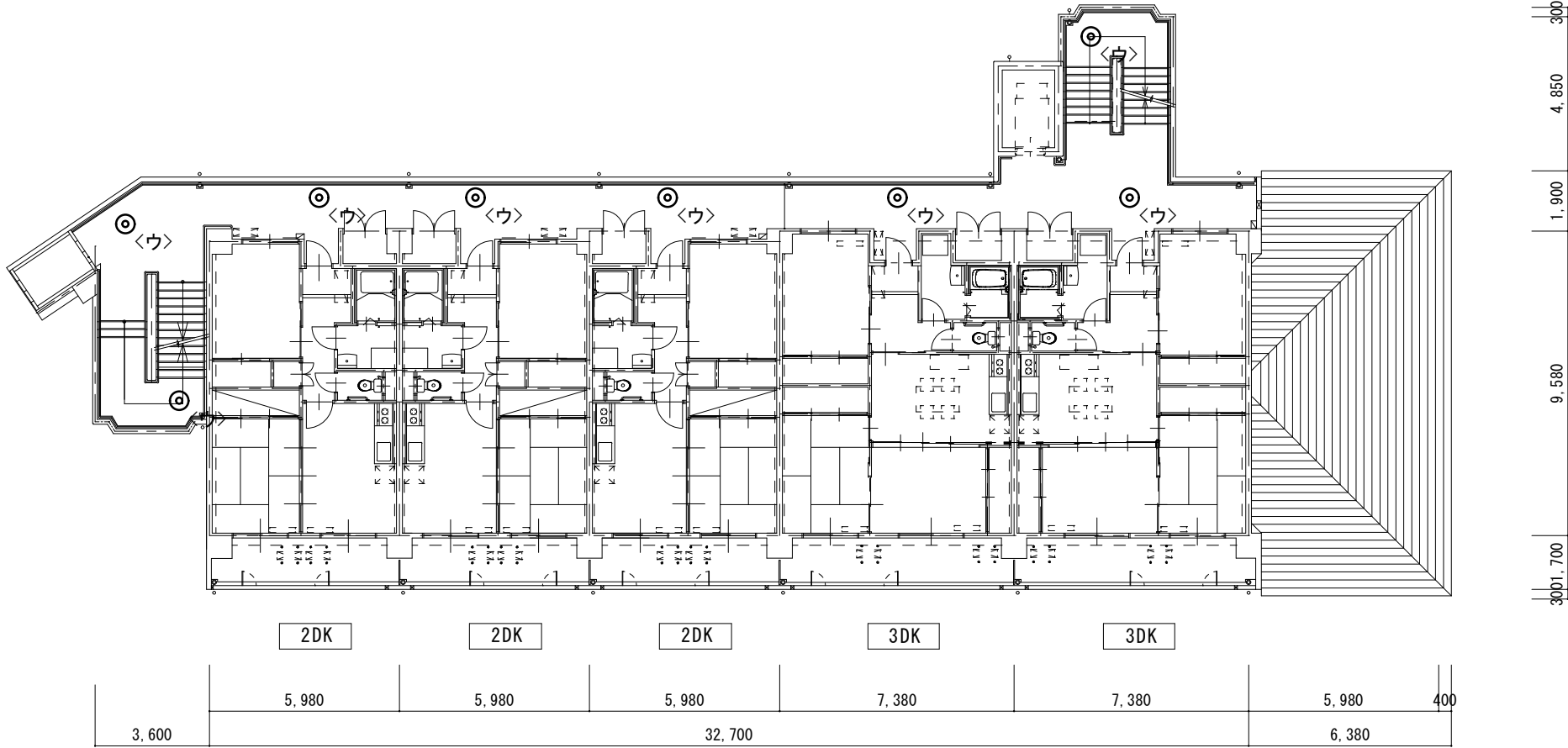
※姿図は参考とし、同等品以上とする

【撤去】

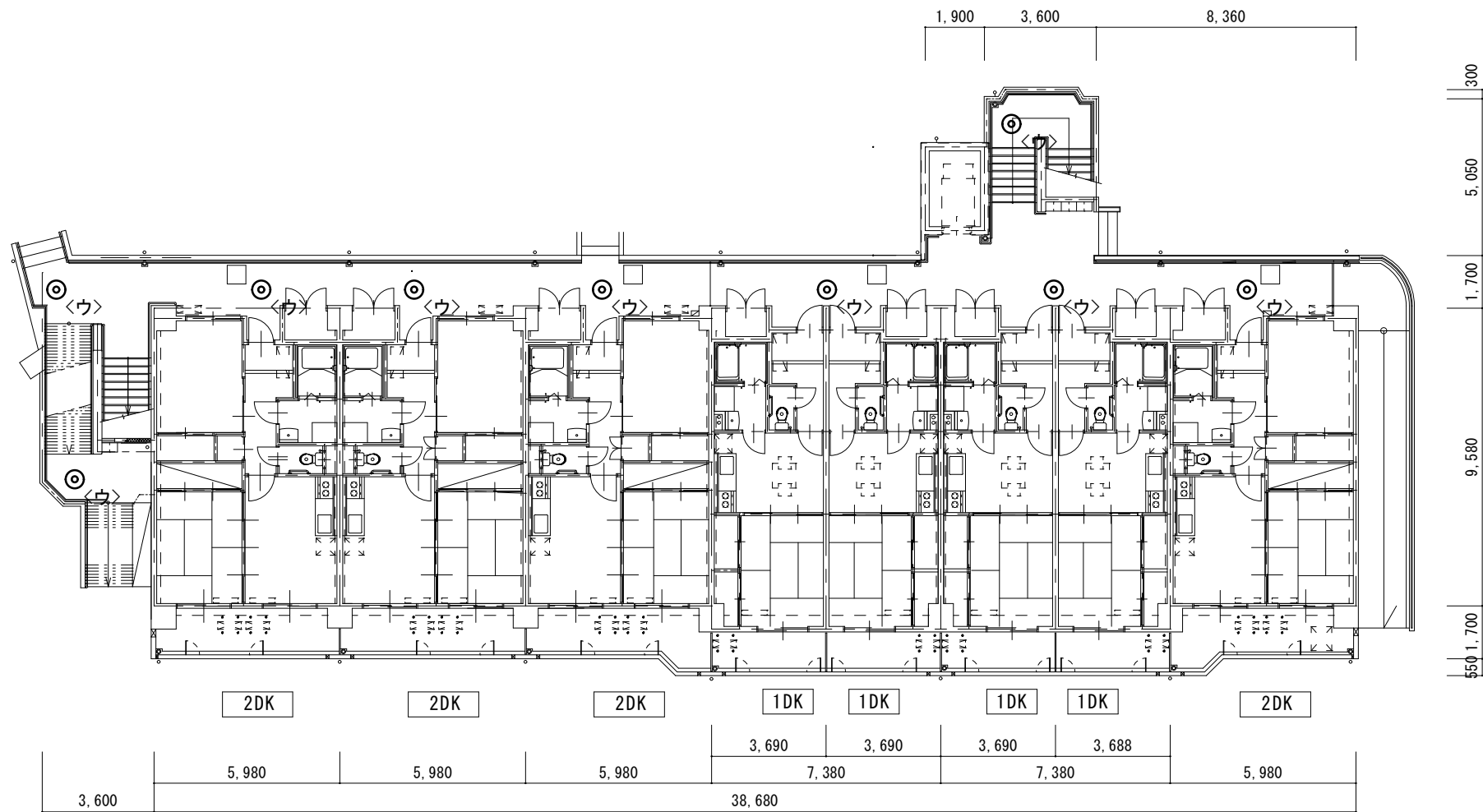
ウ	FCL30W×1	共用廊下・階段
 防湿・防雨型 低騒音UVカット仕様 カバー：アクリル(乳白つや消し) 本体：プラスチック(ブラック) φ335 H=121 パナソニック電工 HW8952KC		



2 階平面図 1/200

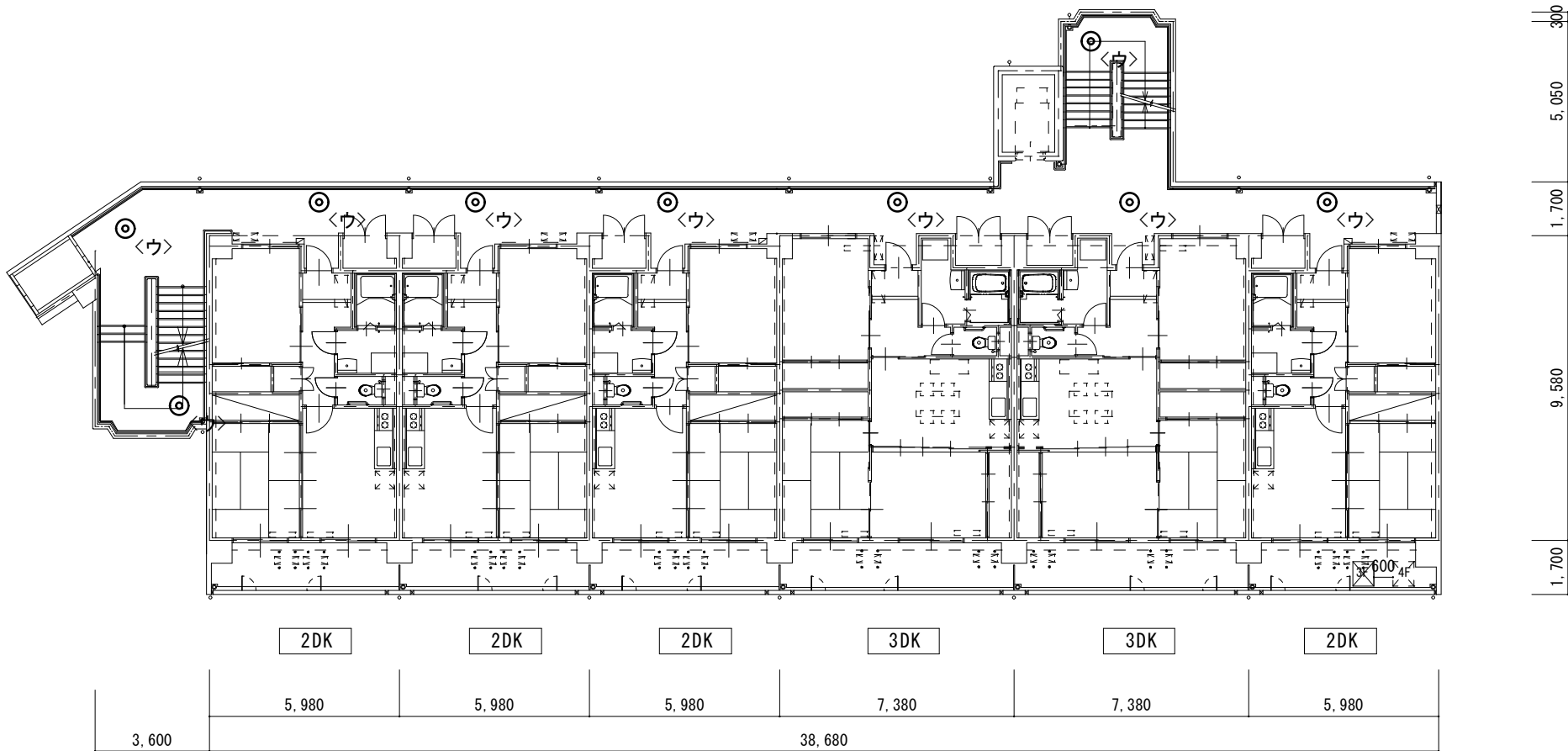


5 ～ 7 階平面図 1/200



1 階平面図 1/200

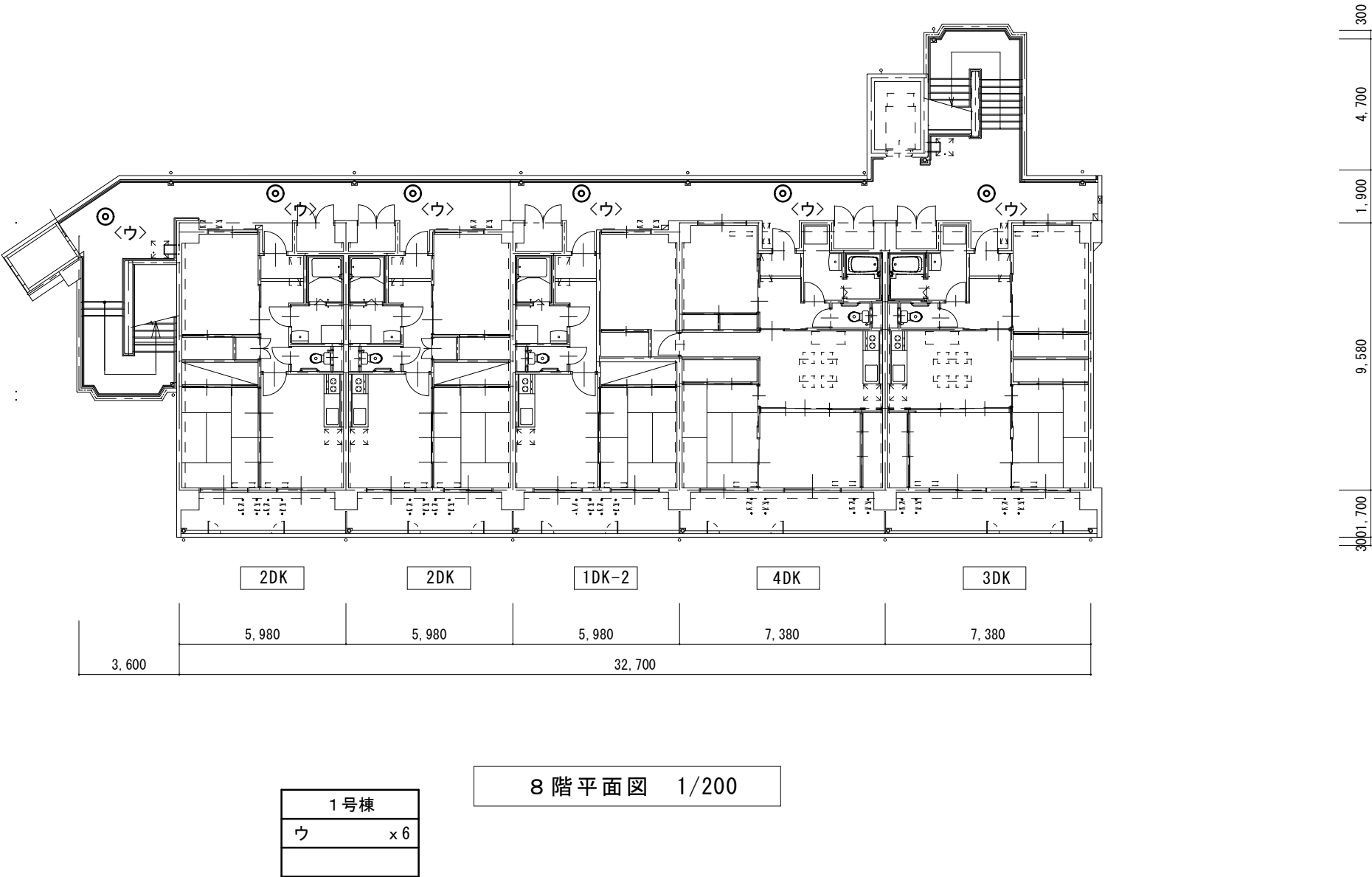
1 号棟
ウ × 60



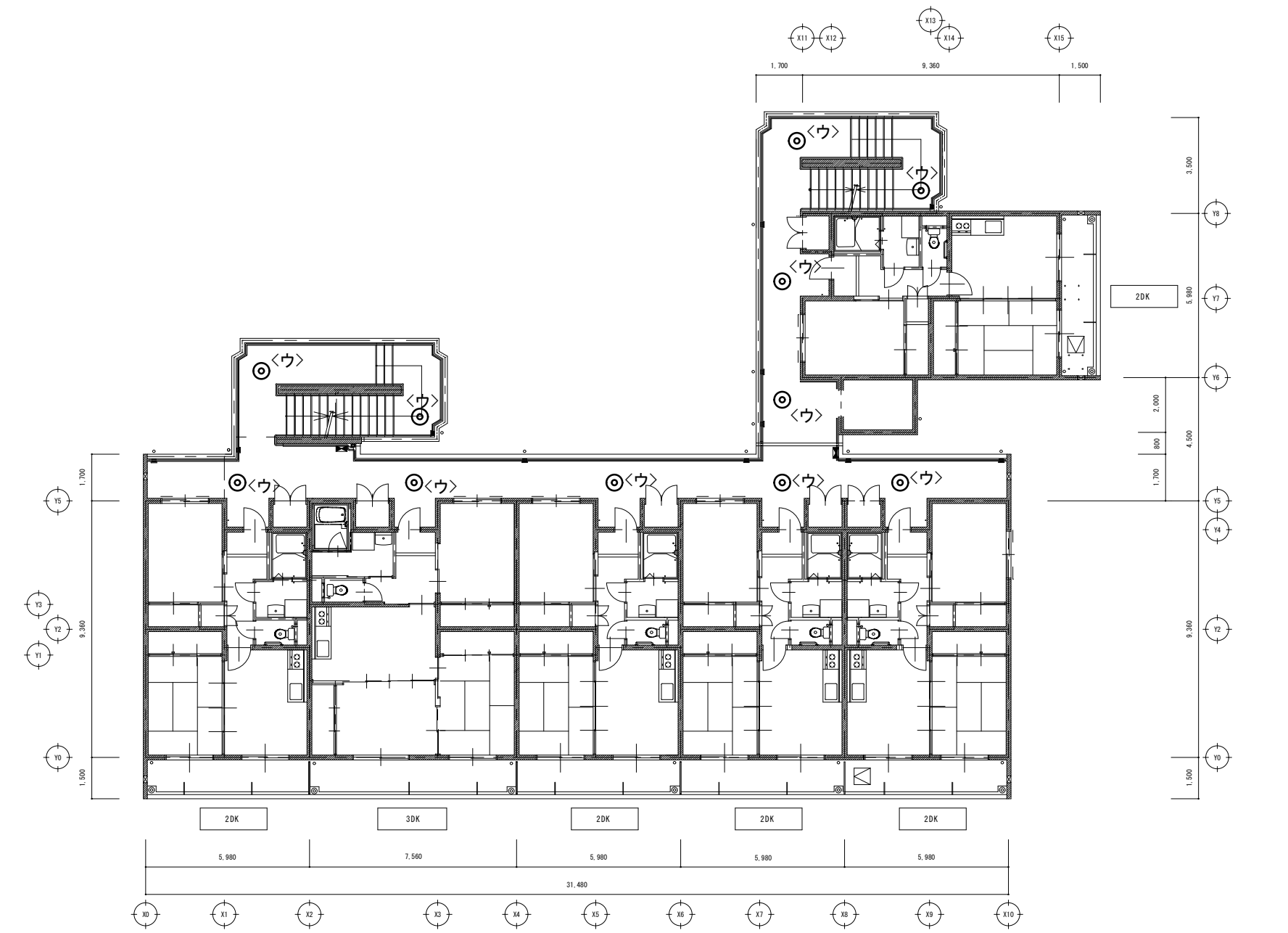
3 階 ・ 4 階平面図 1/200

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

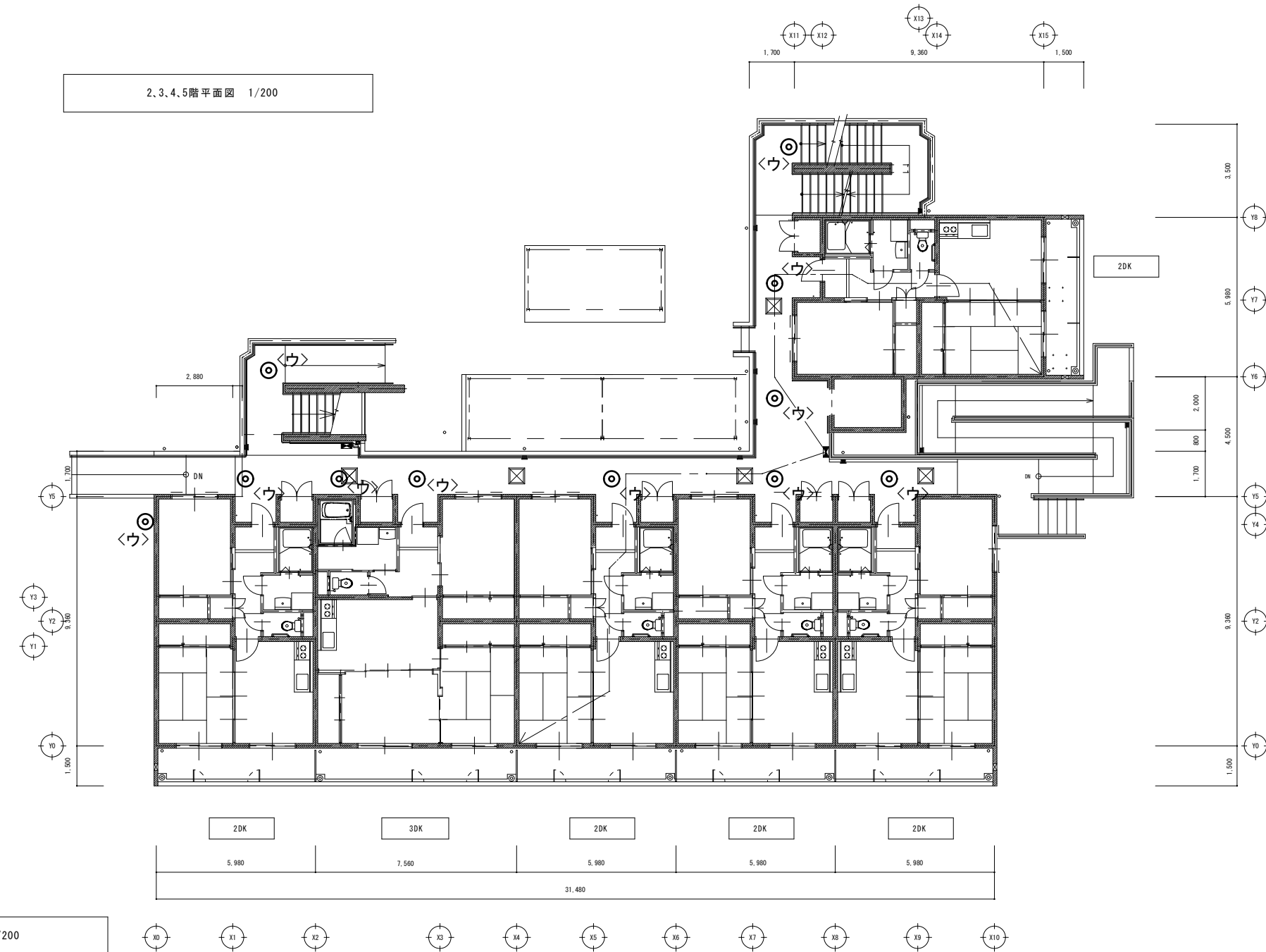
			工事名 R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1 号棟等共用部照明設備改修工事		図面番号 E - 5 7	 (株) 上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2-1 0 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計 R8. 07		竣工	図面名 新浜町 1 号棟 電灯設備 1～7階平面図 改修前後		縮尺 1 / 2 0 0	



注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。



2, 3, 4, 5階平面図 1/200

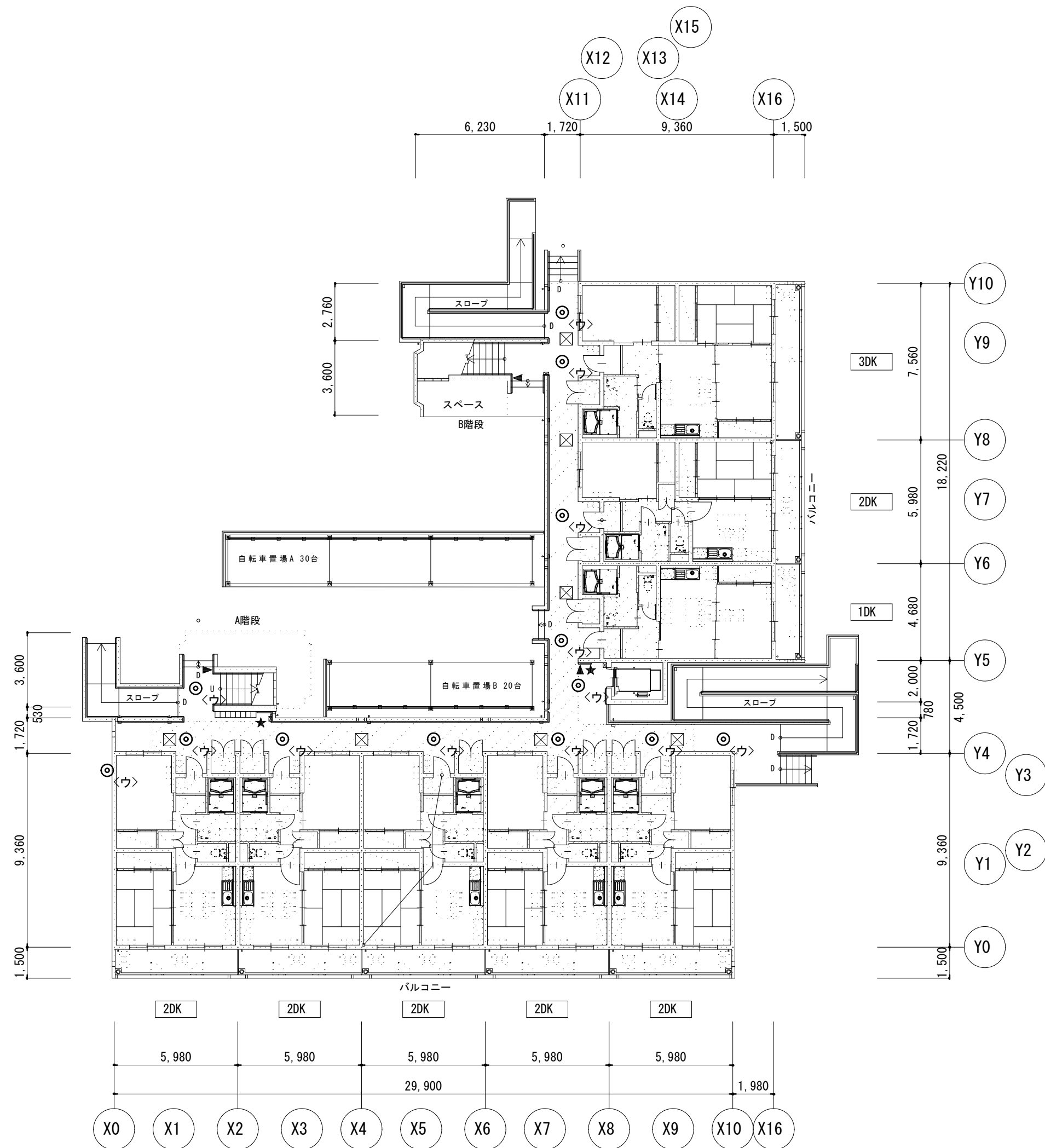
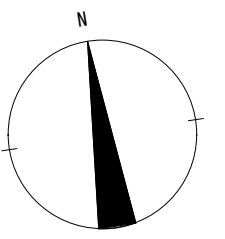


1階平面図 1/200

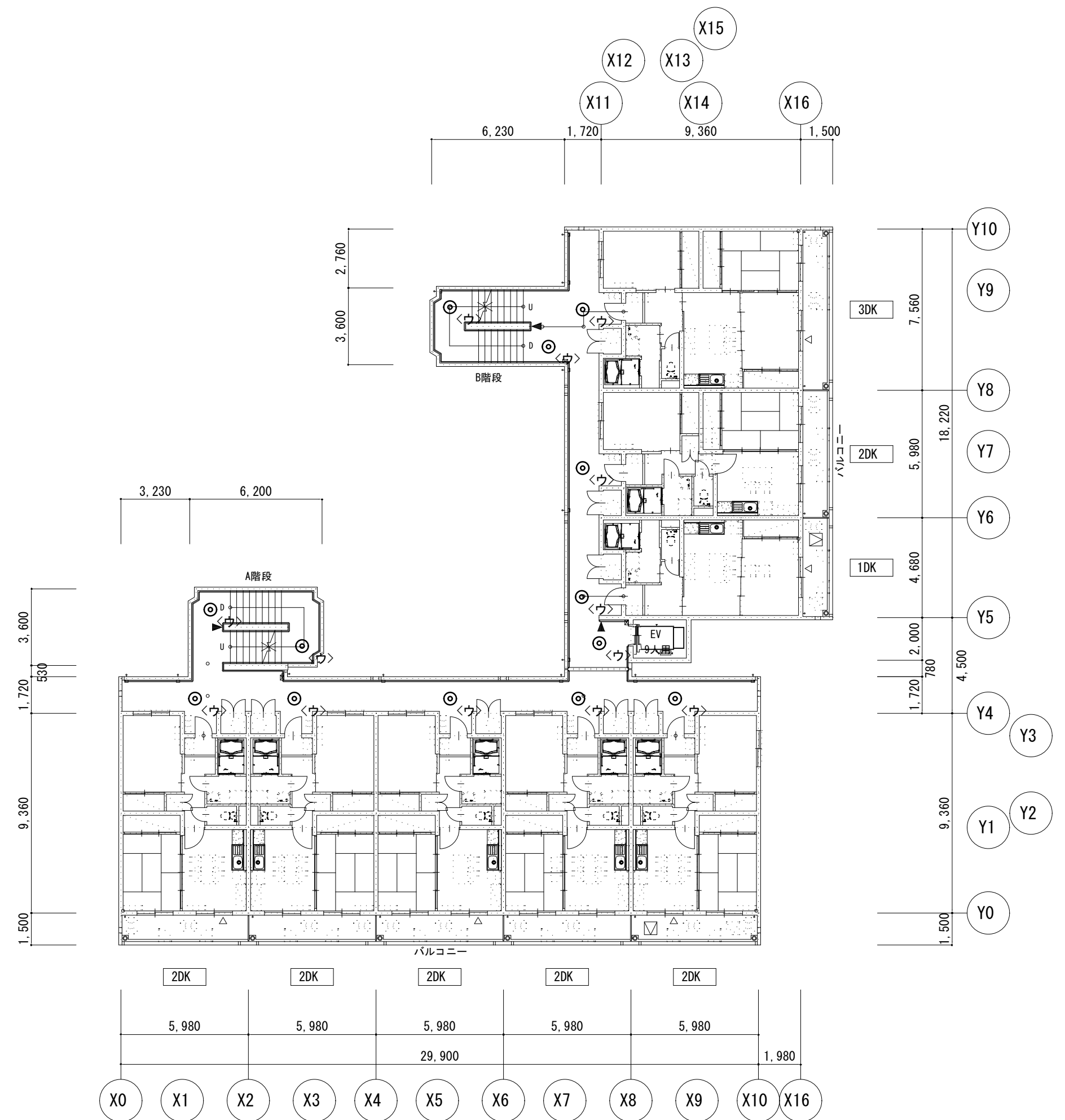
5号棟
ウ x 55

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

徳島県土整備部住宅課		工事名	R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1 号棟等共用部照明設備改修工事	図面番号	E - 5 9	 (株) 上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2-1 0 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計	R8. 07	竣工	図面名 新浜町 5 号棟 電灯設備 1～5階平面図 改修前後	縮尺	1 / 2 0 0	



1階平面図



2～4階平面図

注記 1) 共用部の廊下・階段の照明器具の撤去新設を実施する。

		徳島県県土整備部住宅課		工事名 R 8 住宅 昭和町 8 丁目団地他 徳島市他 1 号棟等共用部照明設備改修工事		図面番号 E - 6 0		 (株) 上 久 保 設 備 設 計 代表取締役 上久保 哲治 建築設備士 福田 友紀 番号 第20EA-0480N号 〒771-0135 徳島市川内町平石若松 6 2 - 1 0 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
設計 R8. 07		竣工		図面名 新浜町 6 号棟 電灯設備 1～4階平面図 改修前後		縮尺 1 / 2 0 0		